

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略 称
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）	改正法
資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）	資金決済法
資金決済に関する法律施行令（平成 22 年政令第 19 号）	資金決済法施行令
前払式支払手段に関する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 3 号）	前払式支払手段府令
仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 7 号）	仮想通貨府令
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者関係）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係）	仮想通貨ガイドライン
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）	犯罪収益移転防止法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成 20 年政令第 20 号）	犯罪収益移転防止法施行令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号）	犯罪収益移転防止法施行規則

● 銀行法（金融グループ）関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●銀行法施行規則	
	▼全般	
1	グループ化など行っても経営者の責任が取れていないのが現状である。法改正しても意味がない。銀行の違法行為をやめさせると法律に明記されていない。説明責任も果たしていない。グループ化をしても法の順守はできないと思う。	金融グループは、法人格を異にする各エンティティが、いわばひとつの集合体を形成し、エンティティの枠を越え、グループ体として様々な業務を展開するものとしての側面があります。これを踏まえれば、金融グループにおける経営管理の「形態」は区々であることを前提としつつ、金融グループにおける経営管理の「機能」については、それぞれのグループの経営管理体制が十分に実効的であるため、各金融グループにおいて、グループ全体の経営方針が明確に策定され、それがグループ各エンティティにおいて浸透・徹底されるとともに、経営方針の実行に伴う各種リスクを的確に把握し、リスク顕在化時にも適切に対応できる体制の構築・運用が求められると考えられます。このような視点に基づき、今般の改正が行われました。
	▼第 1 条の 3 の 2（総資産の額等）	
2	本条は、銀行持株会社に該当する前提である	内部 TLAC のあり方に関する国際的な議論も踏

	持株会社への該当性を規定したものであるにもかかわらず、第2項に「銀行持株会社」という文言が含まれており、一種の循環参照になっているように思われる。「同項に規定する会社」（同項とは法第2条第12項をいい、持株会社への該当性の判断対象の会社を指す。）としてはどうか。別紙様式第15号記載上の注意1も同様に適宜修正してはどうか。	まえ、今後制定する告示において銀行持株会社を指定することを予定していますので、混乱を生じさせることはなく、修正の必要はないものと考えられます。
3	規則第1条の3の2第2項は、銀行持株会社が発行するTLAC債を想定しているとの理解でよいか。そうであれば、社債の発行についても府令に明記すべきではないか。	銀行法施行規則第1条の3の2第2項は、「資産」を定めるものですが、ご指摘のTLAC債（外部TLAC）の発行により取得された金銭の多くは、貸付金の形で内部TLACとして主要子会社に分配されることが予定されていることから「貸付金」を記載するものです。他方、社債は債務であって資産ではありません。
▼第13条の6の8（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）		
4	規則第13条の6の8第1項第2号及び第4号は、「その他の」として、例示であることを明確化しているが、改正前の規制内容と変わりはないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
5	規則第13条の6の8第2項第2号における、「当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認」「受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証」「その他の受託者に対する必要かつ適切な監督」を行う主体は、柱書で「銀行持株会社は、…措置を講じなければならない。」とされていることから、「銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）」ではなく、「銀行持株会社」であるとの理解でよいか。	銀行法第12条の2第3項第1号及びご指摘の銀行法施行規則第13条の6の8第2項は、銀行持株会社以外の銀行持株会社グループに属する会社に共通・重複業務を委託・集約する場合、銀行持株会社が、一元的に、当該業務の委託先を適切に管理できるのであれば、必ずしも、委託元たる銀行それぞれに重複して的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保する義務を求める必要はないと考えられることから、銀行持株会社が委託先の管理を行う際の措置を定めるものです。具体的な措置は銀行持株会社が直接委託先に対し講ずるものに限定されるものではありませんが、銀行持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる一元的な義務を負っていることに留意すべきであると考えられます。
6	規則第13条の6の8第2項第4号及び第5号は、グループ内の実際に委託を行う会社に措置を求めることとなっている一方で、第1号及び第3号では、（実際に委託や苦情処理は委託会社がすることが想定されるにもかかわらず）銀行持株会社が自ら行うような文言となっている。「委託会社に求める」形に統一してはどうか。	銀行法第12条の2第3項第1号の規定は、銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む）が、当該グループの特定の子会社に共通・重複業務を委託する場合には、委託元である当該銀行持株会社グループに属する銀行については、委託業務の「的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置」を講じる義務を免除することとし、代わって、当該グループにおいてその頂点に位置する銀行持株会社が、当該義務を負うものとするものです。この観点から、銀行法施行規則第13条の6の8第2項各号において銀行持株会社に義務を負わせる規定としています。 もともと、同項第4号・第5号に掲げる措置については、性質上、委託契約の当事者でない銀行持株会社が行い得ない内容であることに配

		慮し、委託会社に一定の措置を求めることとして います。
7	<p>規則第 13 条の 6 の 8 第 2 項第 5 号は、「当該業務を委託した銀行持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、」とあるが、銀行持株会社の業務としての一般的な経営管理及び銀行持株会社の一般的な体制整備義務（法第 52 条の 21 第 1 項、第 52 条の 21 の 2 第 1 項）には、含まれないという理解でよいか。</p> <p>含まれないので特則的に設けるとした場合に、「当該業務を委託した銀行持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、」と一般的に記載せず、委任業務分野に限って、「業務の健全かつ適切な運営を確保」する体制整備を求めればよいのではないか。</p>	<p>銀行法第 12 条の 2 第 3 項第 1 号、銀行法施行規則第 13 条の 6 の 8 第 2 項第 5 号の規定は、共通・重複業務を子会社に集約する場合の規定であり、銀行持株会社の業務としての一般的な経営管理及び銀行持株会社に共通・重複業務を集約する場合の規定（銀行法第 52 条の 21 第 1 項、第 52 条の 21 の 2 第 1 項）とは規律の対象が異なると考えられます。</p>
	▼第 14 条の 8（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由等）	
8	<p>規則第 14 条 8 第 2 項に定める「特定取引等」には資金融通以外の取引も含むとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
9	<p>規則第 14 条の 8 第 2 項第 1 号に関し、グループ間の資金融通の円滑化のためには、「当該銀行が特定取引等を行うことが当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと」だけでは、「おそれ」の判断が難しいところが障害となる。規則第 14 条の 9 の規定があることは承知しているが、「おそれ」といえるかどうかについて、手掛かりとなる何らかの観点を府令レベルで記載してはどうか。例えば、「当該取引の不利益の程度、当該銀行の資産における当該取引の割合及び既存の特定取引等の取引状況に照らして」といった記載はどうか。</p>	<p>今般の改正の趣旨は、アームズ・レングス・ルールが銀行の他業態への進出に伴う弊害を防止する観点から導入されたことを踏まえつつ、銀行持株会社グループにおけるシナジー効果を発揮することができるようにすることにあります。この趣旨に照らすと、「当該銀行が特定取引等を行うことが当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがない」との要件は、健全性に具体的な影響を与えるものと認められない限り充足されるものと考えられます。他方、ご指摘のような事項を記載すると、硬直的な判断を招き、上記のような柔軟な審査を行えなくなるおそれがあると考えられます。</p>
10	<p>規則第 14 条の 8 第 2 項第 2 号に「特定取引等の条件を明確に定めていること」とあるが、実効性が担保されるのであれば、社内規定や契約書など、何において定めるかは問わないとの理解でよいか。また、「特定取引等の条件」は、個別の取引に係る条件のみならず、当該銀行が特定取引等を行うにあたっての包括的な条件として定めることも可能か。</p>	<p>いかなる条件であれば特定取引等を行うことができることとすべきかは、当該銀行において主体的に決定すべきものと考えられ、社内規定等において明確に定めるべきものと考えられます。そのため、他者との間の契約書において定めることは不相当と考えられます。その他のお尋ねの点については、貴見のとおりと考えられます。</p>
	▼第 17 条の 5 の 2、第 34 条の 19 の 2（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）	
11	<p>平成 27 年 12 月 22 日付「金融審議会 金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ 報告～金融グループを巡る制度のあり方について～」13 頁において、銀行・銀行持株会社による金融関連 IT 企業等への出資の容易化に関し、「銀行持株会社や銀行は、許可を受けて、『銀行が提供するサービスの向上に資する業務又はその可能性のある業務』を行うための子会社等へ出資を行うことができることとし、その許可に際しては、上記のような銀行を中核とする金融グルー</p>	<p>EC モールは「銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」の一例に過ぎず、同業務に該当するとして認可申請が行われる業務には多種多様なものが想定されます。</p> <p>「銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること」（銀行法施行規則第 17 条の 5 の 2 第 2 項 7 号、第 34 条の 19 の 2 第 2 項 5 号）の判断にあたっては、このような業務の多様性に鑑み、柔軟に対処する必要が</p>

<p>プにおける他業禁止の趣旨等を踏まえ、例えば、「銀行業務のリスクとの親近性があることその他銀行本体へのリスク波及の程度が高くないと見込まれること」「等を勘案することが考えられる。」とされていた。また、同書 12 頁では、いわゆる EC モール（電子商取引市場）運営会社への出資等を行う場合が想定され、次のように記載されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EC モールを運営する事業者の中には、「取引の場の提供」のみならず、自ら在庫を保有し、機能的に物流をも担う者もあるが、銀行業との親近性や他業リスクを踏まえれば、あくまで、銀行を中核とする金融グループにおいては、物流までは担わないことを前提に考える必要がある（同頁注 18）。 ・ EC モールの機能は、①取引当事者の紹介、②出店者の販売戦略等に係るアドバイス提供、③取引成立後の代金支払い、④商流情報を活用した融資といった機能に大別できると考えられるが、これらは、いずれも銀行に許容されている業務、または、これと親近性のある業務であるとも考えられる（同頁注 19）。 <p>これらの点については、規則のもとでは必ずしも明示的に規定されているわけではないと拝察しているが、「銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること」（第 17 条の 5 の 2 第 2 項 7 号、第 34 条の 19 の 2 第 2 項 5 号）を判断する際に勘案されることになるのか。</p>	<p>あると考えられます。</p> <p>ご指摘いただいた、金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告に記載された EC モールに関する考え方は、EC モール運営会社への出資に関する銀行法施行規則第 17 条の 5 第 2 項及び第 34 条の 19 の 2 第 2 項の審査にあたって、参照され得るものと考えられます。</p>
<p>12 平成 27 年 12 月 22 日付「金融審議会 金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ 報告～金融グループを巡る制度のあり方について～」13 頁において、銀行・銀行持株会社による金融関連 IT 企業等への出資の容易化に関し、「具体的な出資の割合については、子会社と兄弟会社とでリスク遮断の有効性が異なること等を踏まえると、銀行持株会社による保有と銀行による保有とで、出資先企業の業務内容・リスク等に応じて出資割合の上限に差が生じることも考えられよう。」とされていた。</p> <p>この点については、第 17 条の 5 の 2 第 2 項各号・第 34 条の 19 の 2 第 2 項各号において、直接的な規定はないと拝察しているが、「銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること」（第 17 条の 5 の 2 第 2 項 7 号、第 34 条の 19 の 2 項 5 号）を判断する際に勘案されることになるのか。また、判断枠組みや考慮要素、具体的に出資割合の上限に差が生じるとしたらどの程度の差になるのかについて、規則の規定よりも具体的なものを想定しているのであれば示してほしい。</p>	<p>お尋ねの銀行持株会社による保有と銀行による保有の場合の差異については、ご指摘の「銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること」（銀行法施行規則第 17 条の 5 の 2 第 2 項 7 号、第 34 条の 19 の 2 第 2 項 5 号）の審査をはじめ、銀行法施行規則第 17 条の 5 第 2 項及び第 34 条の 19 の 2 第 2 項の審査にあたって考慮され得るものと考えられます。</p> <p>なお、出資割合の差を設けることが適当かどうかや、どの程度の出資割合の差を設けることが適当かどうかについては、個別具体的な判断に依存する事項であり、また審査に当たっては、業務の特性に応じて、柔軟に対応する必要があることから、一律の基準を示すことは困難であると考えます。</p>
<p>13 銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権</p>	<p>「銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者</p>

	<p>数を超えて取得し、又は保有することについての許可を受けようとするときにおける基準（第17条の5の2第2項、第34条の19の2第2項）について、必ずしも数値等で定量的な基準が示されているわけではないため、監督指針・ガイドライン等においてより具体的な内容を示す予定があるか教えてほしい。</p>	<p>の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」として認可申請が行われる業務には多種多様なものが想定されます。</p> <p>認可の審査にあたっては、このような業務の多様性に鑑み、柔軟に対処する必要があると考えられます。</p> <p>このため、現時点においては、業態ごとの審査基準は法令及び監督指針等のいずれにおいても策定することは予定していませんが、将来的に事例の蓄積が得られた場合にはガイドライン等を策定することもあり得るものと考えられます。</p>
14	<p>法第16条の2第1項第12号の3、第52条の23第1項第11号の3では「情報通信技術その他の技術を活用した」銀行業の高度化若しくは銀行の利用者の利便の向上に資する業務又は資すると見込まれる業務とあるが、「情報通信技術」はあくまで例示であって、申請対象となる銀行業高度化等会社の業務範囲を限定するものではないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p> <p>一般の改正は、情報通信技術その他の進展を踏まえ、将来的に様々な展開が予想される中で、他業禁止の趣旨等に抵触しない範囲で、銀行による柔軟な業務展開を可能とすることが企図されています。そして、「情報通信技術」は「技術」の例示として掲げられているにすぎないため、情報通信技術を用いない業務を営む会社（FinTechに分類されない会社）についても、基準議決権数を超える出資が許容される可能性があるものと考えられます。</p>
15	<p>法第16条の2第1項第12号の3、第52条の23第1項第11号の3では、銀行業高度化等会社の業務範囲を「専ら」としていないことを踏まえると、申請対象となる銀行業高度化等会社の中核的な事業が「申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること」を満たしていれば、一部でそれ以外の事業を兼営していても、認められる余地があるとの理解でよいか。</p>	<p>当該規定においては、情報通信技術その他の進展を踏まえ、将来的に様々な展開が予想される中で、他業禁止の趣旨等に抵触しない範囲で、銀行による柔軟な業務展開を可能とすることが企図されており、「銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」以外の業務を兼営している場合であっても、そのことをもって認可の対象外となるものではありません。ただし、兼営業務の規模が申請銀行等の銀行業の高度化若しくは申請銀行等の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務の規模に比して著しく大きい等の場合には、他業禁止の趣旨等に抵触するため出資が許容されない場合もあると考えられます。</p>
16	<p>「申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること」（規則第17条の5の2第2項第6号、第34条の19の2第2項第4号）とあるが、「申請銀行の利用者」には、銀行の付随業務（法第10条第2項）や法定他業（法第11条、第12条）に係る利用者も含まれ得るとの理解でよいか。</p>	<p>また、上記趣旨からすれば、申請銀行が行う付随業務や法定他業に係る利用者や潜在的な利用者も「申請銀行の利用者」に含まれ得るものと考えられます。</p>
17	<p>「利用者」（規則第17条の5の2第2項第6号、第34条の19の2第2項第4号）とは、現に銀行と取引している銀行の利用者のみならず、銀行業高度化等会社への出資等を通じて銀行の提供するサービスの利便性が向上する結果として銀行の利用者となる潜在的な利用者を含むとの理解でよいか。</p>	
18	<p>「著しいおそれがない」（規則第17条の5の2第2項第7号）は、あまり一般的な用語ではないと思うので、貴庁所管の信託業法施行規則や金融商品取引業等に関する内閣府令等でも使用されている「おそれが少ない」としてはどうか。本項の第8号や第9号、第34条の19の2第2項等も同</p>	<p>「著しいおそれがない」とは、「おそれ」の程度が大きいものに限定して排除するものです。申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがない限り広く出資を認めようとするものであり、その旨を分かりやすくするため、当該規定としています。</p>

	様に修正してはどうか。	
19	規則第 17 条の 5 の 2 第 2 項第 8 号や第 9 号において、顧客に不利益を与える行為の範囲が申請銀行の業務に限定されているが、申請銀行の子会社等を含める必要はないか。例えば第 2 号では、申請銀行と子会社等が両方規定されている関係で、「申請銀行」とのみ規定して、子会社等を含むと解釈するのは厳しいと思われることから、明確化した方がよいと考える。第 34 条の 19 の 2 第 2 項等も同様に修正してはどうか。	認可に係る銀行業高度化等会社から見て兄弟会社である申請銀行の子会社等の顧客に対して取引上の優越的地位の濫用が行われる類型的な危険は銀行の顧客に対して優越的地位の濫用が行われる場合に比して限定的であるものと考えられ、また、申請銀行の子会社等の業務は多岐に渡るものであることを踏まえれば、申請銀行の子会社等も含むとすることは、過剰な規制となると考えられます。このような過剰な規制を設けることは、情報通信技術その他の進展を踏まえ、将来的に様々な展開が予想される中で、他業禁止の趣旨等に抵触しない範囲で、銀行による柔軟な業務展開を可能とすることを企図して法改正した趣旨を損なうものとして、妥当でないと考えられます。
20	規則第 34 条の 19 の 2 第 1 項第 2 号イの銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面は不要ではないか。	当該書面は、銀行持株会社が銀行以外の子会社等を保有することに伴い、銀行持株会社の役員等が当該子会社の出身者等のみで占められる等の状況が生じ、銀行持株会社の子銀行が機関銀行化しないことを確認するために提出を求めるものであり、銀行法施行規則第 34 条の 19 の 2 の規定による審査に必要であると考えられます。
21	規則第 34 条の 19 の 2 第 1 項第 2 号イの書面は、銀行持株会社となることの認可の際に提出されているはず（規則第 34 条の 10 第 1 項第 2 号ウ）なので、再度提出を求める必要はなく、削除すべきである。	
22	規則第 34 条の 19 の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号の収支や損益の状況については、基準を設けて一律に良好か否かを判断するのではなく、銀行持株会社およびその子会社等の規模や実態等を勘案し、柔軟に判断してほしい。	貴重なご意見として承ります。
▼第 17 条の 5 の 3（銀行による銀行グループの経営管理の内容等） 第 34 条の 14 の 2（銀行持株会社による銀行持株会社グループの経営管理の内容等）		
23	「銀行グループの収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針」（規則第 17 条の 5 の 3 第 1 項第 1 号）としては、子会社を含めた中期経営計画や ALM 管理等が考えられるが、これは一律画一的なものが求められるのではなく、実態に応じてそれぞれの判断で必要なものを策定するという理解でよいか。	貴見のとおり、必ずしも特定の名称の方針の策定を義務付けるものではなく、収支、資本の分配及び自己資本の充実のほか、各グループが必要と考えるリスクについて、その内容及び管理体制の整備に係る方針を策定することを求めるものです。例えば、信用リスク管理方針、市場リスク管理方針、流動性リスク管理方針等として策定される方針はこれに含まれるものと考えられますが、必ずしもそのような名称の方針の策定を強制するものではありません。
24	規則第 17 条の 5 の 3 第 1 項第 1 号及び第 34 条の 14 の 2 第 1 項第 1 号の「収支、資本の分配」という記載は必要なのか。意図的にグループ内で収支を分配したら税法上の寄付に当たらないのか。また「資本の分配」とはいわゆる資本分配率を想定しているのか（そうであれば、健全性基準を遵守する範囲内で、後は銀行の経営判断の問題であり、規制法の問題ではないのではないか）。資本分配率を意味しているのではないならば、文言を修正するか、いわゆる「用例」もないと思われるので、このパブコメで明確化してはどうか。	前段について、銀行法施行規則第 17 条の 5 の 3 第 1 項第 1 号及び第 34 条の 14 の 2 第 1 項第 1 号は、「収支」に係る方針及び「資本の分配」に係る方針を規定するものであり、「収支の分配」に係る方針を規定するものではありません。後段について、「資本の分配」とは、銀行持株会社が調達した資本を銀行持株グループ会社内で配賦することを意味し、いわゆる資本分配率を想定するものではありません。

25	<p>以下の業務は、経営管理（法第 52 条の 21 第 4 項第 1 号）に附帯する業務に該当するとの理解でよいか。</p> <p>(1) 経営の基本方針、リスク管理方針、危機管理体制の整備に関する方針以外のグループ単位での方針の策定及びその適正な実施の確保</p> <p>(2) 子会社役員若しくは従業員に対する、経営の基本方針、リスク管理方針、危機管理体制の整備に関する方針及び上記(1)に掲げる方針に係る研修又は教育</p> <p>(3) グループを代表して行う資金調達</p> <p>(4) グループ一体での人事企画・管理</p> <p>(5) リスク事象のモニタリング</p>	<p>銀行持株会社における経営管理の内容については、銀行持株会社グループ全体の経営方針が明確に策定され、それがグループ各エンティティにおいて浸透・徹底されるとともに、当該方針の実行に伴う各種リスクを的確に把握し、リスク顕在化時にも適切に対応できる体制の構築・運用が求められます。今般の銀行法改正は、これまで必ずしも法文上明確ではなかったこのような内容を法文上明確化したにすぎないものです。したがって、ご指摘の条項に規定された経営管理の内容に附帯する業務として、従前から銀行持株会社において行われてきた業務や、必ずしも従前銀行持株会社において行われてきた業務でなくとも、経営管理の内容に必然的に随伴すると考えられる業務については、改正法施行後も当然に行うことができるものと考えられ、ご指摘の各事項についても、そのような業務に含まれるものと考えられます。</p>
26	<p>銀行持株会社グループの基本方針の策定及びその適正な実施の確保のために行う以下の業務については、銀行法第 52 条の 21 第 2 項の経営管理に附帯する業務に該当するという理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ全体のシステム企画・管理業務（グループ全体のシステムの構成・投資等に関する方針とその進捗管理） ・グループ全体のファシリティマネジメント方針の策定及びその適正な実施の確保（店舗戦略、不動産管理方針の策定やその進捗管理） ・グループ全体の事務企画業務（事務効率化に関する方針の策定やその進捗管理） ・グループ全体の人事関連企画業務 	
27	<p>以下の業務は、銀行法第 52 条の 21 第 2 項の経営管理に附帯する業務に該当するという理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループに属する 2 以上の会社が同一の物品の購入（例えば事務用品の一斉購入など）や同一システムの導入を行うに当たって、銀行持株会社がその購入・導入に関する方針等を策定すること 	
28	<p>以下の業務は、経営管理（法第 52 条の 21 第 4 項第 1 号）に附帯する業務に該当するとの理解でよいか。</p> <p>(1) グループ全体の店舗戦略の策定、個別店舗のあり方（立地選定等）の戦略の策定</p> <p>(2) グループの福利厚生制度の企画</p> <p>(3) グループ全体のシステム態勢方針の策定</p> <p>(4) グループとしてのサイバー・セキュリティ対策に係る方針の策定</p> <p>(5) グループ会社のサイバー・セキュリティ対策の状況等に係る評価・モニタリング、及びこれに基づく指導、監督（適正な実施の確保）</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> (6) グループとしてのサイバー・セキュリティ人材育成に係る企画立案 (7) グループのサイバー・セキュリティに係る訓練等の企画立案 (8) サイバー・セキュリティに関する情報連携組織その他関係機関への加盟、及びそこで得られた知見のグループ各社への展開・共有 (9) システムセンターにおけるグループ各社のシステム配置やリソース配分等に関する方針の策定及びその適正な実施の確保 	
29	<p>以下の業務は、経営管理（法第 52 条の 21 第 4 項第 3 号）に附帯する業務に該当するとの理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 反社会的勢力との取引の管理 (2) 顧客情報管理 (3) コンプライアンスに係るモニタリング (4) 子会社に対する内部監査 (5) 子会社において生じた事象に係る法令解釈 (6) 子会社役職員若しくは従業員に対するコンプライアンスに係る研修又は教育 	
30	<p>法務省が平成 28 年 6 月 30 日に親子会社間の法律事務の取扱いと弁護士法第 72 条についての検討結果（親子会社間の法律事務の取扱いと弁護士法第 72 条（法務省大臣官房司法法制部）を公表したが、そこで述べられている以下の業務を、子会社の法務部門に代わって銀行持株会社が実施することは、経営管理（法 52 条の 21 第 4 項第 3 号）に附帯する業務に該当するとの理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約書・定款・社内規則（各種行政規制の対応ルール含む）などの雛形の提供、子会社が作成したもののチェック (2) 関係法令やその改正についての情報提供、それに伴う実務上の対応につき一般的な法的意見を述べること (3) 株主総会等の準備事務や議事運営において一般的な法的意見を述べること (4) コンプライアンス推進のための社内ガイドラインの提供、社員教育の実施 (5) 完全親会社、かつ、当該親会社が行政監督を受けている場合において、完全子会社の通常の業務に伴う契約や権利義務関係について、一般的な法的意見にとどまらない法的助言をし、法律事務を処理すること 	
31	<p>以下のグループ一体での人事企画・管理業務は、経営管理（法 52 条の 21 第 4 項第 1 号）に附帯する業務に該当するとの理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 銀行持株会社として開催するグループ 	

	<p>体での新卒採用セミナー（当該セミナーにおけるグループ各社の業務内容等の説明については当該子会社にて実施）</p> <p>(2) 銀行持株会社として開催するグループ体でのインターンシップ（当該インターンシップにおけるグループ各社の業務内容等の説明については当該子会社にて実施）</p> <p>(3) 銀行持株会社として開催するグループ体での内定式・入社式の運営・管理</p>	
32	<p>銀行持株会社において、銀行持株会社が策定したリスク管理方針等に沿って、例えば、大口与信先に対する個別の子会社及びグループベースでの与信残高のモニタリングや、子会社等の取引先の外部格付のモニタリング等、子会社等の取引先及び取引先グループに対するモニタリング業務を行うことは経営管理（銀行法第 52 条の 21 第 4 項第 1 号）に附帯する業務に該当するとの理解でよいか。</p>	
33	<p>銀行持株会社による経営管理の附帯業務には、以下の業務が含まれるとの理解でよいか。</p> <p>(1) グループ全体の事務効率化に関する方針の策定やその進捗管理</p> <p>(2) グループのブランド広告の制作、グループとして開催するイベントの宣伝</p>	
34	<p>「リスク管理部門」、「内部監査部門」、「コンプライアンス部門」等について、監督指針において、子銀行に必ず設置しなくてはならないとされている点については、銀行持株会社におけるこれらの機能の充実に伴い、「必ずしも設置しなくてはならないものでない」との理解でよいか。監督指針において上記部門の設置が義務付けられている証券子会社などの子銀行以外の子会社についても同様か。</p>	<p>監督指針は、銀行法の規定等を基礎として、監督上の着眼点等を記載したものであり、その運用に当たっては、各銀行の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとされており。</p> <p>したがって、同様の機能・態勢が銀行グループの頂点に位置する銀行持株会社によって整備されるのか否か、等の個々の銀行の状況等により、監督指針に照らして求められる銀行の態勢整備は異なっており、コメントにあるような銀行持株会社・子銀行双方による重複する態勢・機能の整備が必ずしも求められるものではありません。他法令で明文の規定がある場合を除き、証券子会社などの子銀行以外の子会社についても同様です。</p>
35	<p>犯罪収益移転防止法や外国為替及び外国貿易法等に基づき、グループ各社が行うマネー・ローンダリング等防止関連の業務について、例えば、取引時確認義務、調査義務など、犯罪収益移転防止法上の義務の履行の事務を受託・代行することは、銀行持株会社が各社と契約等を締結するなどして事務受託・事務代行等を行う場合、斯かる銀行持株会社による事務受託・事務代行等が、経営管理（規則第 34 条の 14 の 2 第 2 項）に附帯する業務に該当して、認可を得ずに営めるとの理解でよいか。</p>	<p>経営管理に附帯する業務は、銀行持株会社自身の固有業務である経営管理に通常伴うものであることが求められます。</p> <p>そして、銀行持株会社自らが策定した銀行持株会社グループに係る犯罪収益移転防止法や外国為替及び外国貿易法等に基づく義務に関する方針を実施することは銀行持株会社自身の固有業務であると考えられ、子会社等が行う犯罪収益移転防止法等上の義務に係る事務を銀行持株会社が受託・代行することは、銀行持株会社の経営管理に通常伴うものとして、経営管理（銀行法施行規則第 34 条の 14 の 2 第 2 項）に附帯する業務に該当するものと考えられます。</p>

36	銀行持株会社が営むことができる経営管理に附帯する業務（法第 52 条の 21 第 2 項）と同様の業務は、「銀行（子会社対象会社を子会社としているものであって、他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る）」（法 16 条の 3 第 1 項）においても営むことができるとの理解でよい。	銀行による子会社の経営管理業務は、従前も銀行業に付随する業務に含まれていたと考えられるところ、銀行法第 16 条の 3 第 1 項は経営管理の実効性の確保の観点から銀行に求められる内容を明示したものです。経営管理に係る規定は銀行持株会社の場合と同様の内容ですので、これに必然的に伴う業務である経営管理に附帯する業務についても同様に銀行業に付随する業務として行い得るものと考えられます。
▼第 19 条の 2（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）		
37	規則第 19 条の 2 第 1 項第 1 号イの「経営の組織」については、実務上、3 月末ではなく 6 月末や 7 月初旬の最新の組織図を記載するケースが多いのですが、今回の改正が本年 4 月に行われた場合、6 月末や 7 月初旬で記載する組織図は旧規定、新規定のどちらを適用すべきなのでしょう。	改正法の施行日以降は新规定が適用されます。 なお、6 月末や 7 月初旬の情報を記載することは、各行のご判断で行われており、法令上求められるものではないと理解しています。
38	規則第 19 条の 2 第 1 項第 1 号イ「経営の組織」に関する改正内容は、規則第 19 条の 3 第 1 号イ「銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」の記載では代用できないと考えてよい。また、「当該銀行の子会社等の経営管理に係る体制を含む。」とは、具体的にどのような記載（組織図内の該当する部署につなげる形など）を想定しているのか。	前段については、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 1 号イに規定する「経営の組織」と銀行法施行規則第 19 条の 3 第 1 号イに規定する「銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」とは同一のものではないと考えられます。 後段については、特定の記載様式を指定するものではありません。子会社等の経営管理に係る体制は、一義的に決まるものではなく、各会社における個別具体的な事情に応じ決定されるものであることから、各行において適切と考える事項を記載すべきものと考えられます。
▼第 22 条（合併の認可の申請）、第 22 条の 2（会社分割の認可の申請）		
39	規則第 22 条第 2 項、第 22 条の 2 第 2 項は、法律レベルの規範を、省令レベルの規範に準用しているが、問題ないのか。愚直に法律の記載と同じ記載を繰り返し記載した方が違和感が少ないのではないのか。	銀行法施行規則第 22 条第 2 項、第 22 条の 2 第 2 項と同様の規定は法令において多数存在しており、問題はないものと考えられます。
▼第 34 条の 14 の 3（銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社 の業務） 注：パブリックコメントの結果を受け、新たに一号追加し（第 8 号）、意見募集時の第 8 号から第 16 号までを一号ずつ繰り下げました。意見募集時の号番号を指す場合には、「規則案」と付することとします。		
▽全般		
40	今般の共通・重複業務の列举中に監査業務が見当たらないのは残念である。複数の銀行を傘下に持つ場合、当然に持ち株会社が一つの監査方針を立て、それに沿って両行の監査を行うべきだと思うが、これが共通業務とならないのは、各行がバラバラの監査をするべきと考えているのか。	銀行持株会社が銀行持株会社グループに属する会社に対する内部監査を実施することは、銀行法第 52 条の 21 第 4 項第 3 号に附帯する業務（銀行法第 52 条の 21 第 2 項）として行うことができるものと考えられます。
41	銀行グループ全体の実効的な経営管理を行う上では、グループ内での情報を集約・共有することが必須である。金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号に規定するファイアーウォール規制の改正も検討してほしい。	銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3 の規定は、銀行を子会社として有する銀行持株会社が行う共通・重複業務についてのものであり、金融商品取引法その他の法令に基づく義務を緩和することを意図するものではありません。

	例えば、顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められる場合や優越的地位を不当に利用するおそれがないと認められる場合等における情報の集約についても認めてほしい。	なお、ご意見にある情報の集約の範囲が必ずしも明らかではありませんが、金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号に規定する発行者等に関する非公開情報の授受の制限は、利益相反による弊害の防止、優越的地位の濫用の防止といった観点から導入されているものであり、これまでも、金業者等又はその親法人又は子法人等が、発行者等に対して当該発行者等に係る非公開情報の授受についてその停止を求める機会を適切に提供している場合は、発行者等が授受の停止を求めるまでは、当該発行者等の書面による同意があるとみなされることとする（オプトアウト）など必要に応じて規制の緩和を行っているところです。
42	現行法の下では、銀行持株会社が、経営管理に附帯する業務（法第 52 条の 22 第 1 項）の解釈として、（１）営業ソフト等の貸与を行うこと、（２）営業用建物などを子会社等に貸し付け、管理を行い得るなどの見解もあると理解しているが、これらの業務についても、改正後は、規則第 34 条の 14 の 3 の「銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務」に該当し得るとの理解でよいか。	ご指摘の業務が子会社等に代わって銀行持株会社が行うものであれば、経営管理に附帯する業務には該当せず、（１）については銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3 第 4 号、（２）については銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3 第 5 号に規定する業務にそれぞれ該当するものと考えられます。
43	規則第 34 条の 14 の 3 の見出しは「銀行持株会社が行うことができる当該銀行持株会社の銀行持株会社グループに属する会社に共通する業務」あるいは「銀行持株会社グループに属する会社に共通する業務」と書き下した方がよいのではないか。「グループ」というだけだと見出しとして不明瞭ではないか。	見出しと条文の規定を併せ読めば、「グループ」が「銀行持株会社グループ」を指すことは明らかであり、誤解が生じないものと考えられます。
▽第 1 号		
44	規則第 34 条の 14 の 3 第 1 号に定める業務、またはこれに附帯する業務として、グループ全体のアセットコントロールの観点で資産の運用を銀行持株会社に集約する場合、運用主体（銀行持株会社に子会社等から資産を移して銀行持株会社が資産を運用する、または、子会社等が資産を保有したまま銀行持株会社が運用の指図等を行う）や運用資産の種類（貸出債権等）に特段の制限はないとの理解でよいか。	貴見のとおり、「資産の運用」は特定の方法によるものに限定されるものではないと考えられます。ただし、子会社の勘定により銀行持株会社が運用の代行をする場合には、その態様に応じて、金融商品取引法上の投資運用業又は投資助言業等の登録が必要とならないかについて別途の検討が必要となることには留意が必要です。
45	「資産の運用に係る業務」は、①銀行持株会社が自身の勘定によりグループ全体の資金運用を実施する方法（子会社の資金を銀行持株会社に預け、その資金を運用する）、②子会社の勘定により銀行持株会社が運用の代行をする方法のいずれも可能と理解してよいか。	
46	規則第 34 条の 14 の 3 第 1 号で想定している業務は、銀行が行う、資金流動性リスク運営・金利リスク運営等の所謂 ALM（Asset Liability Management）業務が含まれるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
47	「資産の運用に係る業務」には、子銀行の円貨・外貨に係る資金繰りおよび担保繰り業務（無	ご指摘の業務がどのような業務か必ずしも明らかではありませんが、円貨・外貨を調達し、

	担コール、債券レポ、通貨スワップ取引、日銀担保繰り等)が含まれるか。	銀行持株会社グループに属する会社へ資金を融通することは、資本の分配に関する方針の実施に関係するものとして、経営管理に附帯する業務であるものと考えられます。
48	銀行持株会社が行うことができるグループの属する会社の業務(要認可)として、「資産の運用に係る業務」が挙げられているが、「持株会社が自身の勘定によりグループ全体の資金運用・調達(資産負債管理)を実施すること」ならびに「グループ銀行間の資金過不足の調整」(銀行持株会社によるグループ全体のALM管理の実施と調整(子銀行への資金融通の指示))ができることを明確にしてほしい。	銀行持株会社が銀行持株会社グループを代表してグループ全体の資金調達を行うことは、銀行法第52条の21第4項第1号に規定する業務の附帯業務として銀行法第52条の21第2項により行うことができるものと考えられます。 また、ご指摘のグループ銀行間の資金融通の指示を含め、銀行持株会社が銀行持株グループに属する会社に対し資産運用の指図を行うことや、銀行持株グループ全体の資産を銀行持株会社の資産として運用することは、銀行法施行規則第34条の14の3第1号に規定する共通・重複業務に該当するものと考えられます。
	▽第2号	
49	個別M&A案件としては銀行持株会社の子銀行が契約当事者にならない場合であっても、銀行持株会社の業務として、銀行を含む子会社のM&Aの交渉を業務として行うこととしている場合は、本号に規定する業務、またはこれに附帯する業務として認められるとの理解でよいか。	銀行持株会社が銀行持株会社グループに属する会社に代わりM&Aの交渉を業務として行っているのであれば、本号に規定する業務又はこれに附帯する業務に該当するものと考えられます。
50	契約当事者が銀行持株会社、銀行持株会社グループに属する会社(含む子銀行)、それら以外のグループ会社(50%以下出資の連結子会社や関連会社等)の連名となるM&Aや業務提携の交渉において、銀行持株会社がグループを代表して相手方と交渉を行うことは、規則第34条の14の3第2号に掲げる業務(子会社のために行うM&A等に関する交渉)に該当せず、したがって認可取得を要せずに行うことができるとの理解でよいか。	自らが当事者となるM&A等の交渉は、私企業としての銀行持株会社の事実行為として当然に行うことができるものと考えられます。他方、自らも当該契約の当事者になるか否かにかかわらず、グループ企業に代わって契約交渉を行う場合には、銀行法施行規則第34条の14の3第2号に該当するものと考えられます。
51	FinTech企業とのM&A交渉においては、想定されるユースケースはあるものの、最終的な契約当事者となるグループ会社が予め決まっていないケースがある。この場合、銀行持株会社がグループを代表して相手方と交渉を行うことは、規則第34条の14の3第2号に掲げる業務(子会社のために行うM&A等に関する交渉)に該当するとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
52	銀行持株会社が、銀行持株会社グループに属する会社のために、出資等を伴わない「業務提携」に関する交渉を業務として行うことは、規則第34条の14の3第2号に掲げる業務(子会社のために行うM&A等に関する交渉)の附帯業務に該当するとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
53	グループ会社が当事者会社となるM&A等においては、例えば、グループ全体の最適化等の観点から、M&A等の当事会社となるグループ会社ではなく銀行持株会社が主体的に動くケースや、当該グループ会社にM&A等について伝える前に、銀行	銀行持株会社が主体的に銀行持株グループ全体の最適化等の観点から主体的にM&Aの方針を策定し、自社内でその効果等に関し検証することに留まる場合には、経営管理に附帯する業務となると考えられます。

	持株会社が相手方当事会社（またはその親会社）との間でグループ会社の M&A 等の効果等について検証するケースも想定される。そのようなケースは経営管理に附帯する業務（経営の方針又は経営の方針等以外のグループ単位での方針の策定及びその適切な実施を確保するための措置）との理解でよいか。	他方、M&A の当事者となる銀行持株会社グループに属する会社に代わって銀行持株会社が主体的に交渉する場合や、M&A 等に向け相手方当事者と接触の上、個別具体的にその効果等について検証することは、本号の業務又はこれに附帯する業務（銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3 第 17 号）となると考えられます。
54	本号の対象業務には、金融関連業務会社が行い得る M&A アドバイザリー業務（規則第 17 条の 3 第 2 項 14 号の 3）に加えて、事業の「譲受け」、「株式等の譲渡若しくは取得」が追記されているが、これは明確化の趣旨であって、金融関連業務会社が行い得る M&A アドバイザリー業務でも、これらの業務は行い得るとの理解でよいか。	銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項第 39 号の附帯業務としてご指摘の業務を行いうるものと考えられます。
	▽第 3 号	
55	「持株会社グループに属する銀行（中略）が信用供与を行おうとする場合における当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務」とは、個別与信審査のみならず、債務者格付判定の決裁、資産査定（2 次査定）、事業調査等も含むとの理解でよいか。	銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3 第 3 号の規定は、与信審査過程の一部を切り出してこれについてのみ銀行持株会社における取扱いを可能にするのではなく、子会社たる銀行における与信決定の前提となる各種の審査を銀行持株会社が行うことができることを意味します。したがって、ご指摘の各事項も、銀行持株会社で行い得る業務に該当すると考えられます。
56	子銀行が信用供与の判断の前提となる審査を行うが、銀行持株会社としても、リスクリターンを踏まえたグループ全体の経営資源の効率的な配分やリスク管理の観点から、当該信用供与の審査を改めて行い最終判断を行うことは、規則 34 条の 14 の 3 第 3 号に掲げる業務（子銀行等の信用供与の審査）には該当せず、経営管理に附帯する業務に該当するととの理解でよいか。	銀行持株会社における経営管理の内容については、銀行持株会社グループ全体の経営方針が明確に策定され、それがグループ各エンティティにおいて浸透・徹底されるとともに、当該方針の実行に伴う各種リスクを的確に把握し、リスク顕在化時にも適切に対応できる体制の構築・運用が求められることに照らすと、貴見のとおりと考えられます。具体的には、リスク管理に係る方針（銀行法第 52 条の 21 第 4 項第 1 号、銀行法施行規則第 34 条の 14 の 2 第 1 項第 1 号）の策定・実施に附帯する業務（銀行法第 52 条の 21 第 2 項）に該当するものと考えられます。
57	「信用供与の判断の前提となる審査を行う業務」を銀行持株会社に集約することができる子会社は、「当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社」に限定されているが、グループに属するリース会社や信用保証会社も対象としてほしい。	今般の法改正において銀行持株会社に共通・重複業務の執行を許容した趣旨は、銀行を含む銀行持株会社グループに属する 2 以上の会社に共通・重複する業務について、グループ全体での業務の一体化及び効率化の観点から、銀行持株会社における集約を許容する点にあります。他方、銀行業態以外の者が行う融資審査については、それぞれの業態に応じて考慮要素等も異なり、銀行の行う融資審査業務と共通の業務であるとして業務の効率化等に十分資するとは認められないことから、対象とすることは困難であると考えられます。
58	「信用供与の判断の前提となる審査を行う業務」には、信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価に係る業務は含まれるか。また、融資実行後の動産の在庫調査や不動産評価の洗い	前段については、信用供与の判断の前提となる審査に当然に伴うものですので、附帯業務に含まれるものと考えられます。 後段については、債権管理の一部である担保

	<p>替え業務は、「信用供与の判断の前提となる審査を行う業務」に附帯する業務に含まれるか。</p>	<p>管理業務であり、個別具体性が強い業務となりますので、銀行持株会社グループに属する各銀行において行うのが妥当であると考えられます。なお、第13号・14号に規定する業務に該当するものであれば、その範囲において許容される余地があるものと考えられます。</p>
59	<p>大口信用供与規制が、銀行持株会社グループに所属する金融商品取引業者にも適用され、又、平成26年12月よりデリバティブ取引や公募社債等にも範囲を拡大したことに鑑みれば、第3号の範囲は、当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び外国銀行に限定するのではなく、金融商品取引業者を含む銀行持株会社グループに属する会社（全て）とすべきである。</p>	<p>今般の法改正において銀行持株会社に共通・重複業務の執行を許容した趣旨は、銀行を含む銀行持株会社グループに属する2以上の会社に共通・重複する業務について、グループ全体での業務の一体化及び効率化の観点から、銀行持株会社における集約を許容する点にあります。銀行業とその他の金融業との間で、信用供与の判断の前提となる審査考慮要素は必ずしも同一ではありません。</p> <p>なお、大口信用供与規制の観点からの信用供与の総量の管理は、経営管理又はその附帯業務として、銀行持株会社が行うことができるものと考えられます。</p>
60	<p>銀行持株会社が、グループに属する銀行が発行される社債等の有価証券を発行体に対する信用供与の方法として取得しようとする場合に、当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務（規則第34条の14の3第3号）を当該銀行から対価を得て行うことは投資助言業務（金融商品取引法第28条第6項）に該当する可能性があると思われるが、法第52条の21の2第2項の認可を取得すれば、金融商品取引法第29条の登録を受けなくとも、当該業務を行うことができると理解してよいか。</p>	<p>お尋ねの前半部分につき、どのようなケースをご想定されているか必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の銀行法第52条の21の2第2項に基づく認可は銀行法令上、銀行持株会社が当該業務を行ってよい旨認めるものに過ぎず、当該業務が投資助言業に該当する場合には、別途金融商品取引法に基づく登録が必要になります。</p>
▽第4号		
61	<p>以下の銀行持株会社が経営管理に附帯する業務を遂行するために構築・運用するシステムを、子会社でも利用できるようにする場合、経営管理に附帯する業務に該当し、規則34条の14の3第4号の認可は不要との理解でよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 銀行持株会社で利用するリスクアセットの計算やリスク計量に係るシステムを子会社でも利用できるようにする場合 (2) 銀行持株会社の監査部門で利用する監査支援システム（監査結果の集計・フォローアップを管理するシステム）を、子会社の監査部門でも利用できるようにする場合 (3) グループ共通の人事施策のために、人事評価に関するシステムを子会社でも利用できるようにする場合 (4) 法令遵守体制の構築のため、新規法令のデータベース等の確認をする場合等に利用するシステムを子会社でも利用できるようにする場合 (5) 利益相反管理等のため、銀行持株会社で利用するシステムを、子会社から情報収集す 	<p>銀行持株会社が経営管理に関連する業務で利用するシステムを子会社でも利用できるようにすることは、銀行持株会社グループ全体でのデータフォーマットの整合性、統一性やデータの正確性を確保し、ひいては経営管理に資する点で、経営管理に附帯する業務に該当すると考えられるため、ご指摘のとおり、認可は不要と考えられます。</p>

	ることを目的として、子会社でも利用できるようにする場合	
62	規則案第34条の14の3の福利厚生に関する事務（第6号）や物品の購入又は管理（第7号）、調査又は情報提供（第10号）、事務に係る計算（第12号）、文書の作成、整理、保存等（第13号）、事務の取次（第14号）、教育・研修（第15号）などを銀行持株会社において行う場合であって、当該業務に必要なシステム（子会社も利用）を銀行持株会社が運用等を行う場合は、同条第4号の認可は必要ないとの理解でよいか。	1の業務が2以上の共通・重複業務の類型に該当する場合には、原則として双方の認可が必要であると考えられます。 もともと、ご指摘のケースにおいて、受託した業務を行うために自らのシステムを運用し、子会社に利用させるのみであれば、第4号には該当せず、同号の業務に係る認可は必要ないものと考えられます。
	▽第5号	
63	不動産保守管理業務のみならず、グループ各社の賃貸不動産の賃料交渉、賃貸契約の期限管理、賃貸契約の再締結も、第5号で定める業務、またはこれに付随する業務に該当しうるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
64	第5号は「当該銀行持株会社グループに属する会社に対する『対する』不動産（原則として、事業用不動産に限る）の賃貸」と定められているが、当該不動産に、銀行持株会社グループに属する会社以外に、50%以下出資の連結子会社や関連会社、福利厚生の充実の観点から従業員向けのコンビニエンスストアや社員食堂が一部入居する場合も、同号の付随業務として認められる余地はあるか。	ご指摘の場合のように、銀行持株会社グループに属する会社に対する賃貸に付随して関連会社等や従業員の福利厚生の充実の観点に資するテナントを入居させる場合であれば、第5号の付随業務として認められる余地があると考えられます。
65	規則第34条の14の3第5号については、規則第17条の3第1項第1号の「原則として、自らを子会社とする～事業用不動産に限る」というような、取得経緯に係る規定がないことから、銀行持株会社が事業用不動産をグループ外から新たに調達して、銀行持株会社グループに属する会社に賃貸することを認めるものという理解でよいか。不動産という高リスクの資産について、持株会社にリスクを寄せることは適当ではないのではないか（告示等で何らかの基準を設けて限定することも考えられるのではないか）。規則案同条第8号も同様で、リスク負担が大きいため、少なくとも法第10条第2項第18号に規定するようなファイナンス・リースに限定すべきではないか（少なくとも、損失を吸収する立場のG-SIBについては適用を除外すべきではないか）。例え認可時に審査基準に適合していても、認可後の問題があるので、定期的に金融庁がモニタリングするための仕組みを、たとえば認可条件等（定期的に金融庁に報告する態勢、等）に記載すべきではないか。	銀行持株会社が事業用不動産をグループ外から新たに調達して銀行持株グループに属する会社に賃貸できることは、ご理解のとおりです。 他方、銀行法施行規則第34条の14の3第5号は、銀行持株会社に対し、不動産の投資・仲介業務を行うことを許容するものではありません。同条第9号（規則案同条第8号）を含め、共通・重複業務は、銀行持株会社グループに属する会社が行う業務の範囲内で認められるものです。このため過剰なリスクを銀行持株会社が負うものとは認められず、むしろこれによりグループ全体のコストを削減し、シナジー効果を発揮することが可能になることから、ご懸念の点はあたらないと考えられます。 認可条件については、個別の事案における必要性に応じて記載の要否が判断されるものと考えられます。
	▽第6号	
66	銀行持株会社傘下の子会社に在籍する育児休業者への保育施設の紹介、取次ぎ、およびこれに関わる事務手続きの支援を内容とするいわゆる保活（ほかつ）支援や、企業内保育所の設置・運営等の委託契約を銀行持株会社が業者との間で	ご指摘の業務は、銀行持株会社グループに属する会社に在籍する育児休業者に対する個別具体的な保活支援業務及び当該各社の従業員のための福利厚生の一環としての企業内保育所の委託契約の締結であり、本来的には銀行持株会社

	一括して行う業務は、規則第 34 条の 14 の 3 第 6 号で定める業務、またはこれに附帯する業務に該当するのか。それとも、本号にはあらず、規則第 34 条の 14 の 2 で定める経営管理に附帯する業務との理解でよいか。	グループに属する会社の業務であるものと考えられます。 したがって、これらの業務を銀行持株会社が委託を受けて銀行持株会社グループに属する各社に代わって行う場合、当該業務は本号に定める共通・重複業務に該当するものと考えられます。
67	ダイバーシティの意識啓発に関する施策（育児や介護との両立、女性活躍、LGBT 等に関するセミナーや研修、啓発冊子の作成等）は、規則第 34 条の 14 の 3 第 6 号にはあらず、規則第 34 条の 14 の 2 で定める経営管理に附帯する業務との理解でよいか。	銀行持株会社グループの経営管理に係る方針の実施の一環としてダイバーシティの意識啓発に関する施策が行われる場合には、経営管理又はこれに附帯する業務に該当するものと考えられます。
	▽第 7 号	
68	「物品の購入」のみならず、無形のサービス（例えば、通信契約や、ソフトウェア・ライセンス、これに準ずるクラウドサービス等）の銀行持株会社による一括契約・管理についても、規則第 34 条の 14 の 3 第 7 号で定める業務、またはこれに附帯する業務に該当しうるとの理解でよいか。 また、銀行持株会社で一括購入した後に、グループ各社へ再販・転売・リースする業務も、本号で定める業務、またはこれに附帯する業務に該当しうるとの理解でよいか。	ご指摘の業務を銀行持株会社が行い得るとすることは、銀行持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するという共通・重複業務を認める趣旨に沿うものであり、貴見のとおりと考えられます。
69	以下の購買等とりまとめなどのコストコントロールについては、経営管理に附帯する業務として行うことはできず、認可を取得した上で行う必要があるとの理解でよいか。 （1）購入条件の交渉を代行して行うこと（購入・支払の主体はグループ会社） （2）発注事務（契約書の締結は行わない注文事務）を代行して行うこと（購入・支払の主体はグループ会社） （3）グループ各社での物品等の調達に関するサプライヤーとの契約を締結すること（購入・支払の主体はグループ会社） （4）サプライヤーの管理（調達先としての適格性の管理等）を代行して行うこと	ご指摘の業務は、いずれも、銀行持株会社が銀行持株会社グループに属する会社の業務を代わりに行うものであり、共通・重複業務に該当することから、認可を取得する必要があるものと考えられます。
70	銀行持株会社グループに属する会社以外の子会社（50%以下出資の連結子会社）や関連会社についても、規則第 34 条の 14 の 3 第 7 号に附帯する業務として、認められる余地はあるか。	ご指摘の会社に関する業務が銀行持株会社グループに属する子会社のために行われる行為と一括して行われる場合であれば、附帯する業務として許容される場合があるものと考えられます。
71	規則第 34 条の 14 の 3 第 7 号では、「物品の購入又は管理を行う業務」とあるが、これには、購入した物品を在庫として保有することや、在庫の保管のために倉庫等を保有することも含まれるとの理解でよいか。	購入した物品を在庫として保有することは物品の管理として本号の業務に該当するものと考えられます。また、在庫の保管のために倉庫等を保有することは管理を行うにあたり通常伴うものであることから、本号の業務又はその附帯業務に含まれるものと考えられます。
	▽第 9 号（規則案第 8 号）	
72	「機械類その他の物件を使用させる業務」（規則案第 34 条の 14 の 3 第 8 号）とあるが、これ	共通・重複業務を許容する趣旨は、銀行持株会社グループの経営の一体的・効率的な運営を

	は、ファイナンスリースに限らず、オペレーティングリース、レンタルなども含まれるとの理解でよいか。	図ることにあるところ、このような趣旨から、機械類その他の物件を使用させる場合の法律形態に特段限定は設けていません。
	▽第 10 号（規則案第 9 号）	
73	グループ各社で取り扱う個別商品の広告・宣伝や、TVCM 等のコンテンツ制作、グループ各社が共同で定例的に開催しているようなイベント（音楽コンサートや歌舞伎等の富裕層向けの会員サービス提供等）は、規則案第 34 条の 14 の 3 第 9 号に定める業務、またはこれに附帯する業務に該当するとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
	▽第 11 号（規則案第 10 号）	
74	銀行持株会社が、子会社等のために、子会社等の WebHP のアクセス状況等を解析し、その解析結果等について、子会社等へフィードバック等を行うことは、規則案第 34 条の 14 の 3 第 10 号に定める業務、またはこれに附帯する業務に該当するとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
75	銀行持株会社自身のために行った調査等（例えば経営・業務環境の分析、法令・規制の制定・改廃動向の調査など）について、銀行持株会社グループに属する会社の業務でも有用な場合に、当該会社に対して情報提供を行う行為は、規則案第 34 条の 14 の 3 第 10 号に掲げる業務（調査又は情報の提供）に該当せず、経営管理に附帯する業務に該当するとの理解でよいか。	銀行持株会社が経営管理の目的で自身のために行った調査等の情報を銀行持株会社グループに属する会社に対して提供することは、経営管理に附帯する業務に該当するものと考えられます。
76	銀行持株会社がグループを代表して有益な先端的技術の調査、研究を行い、Proof Of Concept（概念検証）や技術検証、実証実験（試作品を無償でユーザーやモニターに使ってもらいフィードバックを得る）などを行うことは、正式にサービスとしてリリースする前の段階であれば、規則案第 34 条の 14 の 3 第 10 号に定める業務、またはこれに附帯する業務に該当するとの理解でよいか。	個別の事案に応じて、ご指摘の銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3 第 11 号（規則案同条第 10 号）又は第 12 号（規則案第 11 号）（金融商品の開発）に該当し得るものと考えられます。
77	「調査又は情報の提供を行う業務」（規則案第 10 号）、「事務に係る計算を行う業務」（規則案第 12 号）、「事務の取次ぎを行う業務」（規則案第 14 号）には、子銀行が顧客との間で行う為替・デリバティブ取引を支援する業務（市場レートの確認）は含まれるか。	ご指摘の市場レートを確認し子銀行へ情報提供を行う業務は、「調査又は情報の提供を行う業務」（銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3 第 11 号（規則案同条第 10 号））に含まれ得るものと考えられます。
78	今回の規則改正の趣旨は、傘下の銀行等が行っている業務を持株会社が代わりに行うことを認める趣旨であり、傘下の銀行等はその業務の一環で、自身の顧客等の第三者に対して調査・収集した情報の提供を行う場合もありうることから、規則案第 34 条の 14 の 3 第 10 号にいう「情報の提供を行う」は、持株会社が傘下の銀行等に対して情報の提供を行うことはもとより、傘下の銀行等の顧客等第三者に情報を提供することもできるものと解するが、それで問題ないか。	今般の法改正において銀行持株会社に共通・重複業務の執行を許容した趣旨は、銀行を含む銀行持株会社グループに属する 2 以上の会社に共通・重複する業務について、グループ全体での業務の一体化及び効率化の観点から、銀行持株会社における集約を許容する点にあります。このような趣旨からすると、銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3 第 11 号（規則案同条第 10 号）にいう「情報の提供」とは、銀行持株会社が銀行持株会社グループに属する会社に対して行うものであり、銀行持株会社が直接銀行持株会社グ

		<p>ループに属する会社の顧客に対して行うものは含まないと考えられます。</p> <p>もともと、銀行持株会社グループに属する会社の顧客への情報提供であっても、広告若しくは宣伝を行う業務(同条第10号(規則案第9号))に含まれるもの又は問い合わせに応じて一般的な説明を行うという事務の取次ぎを行う業務(同条第15号(規則案第14号))に含まれるものは、それぞれの規定に基づき行うことができるものと考えられます。</p>
	▽第12号(規則案第11号)	
79	<p>規則案第34条の14の3第11号では、商品開発業務が可能な範囲を金融商品販売法第2条第1項に規定するものとしているが、「当該銀行持株会社グループに属する会社のために商品の開発を行う業務」あるいは少なくとも「銀行法の規定に基づき銀行が営める業務に係る商品の開発」などに、対象範囲を拡大すべきではないか。</p>	<p>今般の法改正において銀行持株会社に共通・重複業務の執行を許容した趣旨は、銀行を含む銀行持株会社グループに属する2以上の会社に共通・重複する業務について、グループ全体での業務の一体化及び効率化の観点から、銀行持株会社における集約を許容する点にあります。すなわち、あくまで銀行業を中心とした銀行持株会社グループにおける各種の事務の一体化・効率化が企図されているところです。したがって、商品開発業務の対象も銀行業に関するものにするのが適当であると考えられるため、「法第十条の規定により営む業務に係る商品の開発を行う業務」と修正します。</p>
80	<p>規則案第34条の14の3第11号で集約が認められる会社の範囲は、「銀行持株会社グループに属する会社」(銀行を含む場合に限り)との理解であるが、銀行が販売しうる商品であれば、グループ内の銀行が販売する具体的な予定がない商品(例えば、グループ内の証券会社が組成する商品の開発)であっても、これに含まれるとの理解でよいか。</p>	
	▽第13号(規則案第12号)及び第14号(規則案第13号)	
81	<p>グループ各社の決算・納税を支援する業務は規則案第12号又は規則案第13号あるいはこれらに附帯する業務に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の業務が事務に係る計算又は書類の作成、整理、保管等を意味するのであれば、ご指摘の号に定められた範囲において行い得るものと考えられます。</p>
82	<p>「事務に係る計算を行う業務」(規則案第12号)、「事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務」(規則案第13号)には、社員の給与関連事務(給与計算、給与明細の作成・発送)が含まれるか。</p>	<p>具体的な業務の内容にもよりますが、社員の給与計算は銀行法施行規則第34条の14の3第13号(規則案同条第12号)の業務に、給与明細の作成・発送は第14号(規則案第13号)の業務に含まれ得るものと考えられます。</p>
83	<p>銀行持株会社が「当該銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る計算を行う業務」(規則案第12号)や「当該銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務」(規則案第13号)を行う際に、顧客の非公開情報を銀行持株会社とその子会社等である金融商品取引業者が授受する場合は、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第3項第8号の規定に基づき顧客の同意は不要との理解でよいか。</p> <p>また、業務の委託・受託に際しては、顧客情報保護の要件としては、金融商品取引業者等向けの総合的監督指針Ⅲ-2-4(1)やⅣ-3-1-4(3)、主要行向け監督指針Ⅲ-3-3-4-2(1)等に留意すべきとの理解でよいか。</p>	<p>前段の銀行法施行規則の規定は、銀行を子会社として有する銀行持株会社が行う共通・重複業務についてのものであり、これらの規定により金融商品取引法その他の法令に基づく義務を緩和することを意図するものではありません。ご質問の業務内容が必ずしも明らかではありませんが、いずれにせよ、同意の要否については、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第9号及び第3項第8号の規定の趣旨に照らし、個別事例に即して具体的に判断されるべきと考えられます。</p> <p>後段の留意すべき監督指針等については、貴見のとおりと考えられます。</p>

▽第 14 号（規則案第 13 号）		
84	<p>「当該銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務」（規則案第 13 号）が共通・重複業務として認められるのであれば、実務上不可分であることも多い「事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務」（第 17 条の 3 第 1 項第 4 号及び第 34 条の 16 第 3 項第 4 号参照）についても認めてほしい。</p>	<p>今般の法改正において銀行持株会社に共通・重複業務の執行を許容した趣旨は、銀行を含む銀行持株会社グループに属する 2 以上の会社に共通・重複する業務について、グループ全体での業務の一体化及び効率化の観点から、銀行持株会社における集約を許容する点にあります。事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務もこのような趣旨に合致するものであることから、追加することとします。</p>
▽第 15 号（規則案第 14 号）		
85	<p>「事務の取次ぎを行う業務」には、当該銀行持株会社グループに属する会社のローンの相談・取次ぎ業務が含まれるか。</p>	<p>同号の業務としてはいわゆるコールセンター業務等が想定されており、一般的な商品説明や銀行への取次ぎは可能であると考えられますが、個別の融資に関する相談は含まれないものと考えられます。</p>
86	<p>銀行持株会社が、子会社からの依頼又は指示の下、定型化した基本契約書（例えば、銀行取引約定書や ISDA Master Agreement、その Credit Support Annex など）を顧客と締結する作業や改訂するための作業はその交渉を含めて、規則案第 14 号の「顧客との間の事務の取次ぎを行う業務」、及び締結後の契約書の管理（契約の期日管理や信用事由の発生に伴う処理など）は規則案第 16 号の「（規則案第 14 号に）附帯する業務」に含まれるとの理解でよいか。</p> <p>また、これらの業務に係る顧客の非公開情報を銀行持株会社と子会社等である金融商品取引業者が授受する場合は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 3 項第 8 号（信用事項に関しては第 2 号）の規定に基づき顧客の同意は不要との理解でよいか。</p>	<p>前段について、「顧客との間の事務の取次ぎを行う業務」とはコールセンター業務等、顧客と銀行持株会社グループに属する会社の担当者の接続のための事務を行う業務が想定されており、契約の締結・改訂等やその交渉はこれに含まれないものと考えられます。</p> <p>もっとも、契約の締結・改訂等に必要となるいわゆるバックオフィス事務に関しては、銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3 第 13 号（規則案同条第 12 号）及び第 14 号（規則案第 13 号）の範囲において、同号に係る認可を取得して行い得るものと考えられます。</p> <p>後段について、ご指摘の銀行法施行規則の規定は、銀行を子会社として有する銀行持株会社が行う共通・重複業務についてのものであり、これらの規定により金融商品取引法その他の法令に基づく義務を緩和することを意図するものではありません。ご質問の業務内容が必ずしも明らかではありませんが、いずれせよ、同意の要否については、金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号、第 9 号及び第 3 項各号の規定の趣旨に照らし、個別事例に即して具体的に判断されるべきと考えられます。</p>
▽第 16 号（規則案第 15 号）		
87	<p>銀行持株会社として経営ビジョン浸透・マネジメント育成を目的として開催する各種階層別研修業務、コンプライアンスやリスク管理の徹底、グループ全体の人事運営のための教育・研修等については経営管理に附帯する業務に該当する一方、グループ各社における対顧客の営業に資するノウハウの教育・研修や、グループ内の数社のみ導入しているシステム関連の教育・研修、グループ各社の業務スキル向上を企図した研修業務などは本号に定める業務、またはこれに附帯する業務に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>前段の業務は、経営管理に関するものである一方、後段の業務は、本来銀行持株会社グループに属する各社が行う業務であると考えられることから、貴見のとおりと考えられます。</p>

▼第34条の14の4(グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等)		
88	規則第34条の14の4に基づく申請及び認可は、規則第34条の14の3に掲げる各号毎に行い、認可を得た後は、当該各号に定められた業務の範囲で自由に業務を行い得るとの理解でよいか。 その場合、同条第1項第3号から第6号までに掲げる書面は、認可申請時において予定している個別案件や代表的な業務について記載するとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
89	認可申請については、一度認可を受ければ、定期的な認可の更新や書類の提出は必要ないとの理解でよいか。	
90	銀行持株会社に集約可能な業務には、子会社のために行うM&Aの交渉や審査業務、福利厚生に関する事務を行う業務、商品開発業務など、単独の業務としての収支が把握しがたいものが含まれているが、これらの業務に関して提出する、「当該認可後における当該認可にかかる業務の収支の見込み」(規則第34条の14の4第1項第3号)とは何を想定しているのか。	銀行持株会社への共通・重複業務の集約により、どの程度のコスト削減効果の見込みがあるかについて記載した書面を想定しています。
91	「銀行持株会社及びその子会社等の収支」(規則第34条の14の4第1項第4号)とあるが、これは銀行持株会社とその子会社等の連結ベースの収支を指すとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
92	規則案第34条の14の4第2項第1号(「銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好」)は不要ではないか。法52条の21の2が定められた趣旨である「グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資すること」を踏まえれば、収支が良好でないときこそ経営の合理化(共通業務の合理化を含む)が必要であり、収支が良好でないときに認可を受けられないのでは不合理ではないか。	ご意見を踏まえ、より多くの場合において共通・重複業務の集約による銀行持株会社グループの業務の効率化を可能にする観点から、収支に関する要件を求めないこととします。
93	規則第34条の14の4第2項では、「人的構成に照らし、当該認可に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること」が、審査基準の1つとされているが、それぞれのグループの実態や具体的な業務の内容に応じて十分な体制を整備する必要があるということであり、一律な対応を求めるものではないとの理解でよいか。	認可に係る業務を的確かつ構成に遂行できるか否かは、各銀行持株会社グループの個別具体的な事情に応じ判断が異なるものであり、一律的な対応を求めるものではありません。
●銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件(平成十四年金融庁告示第三十四号)		
94	システムの設計・保守、ATM保守等の業務に係る収入依存度規制が緩和されたが、今後の実態をみて「総収入の40%以上」では銀行グループ内外の決済関連事務の受託の容易化に繋がっていないような場合には、必要に応じて更なる緩和を検討してほしい。	従属業務会社を子会社とすることが許容される根拠である銀行業務との一体性にも留意することが必要と考えられますが、貴重なご意見として承ります。
95	収入依存度規制における一律50%の収入依存度要件の引き下げを可能とするため、銀行法が改正され、「主として」の文言を削除する改正が	ご指摘を踏まえ、修正します。

	<p>行われた。</p> <p>しかし、平成14年金融庁告示第34号（案）第2条第1項、第6条、第7条第1項及び第12条においては、「主として」という文言が削除されていない。当該「主として」という文言は、従属先銀行グループからの収入が当該グループ以外からの収入を下回らないことを確保するためのものであると理解しているが、収入依存度を引き下げること認めた法の趣旨からすれば、当該「主として」という文言を削除すべきではないか。</p>	
--	---	--

● 銀行法（その他）関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
● 銀行法施行規則		
▼ 第10条の2		
1	<p>第3項1号柱書は「銀行が法第8条第4項の規定により当該銀行と外国銀行代理業者との間で委託契約の締結をしようとする場合」、あるいは「銀行が法第8条第4項の規定による当該銀行と外国銀行代理業者との間での委託契約の締結を使用とする場合」と記載する方がよいのではないか。</p> <p>なお、規則10条の2第3項第1号ロ、同項2号ロについては、「外国銀行代理業者」が法人である必要がないのであれば「氏名」も記載すべきではないか（規則35条2項2号ご参照）</p>	<p>（前段について） 貴重なご意見として承ります。</p> <p>（後段について） 銀行法第8条第4項の規定による外国銀行代理業者となるのは、外国において銀行業を営む者等であり、法人に限られると考えられます。</p>
2	<p>銀行法施行規則第34条の2及び34条の2の2の「委託契約の内容を記載した書面」の記載事項については、第34条の2の3において規定されているが、外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等に係る第10条の2第3項第1号ニの「委託契約の内容を記載した書面」については、第34条の2の3に相当する条文はないとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
3	<p>第3項第2号ハでは、委託契約を終了しようとする場合に「外国銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面」の提出を求めているが、改めての提出は不要ではないか。「外国銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面」は、委託契約を締結しようとする際に提出しており（第10条の2第3項第1号へ）、同一のものを改めて提出させる必要性に乏しい。</p>	<p>委託契約の終了による顧客等への影響を当局として事前に把握する必要があるため、契約終了直前における委託契約の内容を記載した書面を提出して頂く必要があると考えています。</p>
▼ 第34条の2		
4	<p>銀行法第52条の2（新）第2項により、所属銀行のグループ化により申請手続が簡易化、便利になると考えられる。さらに、代理業を営む銀行側のグループ化も認められれば、更に、便</p>	<p>貴見のとおり、外国銀行代理業を営む側の申請手続きのグループ化は認められていません。将来の可能性については、その時々々の経済、社会状況等を踏まえ総合的に判断されるものと考</p>

	利であると考えますが、これについては触れられておらず、不可・検討対象外なのか確認したい。また、将来それが可となる可能性についても、併せて確認したい。	えます。
5	第1項第3号（同条5項4号、34条の2の2第2項第3号）は、「所属外国銀行の代表権を有する役員の名を記載した書面」とあるが、役員が法人である場合に備えて「氏名又名称」とした方がよいのではないか。	ご指摘を踏まえ修正します。
6	第1項第7号、同条2項3号は、「委託契約書の内容を記載した書面」とあるが、契約書そのものではなく、骨子（概要）が記載されていればよいのか、そうであればそれを府令に明記すべきではないか。	第1項第7号、第2項第3号の「委託契約の内容を記載した書面」は、骨子（概要）ではなく、委託契約の内容を記載していただく必要があります。
7	外国銀行代理銀行が所属外国銀行との間の外国銀行代理業務の委託契約（または委託関係）を解消した場合、当該外国銀行について所属外国銀行に係る外国銀行代理銀行の義務（例：法第52条の2の9 所属外国銀行に関する届出等、法第52条の2の6 所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧、等）は当然に課されないとの理解でよいか。また、その際届出等の特段の手続きは不要との理解でよいか。	（前段について） 法令上の理解は貴見のとおりです。 （後段について） 届出に関しては、委託契約の終了による顧客等への影響を当局として事前に把握する必要があります。そのため、届出に係る規定を修正します（No.9 参照）。
8	外国銀行代理業務の認可を取得した後、当初とは異なる業務（例：当初は、預金受入れのみであったが、後日、貸出も行いたい場合）や異なる顧客（例：当初は法人顧客のみであったが、後日、個人顧客も対象としたい場合）を対象とした代理・媒介を行いたい場合、改めて認可を取り直すことまでは必要無いとの理解でよいか。 例えば、所属外国銀行が法人顧客と個人顧客を扱っており、在日支店も法人と個人を扱っている場合、外銀代理業務の許可では法人しか対象としていなかったものの、後日、個人客に対しても代理・媒介を行いたい場合、在日支店において、個人客を対象とする態勢が確保されているか否かは、既往の銀行免許の枠内で監督されているはずであり、代理・媒介する態勢についても、当初の外国銀行代理業務の認可において審査されているはずであるので、個人客を対象に含めるからといって、改めて外銀代理業務の認可を取得することまでは必要無いのではないか。着眼点を何らかの形でお示し頂きたい。	例えば、当初の認可に条件を付されており、当初の認可で認められていない業務を行うような場合には、改めて認可を取得する必要があります。
▼第35条		
9	第1項第16号の2 認可取得時に所属外国銀行であった銀行が、後に所属外国銀行でなくなる場合（委託関係がなくなる場合等）については、届出は不要との理解で良いか。	ご意見を踏まえ修正します（銀行法施行規則第35条第1項第16号の3）。
●経過措置		
10	「銀行法等の一部を改正する法律」の附則第3条の規定による届出に関し、 1. 現に複数の所属外国銀行について外国銀行	1. 届出により、みなし認可になります。なお、当初認可等の際に条件が付されていた場合については、事前に監督当局にご相談ください。

	<p>代理業務の認可を受けている場合、それぞれの認可対象となっている顧客属性（例：法人か個人か）や業務類型（例：預金か貸出か）が異なる場合がある。</p> <p>“みなし認可”に際しては、それら複数の認可における顧客属性や業務類型を可能な限り包摂する“みなし認可”となるか。</p> <p>2. “みなし認可”の届出の際に、新たに追加したい所属外国銀行が有る場合には、同時に、施行規則（案）第35条第16の2号の届出を行うことにより、“みなし認可”後の外国銀行グループに加えることが出来るか？</p>	<p>2. ご質問のとおり、可能です。なお、認可等の際に条件が付されていた場合については、事前に監督当局にご相談ください。</p>
	<p>●銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十四号）</p>	
11	<p>本告示内の他の条項において、収入依存度が90%以上とされているのは、「銀行に係る集団」（本告示第2条第2項）や「銀行持株会社に係る集団」（本告示第7条第2項）等、主として複数の銀行グループないしは銀行持株会社グループをまたいで業務を提供する場合である。一方で、「銀行又はその子会社等」（本告示第2条第1項）や「銀行持株会社の銀行持株会社集団」（本告示第7条第1項）等、単一の銀行グループないしは銀行持株会社グループに対し業務を提供している場合は、収入依存度は50%以上とされている。本告示第11条では、単一の銀行持株会社グループ内において業務を提供する場合であるにもかかわらず、収入依存度を90%以上としている趣旨を確認させていただきたい。</p>	<p>従属業務はあくまでも銀行にとっては他業ですが、銀行業務との一体性に着目して、銀行からの収入要件を課し、銀行の子会社として認められているところです。一方、今回の改正により追加する従属業務子会社については、銀行からの収入を条件とせず、もっぱら金融関連業務子会社からの収入のみを要件としていることから、当該金融関連業務子会社との一体性の確保の観点から収入依存度を90%以上としているものです。</p>
12	<p>銀行持株会社の子会社である金融関連業務子会社のために従属業務を営む会社について、銀行からの収入要件が廃止されているが、銀行持株会社だけでなく、銀行の子会社である金融関連業務子会社のために従属業務を営む会社についても、同様に銀行からの収入要件を廃止すべきではないか。</p>	<p>従属業務は銀行にとっては他業であるところ、銀行の子会社が従属業務を営む場合には、当該子会社が営む他業からの経営リスクが、銀行に及ぶ可能性が高まるため、銀行からの収入要件を廃止することは困難です。</p>

● 銀行法、信用金庫法、協同組合による金融事業に関する法律関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>●銀行法施行規則第35条第7項第3号 ●信用金庫法施行規則第100条第5項第3号 ●協同組合による金融事業に関する法律施行規則第111条第6項第3号</p>	
1	<p>銀行法65条4号により、53条1項に規定する届出義務違反には過料が課されている。過料は刑罰としての罰金あるいは科料と区別される行政罰の一種と理解される。もっとも、学説上、「行政上の秩序罰には刑法総則の規定の適用はないが、制裁である以上、罪刑法定主義、責任主義、比例原則という刑法の原則が基本的に妥</p>	<p>100万円という金額で杓子定規に形式的な届出を求めるのではなく、「業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」を各金融機関において実質的な重大性を判断して届出を求めるものです。</p> <p>監督当局においても、個別金融機関ごとに業</p>

	<p>当すると考えるべきであろう」という指摘もある。そのような指摘に鑑みると、「業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」という抽象的な記載は、要件該当性の判断が困難であり、不適當ではないか。少なくとも、監督指針において、一般的な場合の数値基準を明示することにより、実質的な予見可能性を確保すべきではないか。</p> <p>また、「勘案し、・・・認められる」という場合の「勘案」「認める」の主体は届出義務者という理解でよいのか。</p>	<p>務の特性、規模その他の事情を勘案し、適切なモニタリングを行うこととなります。</p> <p>後段部分については、貴見のとおりです。</p>
2	<p>①改正案の「業務の管理上重大な紛失」とは、どのような事実・要素を考慮し、その該当性を判断すればよいか。</p> <p>②金融機関の事務ミスによる過不足が発生した場合について、当該金額が当該金融機関の業務の特性・規模等に照らし重大な金額・内容であると判断されれば、回収可能性の有無に関わらず不祥事件届出を要することになるという理解でよいか。</p> <p>③金融機関の事務ミスによる多額の過不足が発生しても、例えば、誤振込の受取人（被仕向先）が特定されていて誤振込金全額の返還請求が法的に可能な場合（回収可能性の有無はここでは問わない。）には、「業務の管理上重大な紛失」に該当しないと考えることは可能か。</p>	<p>（①～③共通）業務の管理上重大な紛失とは、各金融機関の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、判断することとなります。</p>
3	<p>1 件当たり 100 万円以上の不祥事件の届出を廃止すると、金融機関が顧客の預金を奪うので、預金は恒久的に預金者のものであること、預金者に対して払戻しの義務があることを明記してほしい。金融トラブルの被害者は増加を続けており、預金者保護の確保が最重要課題である。</p>	<p>本改正は、現金紛失等の不祥事件の届出を廃止するものではありません。これまで 100 万円という金額基準を設けていたものを、業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるものに改正するものです。</p> <p>なお、金融トラブル等については、当庁の金融サービス利用者相談室にご相談ください。</p>
4	<p>不祥事件届出の基準金額を撤廃すると、「預金者保護」がされなくなる。「為替取引のような市場取引では単純な入力ミス」等の業務上の取引に係る損失は、「不祥事件」から除くことを明記するか、届出基準を 100 万円より引上げ、「預金者保護に係る紛失・盗難」と「市場取引の損失」とを別に規定すべき。100 万円以上の紛失・盗難は「必ず」不祥事件の届出をする必要があることで、預金者から、現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物を取れなくしており、届出の基準が無ければ、金融機関は恣意的な対応ができるようになる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
5	<p>現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の改正に賛成である。</p> <p>非常に望ましい改正であると考えている。この様な不祥事については、100 万円未満のものであって</p>	

	<p>も、全国では多くの不祥事が発生するためにそれらの合計では億の単位の被害が出ていると推察されるものである。</p> <p>また、この様な不祥事を、100万円という枠を意識して故意に行う者も多数存在すると思われる事から、その様な不法な者から金融機関利用者を守るためには、この様な改正を行うのは適切なものであると考える。</p> <p>当方は、1万円以上で既に問題であると考えているのであるが、この改正によって窓口等での不祥事が実質的に減少する事を期待したい。</p>	
6	<p>今般の改正内容は、これまで一律に不祥事件の事由として100万円との基準を設けていたものが「業務の管理上重大な紛失」と変更されているが、改正後は、例えば、100万円以上の紛失であっても、業務の特性や規模等に照らし、業務の管理上重大な紛失ではないと判断される場合には、不祥事件としての届出事由には該当しないとの判断もあり得るとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p> <p>金額にかかわらず、業務の特性や規模等に照らし、業務の管理上重大な紛失と判断される場合について届出が必要となります。</p>
7	<p>今回の改正案に対して、適切な事務管理態勢や法令等遵守態勢等のもとで、①届出事由に該当するかどうかの一定の内部基準を定める、②その基準に基づき該当する場合には当局に届出を行い、該当しない場合には届出は行わないが、いずれの場合も発生事由・発生原因・被害の状況・対処した内容・必要に応じて行った再発防止策の内容などの必要事項を記録するなど適切な内部管理を行う、③発生状況等を踏まえて基準の変更等が必要であれば適宜検討する—といった対応の方向性を考えているが、そのような対応も今般の改正内容を踏まえた1つの方法としてあり得るものと考えてよいか。また、このような内部基準の整備（その他必要な態勢の整備に関する事項を含む）を行うにあたり、財務局・財務事務所に相談のうえ検討を進めていきたいと考えているが、ご対応いただくことは可能か。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>また、内部基準の整備にあたり、必要であれば所管の監督部局にご相談いただくことが可能です。こういった内部基準とするかは、各金融機関において、業務の特性等を勘案してください。</p>
8	<p>「業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改正され、金額に係わらず業務の管理上における重大な紛失であることが要件とされると理解できるが、金融機関の業務の管理上重大な紛失と認められるかどうかの判断要素について例示していただきたい。</p> <p>また、第一報についても、業務の管理上重大な紛失と認められる場合のみ行えばよいと理解してよいか。</p>	<p>今般の改正は、各金融機関において、「業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」を判断していただくものです。判断要素の例示については、各金融機関における事務管理態勢等のなかで、それぞれ判断されるべきことと考えられるため、画一的な例を示すことは不適切と考えられます。</p> <p>事務管理態勢等のあり方については、No. 7をご参照ください。</p> <p>第一報については、貴見のとおりと考えられます。</p>
	<p>●銀行法施行規則第13条の6の4</p> <p>●信用金庫法施行規則第108条第1項第2号</p>	
9	<p>「銀行は預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

	に委託する場合～（省略）」とあるが、預金等の受払いに伴い発生する現金の持ち運び等を委託する場合は、当該規制の対象外という認識で良いか。	
10	銀行代理業者が銀行代理業の遂行とは無関係に当該事務を受託した場合、施行規則第13条の6の4の適用外となる。このため、規制の対象は者単位ではなく、業務単位で区別していただきたい。銀行代理業者が銀行代理業の遂行とは無関係にキャッシュアウトに関する事務を受託する場合、銀行代理業に関する厳しい規制を受け一方、今回の施行規則案で求められている措置を講じる必要がなくなり、本施行規則案の趣旨にそぐわない状況になると懸念されるため。	ご指摘を踏まえ、業務単位で区別できるように修正します。
11	銀行と委託先である第三者（加盟店）の直接加盟店方式ではなく、加盟店管理会社（アクワイアラ）が介在する間接加盟店方式の場合の当該アクワイアラの位置付け、責務等はどのように考えればよいか。 クレジットカードブランドが推進するブランドデビットにおいては、アクワイアラが介在するため、明確化したい。	キャッシュアウトサービスについては、様々な仕組みが検討されているため、それぞれの仕組みに応じ、正確性を確保する等の措置を実施していただくこととなります。
12	第2号ハ（誤認防止措置）の「当該委託を受けた者」と、同号ニ（役割分担の明確化）およびヘ（損失分担の明確化）の「当該事務の委託を受けた者（受託者）」の対象は同一と考えて良いか。 対象が同一であるならば、表現を統一した方が良いのではないか。	ご指摘を踏まえ表現を統一します。
13	第2号へに定める「電子計算機」とは、同号柱書の「電子情報処理組織」「電気通信回線」「電子機器」のいずれを指すのか、あるいは、別のものを指すのか。	ご質問を踏まえ修正します。
14	第2号ホの「正確性を確保するための措置」は抽象的すぎではないか。例示による規定、あるいは少なくともパブコメでのご教示をいただけないか。	キャッシュアウトサービスについては、様々な仕組みが検討されているため、それぞれの仕組みに応じ、正確性を確保する等の措置を実施していただくこととなります。
15	「識別符号を入力」との記載があるが、この識別符号には指紋認証等の本人認証手段も含まれるかお示しいただきたい。不正アクセス行為の禁止等に関する法律では指紋認証等が含まれるかが明確ではなかった。	お尋ねの件については、不正アクセス行為の禁止等に関する法律での考え方を踏まえることとなります。
16	デビット加盟店の立場から、キャッシュアウトサービスが導入された際の課題として ・キャッシュアウト処理後の会計処理など業務負荷が大きい。 ・つり銭の余分な準備がない。 ・払出金額によってはカード会員の要請にどこまで応えられるかが分からないのでクレームにつながる可能性がある。 上記のリスクに対して、販促効果がどの程度見込まれるのかが不明確であることからキャッシュ	本改正は、金融機関がキャッシュアウトサービスを実施する場合に必要な態勢整備事項を規定したものです。本サービスの実施にあたっては、金融機関と委託先となるデビット加盟店の間でキャッシュアウトサービスの実施に関する契約等を締結することが必要になり、契約するかどうかは経営判断によるものと考えます。

	ユアウトサービスには賛同いたしかねる。	
17	<p>この改正には、預金の払出しのみならず、いわゆる当座貸越契約に基づく貸付けも含まれているが、委託先が金銭を払い出すという事実行為が、銀行にとっての預金の払出しなのか、当座貸越契約（極度方式基本契約）に基づく貸付け契約（基本契約に基づく個別の貸付け契約）の締結なのか、その行為の法的な意味合いが分からない。</p> <p>ここで、この委託先の行為が銀行にとっては貸付け契約の締結にあたる場合、委託先がこの金銭の払出しに先立ち、このような払出しサービスを積極的に顧客に紹介し、推奨したとき、この委託先の紹介、推奨行為は貸付け契約の締結の媒介行為として、銀行代理業の許可が必要となるか。仮に許可が必要となる場合は、どの程度の紹介、推奨行為までであれば、銀行代理業の許可を得ないままでもよいのか基準を示されたい。</p>	<p>キャッシュアウトサービスは、預金及び資金の貸付業務に係る金銭の払出しのみを行うものであり、貸付け契約の締結に当たるものではありません。</p> <p>キャッシュアウトサービスの受託者に限らず、何人も、銀行と顧客との当座貸越契約の媒介を行う場合は、銀行代理業の許可が必要となります。</p>
18	「当該銀行の使用に係る電子情報処理組織と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（略）を利用し」とあるが、これはキャッシュアウトサービスの加盟店に設置された読み取り端末にデビットカード等の情報を読み取らせる方法でキャッシュアウトサービスを提供する方式を想定しているとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
19	「顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該金庫の使用に係る電子情報処理組織に情報を送信し」とあるが、この部分は、例えば、キャッシュアウトサービスの加盟店の端末装置を介さずに、顧客が保有するスマートフォン等の端末と銀行の電子情報処理組織を直接接続する方法でキャッシュアウトサービスを提供する方式が該当するとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
20	「識別符号」とあるが、これはいわゆる暗証番号を指しているとの理解でよいか。	暗証番号を含め、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第2項に規定するものが含まれると考えられます。

● 資金決済に関する法律（仮想通貨）関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	● 訳文の添付	
	▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第2条	
1	<p>現行の資金移動業者に関する内閣府令第2条と同様の規定であるが、平成28年6月2日付「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」156頁以下に掲げられている通り、東京国際金融センター構想推進の観点からは海外のFinTech企業誘致の促進にも取り組むこととされており、かかる取組みについては金融庁を交え検討されていたことからすると、「特別の事情により日本語をもって記載することができないもの」が英語である場合には、訳文又は定款の概</p>	<p>外国仮想通貨交換業者においても、日本国内で仮想通貨交換業を行う場合は、登録を受けていただく必要があります。この点、外国仮想通貨交換業者が速やかに登録申請いただけるよう、ご意見を踏まえ、英語で記載された定款に加え、規約や契約書等の登録申請書の添付書類についても、その概要の訳文を付すことで足りるよう条文を修正します。</p>

	<p>要の訳文は不要とすべきではないか。 全面的な英文許容は困難としても、少なくとも規約や契約書等については英文で良い、又は日本語の概要説明で良い等できないか。</p>	
	●登録申請書の記載事項	
	▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第4条（別紙様式第1号）	
2	<p>別紙様式第1号（登録申請書）の第2面における「5. 取締役及び監査役等」には、仮想通貨府令第6条第13号に規定する「仮想通貨交換業を管理する責任者」の氏名及び役職名も記載する必要があるか。</p>	<p>仮想通貨府令第6条第13号に規定する「仮想通貨交換業を管理する責任者」が、株式会社の取締役や監査役等に該当する場合は記載する必要があります。</p> <p>なお、記載にあたっては、別紙様式第1号第2面の記載上の注意5もご確認ください。</p>
3	<p>資金決済法63条の3第1項8号において、仮想通貨交換業の内容及び方法を記載することが求められているが、どのような内容を記載すればよいのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>仮想通貨交換業の内容及び方法については、仮想通貨府令別紙様式第1号及び第2号（登録申請書）に則り、仮想通貨交換業を行うに当たっての、サービス名称、取り扱う仮想通貨の名称、当該サービスの具体的内容・方法（例えば、いわゆる仮想通貨の「取引所」であれば、誰を対象に、どのような方法で、誰とマッチングさせることで仮想通貨と法定通貨の交換等を行うのか、など）等について記載いただくことが考えられます。</p> <p>なお、仮想通貨交換業者については、業態や規模等が多岐にわたっており、様々な仮想通貨交換業の内容が想定されますので、登録申請の円滑化の観点から、記載にあたって、事前相談や照会をしていただくことも可能です。</p>
4	<p>別紙様式第1号（登録申請書）の第4面「8. 仮想通貨交換業の内容及び方法」における「(1) 仮想通貨交換業の内容及び方法」にある「仮想通貨交換業の内容」とは、資金決済法第2条第7項各号に掲げる行為のいずれかを記載することによいか。</p>	<p>例えば、仮想通貨を法定通貨に交換し、仮想通貨交換業者が利用者に対して法定通貨を支払う際に発生する銀行等の振込手数料等を利用者が支払う場合などが考えられます。</p> <p>なお、仮想通貨交換業者については、業態や規模等が多岐にわたっており、様々な委託業務の内容が想定されますので、登録申請の円滑化の観点から、記載にあたって、事前相談や照会をしていただくことも可能です。</p>
5	<p>別紙様式第1号（登録申請書）の第4面「8. 仮想通貨交換業の内容及び方法」における「(1) 仮想通貨交換業の内容及び方法」にある（記載上の注意）2. の「業務委託先等に対して利用者が支払う金額」とは、具体的にどのような状況を想定しているのかお示しいただきたい。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p> <p>なお、事業スキームの全体図のうち、仮想通貨交換業に該当する部分を明示いただく必要があります。</p>
6	<p>別紙様式第1号（登録申請書）の第5面「8. 仮想通貨交換業の内容及び方法」における「(2) 仮想通貨交換業の概要図」とは、いわゆる事業スキーム図（事業スキームの全体図）を記載することによいか。</p>	
7	<p>別紙様式第1号（登録申請書）の第5面「8. 仮想通貨交換業の内容及び方法」における「(2) 仮想通貨交換業の概要図」の記載にあたり、例えば、第5面には「別紙「●●スキーム図」のとおり」とだけ記載し、別に作成した概念図を第5面の次に添付する取り扱いも可能か。</p> <p>なお、仮にこの取り扱いが認められる場合は、別に作成した概念図も登録申請書の一部とみなされる認識によいか。</p>	
8	<p>別紙様式第1号（登録申請書）の第6面「8. 仮想通貨交換業の内容及び方法」における「(3)</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

	<p>業務委託状況」において、登録申請書の提出時点では正式に委託契約を締結するまでには至っていないものの、登録申請者が仮想通貨交換業者の登録を受けた後に委託契約を締結し、業務を委託することについて内諾を得ている者（受託予定者）を記載することができるか確認したい。</p> <p>具体的な手続きとして、登録申請の時点では第6面に「株式会社●●（予定）」などと受託予定者の名称等を記載し、その他住所及び委託に係る業務の内容を記載して提出し、登録申請者が仮想通貨交換業者の登録を受け、当該受託予定者との間で委託契約を締結した後に、遅滞なく、変更の届出（第6面に記載した受託者に係る「（予定）」の記載を削除）を行うことを想定している。</p> <p>登録申請を行う時点で申請者は仮想通貨交換業者の登録を受けることができるか否か定かではない状況にあり、このような状況の中で、仮に登録申請を行うときまでに必ず委託先との間で正式な委託契約の締結まで済ませなければならないということであれば、登録を拒否された場合の対応等を考えると登録申請者にとっては負担が大きいと思われる。</p>	
9	<p>別紙様式第1号（登録申請書）の第8面「法第63条の11第1項に規定する管理の方法」における「利用者の金銭の管理方法」及び「利用者の仮想通貨の管理方法」の記載については、例えば、以下のとおり同内閣府令案第20条各項に規定する方法のいずれかを記載することによいか。</p> <p><利用者の金銭の管理方法の記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨交換業者に関する内閣府令第20条第1項第1号に規定する銀行等への預金又は貯金（当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。） ・仮想通貨交換業者に関する内閣府令第20条第1項第2号に規定する信託業務を営む金融機関等への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの <p><利用者の仮想通貨の管理方法の記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨交換業者に関する内閣府令第20条第2項第1号に規定する仮想通貨交換業者が自己で管理する方法 ・仮想通貨交換業者に関する内閣府令第20条第2項第2号に規定する仮想通貨交換業者が第三者をして管理させる方法 	<p>仮想通貨府令第20条各項各号に定められた内容や仮想通貨ガイドラインⅡ-2-2-2-2を踏まえて、分別管理の方法を具体的に記載していただく必要があります。</p>
10	<p>別紙様式第1号（登録申請書）について、今後、登録申請者が参考とすべき登録申請書の記載例や記載要領などを当局のホームページ等で公表していただきたい。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、貴重なご意見として参考にするとともに、今後、仮想通貨交換業者の登録申請状況や、登録を受けた仮想通貨交換業者の実態等を踏まえて検討してまいります。</p>

11	<p>別紙様式第2号について、外国仮想通貨交換業者が国外で非居住の為に行う業務については仮想通貨交換業に該当せず、あくまでも、居住者を対象に行う業務についての記載で足りるとの理解でよいか。例えば以下のような項目に関してそのような業務についての記載は必要ないという理解で良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3面 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先 ・第4面 営業所の名称及び所在地 ・第5面 交換レート決定方法、営業日・営業時間、手数料等 ・第7面 業務委託状況 ・第9面 他に行っている事業の種類 	<p>国内における仮想通貨交換業に該当し得る内容を含む業務については記載いただく必要があります。</p> <p>また、第9面の「他に行っている事業の種類」については、仮想通貨交換業以外の業務を指すため、記載をいただく必要があると考えられます。</p>
▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第5条		
12	<p>仮想通貨府令第5条第1号の「管理の方法」としては具体的にどのような内容を記載すればよいか、ご教示いただきたい。</p>	<p>仮想通貨府令第5条第2項の「管理の方法」については、仮想通貨府令第20条各項各号に基づいた、顧客から預かった金銭及び仮想通貨に関する管理方法について、具体的に記載いただくことを想定しています。</p> <p>なお、登録申請書の記載については、登録申請者の実態に応じて内容が異なるものと思われるので、登録申請の円滑化の観点から、記載にあたって、事前相談や照会をしていただくことも可能です。</p>
▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第6条		
13	<p>外国仮想通貨交換業者について、「外国の法令の規定により当該外国において法第六十三条の二の登録と同種類の登録を受けて仮想通貨交換業を行う者であることを証する書面」を提出することが必要とされている。仮に所在国が法令上仮想通貨交換業と同種の業務が規制の対象となっていない事業者があった場合、これを提出することはできない。このような事業者については、資金決済法第2条第9項の定義からも、外国仮想通貨交換業者に該当せず、日本で業務を行うためには別途株式会社を設立し仮想通貨交換業者として登録を受ける必要があるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p> <p>なお、外国において仮想通貨交換業に該当する行為を行うにあたって必要となるライセンスが、資金決済法における仮想通貨交換業者の登録と同種類の登録といえるかどうかについては、個別に判断する必要があるため、事前に監督当局にご相談ください。</p>
14	<p>仮想通貨府令第6条第10号に規定する「事業開始後3事業年度における仮想通貨交換業に係る収支の見込みを記載した書面」について、今後、登録申請者が参考とすべき様式、記載例や記載要領などを当局のホームページ等で公表していただきたい。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、貴重なご意見として参考にするとともに、今後、仮想通貨交換業者の登録申請状況や、登録を受けた仮想通貨交換業者の実態等を踏まえて検討していきます。</p>
15	<p>仮想通貨府令第6条第11号に「取り扱う仮想通貨の概要を説明した書類」とあるが、登録申請書本体においても「取り扱う仮想通貨の概要」を記載することとなっている（同府令第5条第1号）。第6条11号の「取り扱う仮想通貨の概要を説明した書類」とは、「取り扱う仮想通貨の概要」の記載のほか、どのような内容を記載</p>	<p>例えば、取り扱う仮想通貨について、当該仮想通貨の仕組み、想定される用途、プログラムのバグなどの内在するリスクや流通量等の詳細を疎明する資料が考えられます。</p> <p>なお、記載にあたっては、別紙様式第1号第7面又は別紙様式第2号第8面の記載上の注意もご確認ください。</p>

	すればよいのか、ご教示いただきたい。	
16	仮想通貨府令第6条第11号に規定する「取り扱う仮想通貨の概要を説明した書類」とは、具体的にどのような書類を想定しているのかお示しいただきたい。	
17	仮想通貨府令第6条第12号に規定する「仮想通貨交換業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）」には、登録申請者が行う「仮想通貨交換業」に関する組織体制・担当部署等を記載すればよく、登録申請者が行う「仮想通貨交換業の他にしている事業」に関する組織体制や部署等についてまで記載する必要はないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
18	仮想通貨府令第6条第12号に規定する「仮想通貨交換業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）」について、今後、登録申請者が参考とすべき様式や記載例などを当局のホームページ等で公表していただきたい。	ご指摘の点につきましては、貴重なご意見として参考にするとともに、今後、仮想通貨交換業者の登録申請状況や、登録を受けた仮想通貨交換業者の実態等を踏まえて検討していきます。
19	仮想通貨府令第6条第1項第13号の「仮想通貨交換業を管理する責任者」とは、具体的には、どのような役職の者を想定しているのか。代表取締役社長でもよいか。	「仮想通貨交換業の管理をする責任者」とは、役職の名称を問わず、仮想通貨交換業を行う上で重要な意思決定を行い、その責任を負う者であると考えられ、例えば、代表取締役社長がその役割を担うことも差し支えないと考えます。
20	仮想通貨府令第6条第13号に規定する「仮想通貨交換業を管理する責任者」とは、仮想通貨ガイドラインⅡ-1-2②に記載される「内部管理部門」の責任者が該当するのか？具体的にどのような者を想定しているのかお示しいただきたい。	
21	仮想通貨府令第6条第13号の登録申請書の添付書類について、「仮想通貨交換業を管理する責任者」とは内部管理部門の責任者という理解でよいか。	
22	仮想通貨府令第6条第14号に規定する「仮想通貨交換業に関する社内規則等」とは、例えば、仮想通貨ガイドラインにおいて仮想通貨交換業者に整備が求められる社内規則等が該当するとの理解でよいか。 また、その他に具体的に想定される社内規則等の種類があればお示しいただきたい。	概ね貴見のとおりと考えられます。 なお、仮想通貨ガイドラインにおいて記載している書類は例示であり、登録申請者の実態に応じて必要となる社内規則等が異なる場合がある点に留意ください。
23	「仮想通貨交換業に関する社内規則等」とは、仮想通貨交換業を適切に行うために必要な社内規則等として、例えば仮想通貨ガイドラインで言及されているような規則についてはすべて提出しなければならないという理解か。	仮想通貨ガイドラインにおいて記載している書類は例示であり、記載されている書類の全てを提出しなければならないという趣旨ではありません。
24	「仮想通貨交換業の利用者と仮想通貨交換業に係る取引を行う際に使用する契約書類」の提出が要求されているが、特に利用者と契約を締結せず、約款や利用規則により取引を行っている場合、約款や利用規則の提出で良いか。	貴見のとおりと考えられます。
25	仮想通貨府令第6条第16号に規定する「仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合には、当該委託に係る契約の契約書」とは、	当該委託契約書の原本の写しを添付することで差し支えありません。

	登録申請者が登録申請を行うときまでに委託先との間で締結した委託契約書の原本（契約当事者が保有する契約書原本）を添付するというのか。それとも当該委託契約書の原本の写しを添付することで足りるのか。	
26	<p>仮想通貨府令第6条第16号に規定する「仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書」について、登録申請者が仮想通貨交換業者の登録を受けた後に、業務を委託することについて内諾を得ている者との間で締結する予定の委託契約書の素案（契約当事者の署名又は記名押印は無い状態のもの）を添付することができるか確認したい。</p> <p>登録申請を行う時点で申請者は仮想通貨交換業者の登録を受けることができるか否か定かではない状況にあり、このような状況の中で、仮に登録申請を行うときまでに必ず委託先との間で正式な委託契約の締結まで済ませ、当該委託契約書を添付しなければならないということであれば、登録を拒否された場合の対応等を考えると登録申請者にとっては負担が大きいと思われる。</p>	<p>仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合には、登録申請書の添付書類として、仮想通貨府令第6条第1項第16号に基づく委託に係る契約書を添付する必要がありますが、登録申請の段階で委託契約を正式に締結していない場合は、当該委託契約の契約書のドラフトを添付することで差し支えありません。</p> <p>ただし、仮想通貨交換業者の登録を受けた後に委託契約を正式に締結した場合は、資金決済法第63条の6第1項の規定に基づき、変更届出書を提出する必要があります。</p>
27	仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合の「委託に係る契約の契約書」について、登録の申請段階で業務の委託を予定している委託先との契約締結が完了していない場合、例えば、雛形やドラフトを提出することで登録手続を行うことが認められるか。登録までに契約の締結が完了しないものについては、業務開始までに追完（必要な場合には変更届出として提出）することで足りるとするべきではないか。	
28	仮想通貨府令第6条第17号に規定する同号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号に定める事項を記載した書面（金融ADRについて登録申請者が講じる措置を記載した書面）について、今後、登録申請者が参考とすべき様式や記載例などを当局のホームページ等で公表していただきたい。	ご指摘の点につきましては、貴重なご意見として参考にするとともに、今後、仮想通貨交換業者の登録申請状況や、登録を受けた仮想通貨交換業者の実態等を踏まえて検討していきます。
29	仮想通貨府令第6条第18号に規定する「その他参考となる事項を記載した書面」とは、具体的にどのような書面を想定しているのかお示しいただきたい。	登録申請者の実態に応じて記載内容が異なるものであり、一概に申し上げることは困難です。
●財産的基礎		
▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第9条		
30	当該法人の事業が不振等の場合、第63条16で定める「財産条件の改善」を求められることになるが、「仮想通貨交換業者に関する内閣府令第9条」で登録要件として定められている財産的基礎要件を満たさなくなった場合は、消費者保護の観点から、業務改善命令や場合によっては、登録取り消しの監督がされるという認識で	仮想通貨交換業者が、仮想通貨府令第9条に規定する財産的基礎を満たさなくなった場合、業務改善命令や登録取り消しを含め、必要と判断される監督上の措置を講ずることがあり得ます。

	よいか。	
	●変更の届出	
	▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 11 条	
31	仮想通貨に係る ATM を外部のレストラン等に設置した場合(機器のみであり人員等は配置しておらず、支店登記も行っておらず、行う必要がないもの)、ケースバイケースではあるものの、一般的には本規制上も「営業所」とは考えられず、変更届出は不要と言うことでよいか。	ご質問の「仮想通貨に係る ATM」とは、具体的にどのようなものなのか必ずしも明らかではありませんが、当該 ATM が仮想通貨交換業者の設置する無人の設備であって、当該仮想通貨交換業者の営業活動の中心たる場所とはいえない場合は、本府令における「営業所」に該当せず、変更届出は不要であると考えます。
32	仮想通貨交換業者が、海外において当該会社の支店や営業所を設置した場合、届出義務があるか。別紙様式第 4 面の注 3 から考えて、あるものと理解しているが、海外支店を本邦において登記した上で、登記事項証明書を提出する必要があるか。	前段については、貴見のとおり、届出義務があります。 後段については、日本において支店登記を行ったのであれば、登録事項証明書を提出いただく必要があります。
33	仮想通貨府令第 11 条第 1 項第 11 号に規定する資金決済法第 63 条の 11 第 1 項に規定する管理する方法に変更があった場合の「同項に規定する管理する方法に変更があった事実が確認できる書面」とは、具体的にどのような書面を想定しているのかお示しいただきたい。 例えば、利用者の金銭の管理方法を仮想通貨府令第 20 条第 1 項第 1 号に規定する銀行等への預金又は貯金に変更した場合は「預金通帳等の写し」、第 2 号に規定する信託業務を営む金融機関等への金銭信託で元本補てんの契約のあるものに変更した場合は「信託契約書の写し」、同様に利用者の仮想通貨の管理方法を同条第 2 項第 2 号に規定する仮想通貨交換業者が第三者をして管理させる方法に変更した場合は「仮想通貨交換業者と第三者との間で締結した当該管理に係る契約書の写し」が、これに該当すると考えてよいか。 また、利用者の仮想通貨の管理方法を仮想通貨府令第 20 条第 2 項第 1 号に規定する仮想通貨交換業者が自己で管理する方法に変更した場合は、どのような書面を添付すべきか。	貴見のとおりと考えられます。 また、利用者の仮想通貨の管理方法を、仮想通貨府令第 20 条第 2 項第 1 号に規定する仮想通貨交換業者が自己で管理する方法に変更した場合、変更したことがわかる書面として、それまで仮想通貨の管理を行っていた第三者との間で締結した解約の合意書や、当該事実を利用者に対し通知した書面等が考えられます。
	●業務委託の適正かつ確実な遂行を確保するための措置	
	▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 15 条	
34	例えば、システムの開発・運用・保守、利用者の仮想通貨の管理に係る業務を第三者に委託する場合は、資金決済法律第 63 条の 9 及び仮想通貨府令第 15 条の適用を受けることになるとの理解でよいか。 また、その他にどのような業務の委託がこれらの規定の適用を受けることになるのかお示しいただきたい。	仮想通貨交換業の業務の一部の委託が認められるか否かについては、仮想通貨交換業者による「名義貸し」が禁止されている(資金決済法第 63 条の 7) ことを踏まえつつ、個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるべきものであり、具体例について網羅的に申し上げることは困難です。
35	仮想通貨交換業者がその業務の一部を第三者に委託する場合、当該委託業務の内容、程度又は頻度等を問わず、仮想通貨交換業に係る業務	貴見のとおりと考えられます。

	の一部の委託であれば資金決済法第 63 条の 9 及び仮想通貨府令第 15 条の適用を受けることになるのか。	
	●利用者保護等に関する措置	
	▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 16 条第 2 項第 2 号	
36	仮想通貨府令第 16 条第 2 項第 2 号の「特定の者によりその価値を保証されている」とは、どのような趣旨で規定しているのか確認したい。	当該規定の趣旨は、利用者の誤認防止の観点から、仮想通貨交換業者においては、適切な情報を提供いただくことを義務付けることにあります。
37	取り扱う仮想通貨が、特定の者によりその価値を保証されている場合は、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を記載することとされているが、仮想通貨の価値が保証されているというのはどのような場合か。また、一般に前払式支払手段は、換金ができないものの、発行者が履行債務を負っているものと認識しているが、ある支払手段が仮想通貨にも該当し、前払式支払手段に該当するという可能性はあり得るか。	この情報提供義務の趣旨に鑑み、例えば、特定の事業者との契約により仮想通貨の価値が保証されていることをもって、仮想通貨の価値がいつ、いかなる場合も保証されていると利用者が誤認することがないように、当該保証者の氏名等や当該保証の具体的内容について、情報提供いただく必要があると考えています。 なお、ある支払手段が、資金決済法第 3 条に規定する前払式支払手段に該当する場合は、資金決済法第 2 条第 5 項に規定する仮想通貨には該当しないものと考えられます。
38	「価値の保証」が、例えば当該仮想通貨の発行者または発行者から委託を受けた者による仮想通貨 1 単位あたり一定額の本邦通貨での買取りの保証という形をとる場合、「本邦通貨・・・をもって・・・払戻し・・・が行われることとされている資産」として「通貨建資産」（資金決済法第 2 条第 6 項）に該当し、仮想通貨の定義から外れてしまうのではないか。	当該規定の趣旨は、利用者の誤認防止の観点から、仮想通貨交換業者においては、適切な情報を提供いただくことを義務付けることにあります。 ご質問の「仮想通貨」又は「通貨建資産」の該当性については、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、仮想通貨の発行者及び発行者から委託を受けた者が、発行済みの仮想通貨の全てについて法定通貨による買取りを保証する場合、通貨建資産に該当する可能性があると考えられます。 なお、仮に通貨建資産に該当した場合は、仮想通貨交換業に係る規制の適用を受けることはありませんが、他の規制が適用される可能性がある旨留意ください。
39	仮想通貨について 1 単位あたり一定額の本邦通貨による買取りの保証という形式での価値の保証がなされる場合、その発行および買戻しが同一の者または相互に仮想通貨の発行および買取りの取扱いに同意した複数の者により行われる場合には、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」第 2 条により規制される業としての預り金、または銀行法等により規制される為替取引への該当性が問題となるように思われるが、これらの規制は仮想通貨の売買等を業として行うことに関する規制と重複して適用されるのか。	ご質問の「仮想通貨」は、資金決済法上の仮想通貨に該当しない可能性があります。いずれにせよ、資金決済法上の仮想通貨の該当性については、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 なお、資金決済法上の仮想通貨に該当しない場合、仮想通貨交換業に係る規制の適用を受けることはありませんが、他の規制が適用される可能性がある旨留意ください。
40	発行者が一定の対価と引き換えに仮想通貨を発行し、かつ仮想通貨 1 単位あたり一定額の本邦通貨による買取りの保証という形式での発行者またはその委託もしくは提携先による価値の	資金決済法上の仮想通貨又は前払式支払手段の該当性については、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。

	保証がなされる場合でも、仮想通貨を受け入れる特定の加盟店等を指定しないで発行される限り、前払式支払手段の定義には該当せず、前払式支払手段にかかる規制の適用は受けないとの理解でよいか。	
	▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第17条	
41	仮想通貨府令第17条に「書面の交付その他の適切な方法」との記載があるが、「その他の適切な方法」には、Web画面での表示も含まれるとの理解で良いか（オンラインでの交換業務を想定）。	貴見のとおりと考えられます。
42	適切な方法による説明に関し、例えば、現実の店舗で仮想通貨交換業に関する取引を行う場合、HPに仮想通貨府令第17条各号に対応する情報を掲載しておき、かつ同等の情報を印字してラミネート加工した上で店舗内に置いておき、必要に応じて何時でも説明できるようにしておくことで、現実に書面交付等を行ってなくても、ケースバイケースではあるが「書面の交付その他の適切な方法により」を満たす可能性があるという理解で良いか。	貴見のとおりと考えられます。
43	顧客が仮想通貨交換業者に口座を開設し、その後継続的に仮想通貨の売買を同口座において行う場合には、仮想通貨交換業者は口座開設時に仮想通貨府令第17条第2項の事項の情報を提供すればよく、各売買に際して同条第1項の事項の情報を提供する必要はないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
44	仮想通貨府令第17条第1項の利用者に対する情報の提供について、「仮想通貨交換業に係る取引を行うときは」「次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない」とされているが、取引のたびに情報提供を行う必要があるのか。同条第2項において、「仮想通貨交換業に係る取引を継続的に又は反復行うことを内容とする契約を締結するときは、あらかじめ」「情報を提供しなければならない」とされているが、継続的契約の場合は、あらかじめ情報提供を行えば、同条第1項の取引時の情報提供は不要と考えてよいか。	貴見のとおりと考えられます。
45	仮想通貨府令第17条に規定する利用者に対する情報提供について、同条第2項に基づく情報提供は、仮想通貨交換業者が利用者との間で仮想通貨交換業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約（例えば、ウォレット等の開設に係る契約など）を締結するときに、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により行うものであるのに対し、同条第1項に基づく情報提供は、仮想通貨交換業者が利用者との間で仮想通貨交換業に係る取引を行う都度、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法によ	利用者が仮想通貨交換業者に口座を開設し、その後継続的に仮想通貨の売買を同口座において行う場合には、仮想通貨交換業者は口座開設時に仮想通貨府令第17条第2項各号に掲げる情報の提供を行う必要があり、その取引の都度、同項各号に掲げる情報を提供する必要はないと考えられますが、利用者に対する情報提供の趣旨に鑑み、利用者が理解しやすいよう、工夫して情報提供を行うことが重要です。

	り行うものであるとの理解でよいか。例えば、仮想通貨交換業者が利用者との間でウォレット等の開設を行い、利用者の金銭及び仮想通貨を預かり、反復継続して仮想通貨の売買や他の仮想通貨との交換等の取引を行う場合も、その取引の都度、同条第1項に基づく情報提供が必要であるとの理解でよいか。	
46	仮想通貨府令第17条第3項の情報は、利用者から仮想通貨を受領したときに提供することとされているが、仮想通貨の性質上、誰から受領したか明らかでない場合がある。このような場合にも当該情報を提供する義務はあるか。	ご質問の規定の趣旨は、仮想通貨交換業者が自身の利用者から金銭又は仮想通貨を受領した場合に、利用者に対して適切な情報提供を行うことです。
47	利用者との間で継続的に取引を行う取引所が、利用者から「預金又は貯金の口座に対する払い込みにより」資金を受け取り、その記録(金額・受領日等)を利用者のアカウントに記録し、利用者のログインにより何時でも見られるようにしている場合、原則として「適切な方法により」仮想通貨府令第17条第3項の情報提供をしていると考えてよいか。それとも別途、例えば利用者に対するEmailの送信等が必要か。	利用者に対する情報提供については、様々な方法が考えられるため、どの方法が適切であるか一概にお答えすることが困難です。 ご質問の方法についても、利用者に対する情報提供の趣旨に鑑み、利用者が理解しやすい情報提供方法として仮想通貨交換業者自らが工夫した結果であるならば認められるものと考えます。
48	利用者との間で継続的に取引を行う取引所が、利用者から取引所が管理するブロックチェーン上のアカウントに対する送付の方法により仮想通貨を受け取り、その記録(金額・受領日等)を利用者のアカウントに記録し、利用者のログインにより何時でも見られるようにしている場合、原則として「適切な方法により」仮想通貨府令第17条第3項の情報提供をしていると考えてよいか。それとも別途、例えば利用者に対するEmailの送信等が必要か。	
49	仮想通貨府令第17条第4項の情報は、所定の期間において1度も取引がなかった場合であっても、三月を超えない期間ごとに、提供する必要があるのか。	仮に1度も取引がなかった場合であっても、仮想通貨交換業の利用者との間で仮想通貨交換業に係る取引を継続的に又は反復して行う場合は、3月を超えない期間ごとに情報提供の義務があります。
50	利用者に対する情報の提供について、交換を行う仮想通貨交換業者とそれを媒介する仮想通貨交換業者がいる場合、両者がそれぞれ自己の業務に関し情報を提供しなければならないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
51	仮想通貨府令第17条各項に規定する情報提供等を行う際に、利用者に対し交付する各書面について、今後、仮想通貨交換業者が参考とすべき様式、記載例、記載要領などを当局のホームページ等で公表していただきたい。	ご指摘の点につきましては、貴重なご意見として参考にするとともに、今後、仮想通貨交換業者の登録申請状況や、登録を受けた仮想通貨交換業者の実態等を踏まえて検討してまいります。
▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第18条		
52	仮想通貨府令第18条第1号において「仮想通貨の特性、取引の内容その他の事情に応じ、利用者の保護を図るために必要な体制」とは具体的にはどのようなものか。	仮想通貨交換業者の提供するサービスについては、仮想通貨の特性や取引内容等によって利用者が被るリスクが異なるものと考えられ、仮想通貨交換業者においては、仮想通貨ガイドラインII-2-2-1-2(5)を参考に、利用者が
53	仮想通貨府令第18条第1号の「仮想通貨の特	

	性、取引の内容その他の事情に応じ、利用者の保護を図るために必要な体制」の内容として、顧客から預かっている財産の管理を適切に行うこと以外にどのようなものが求められているのか。	被るリスクの度合いに応じた利用者保護体制の整備を行っていただく必要があります。
54	仮想通貨交換業者が、別の仮想通貨交換業者（海外事業者も含む）との間で、カバー取引等を行う場合、相手方の仮想通貨交換業者等が、マネー・ローンダリング等の体制ができていない場合、マネー・ローンダリング等の抜け穴になる可能性がある。そのため、一定の規模以上の交換を行う取引の相手方に対して、当該事業者等の取引相手に対するデューディリジェンスを義務づけるべきである。	貴重なご意見として参考にいたします。 なお、同業者間の取引であっても、当該取引が特定取引に該当する場合には、取引時確認は必要となります。また、仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業に関する業務に係る取引に関してマネー・ローンダリングの疑いがある場合には行政庁に届出を行うこととされています。
●分別管理		
▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第20条第1項		
55	金銭の分別管理の方法として、銀行等への預貯金と利用者区分管理信託の利用が上げられている。この二つは並存して使用することが可能か。例えば、利用者から合計1億円の資金を預かっている場合、3000万円を預貯金、7000万円を利用者区分管理信託にするようなことは可能か。府令21条1項5号との関係で疑義もあるため確認させて頂きたい。	金銭の分別管理の方法については、銀行等への預貯金又は利用者区分管理信託のいずれかによることを想定しています。
56	第20条第1項第2号に基づく管理は、同項第1号に基づく管理に比して、厳格に過ぎるのではないか。特に、元本補填のある契約を締結することは、現状において事実上不可能であるため、全ての仮想通貨交換業者が同号に基づく管理を選択する結果、かえって利用者保護に欠けることになるのではないか。	資金決済法においては、過去に、国内の仮想通貨交換所の破綻及び顧客資産の消失事例が発生していること等を踏まえ、仮想通貨交換業者に対し、利用者財産の分別管理を義務付けることとしています。 こうした趣旨に鑑み、事業者の実態等も踏まえて、信託については、事業者が信託財産の毀損リスクを負うこととならない「元本補填のある金銭信託」としています。
57	仮想通貨交換業者に関する内閣府令案第20条第1項第2号の金銭信託に、「信託業務を営む金融機関等又は信託会社への金銭信託で、運用方法が安全なもの」を加え、同府令案第17条第1項第7号および第21条もこれにあわせて修正していただきたい。 現状の金融環境において、信託銀行が「元本補填の契約のある金銭信託」を受託することは相当に困難であるため、仮想通貨交換業者の利用者財産（金銭）の管理方法は、実質的に銀行預金に限られてしまう可能性が高い。利用者保護の観点では、銀行預金よりも金銭信託の方が望ましいことは明白と考えられる。 また、元本補填の契約がない金銭信託であっても、法令上または個別の信託契約条項にて運用できる財産の種類を限定することにより、信託元本の安全性は十分確保できると考えられる。 以上から、信託の目的が本件と類似している金融商品取引法上の顧客分別金信託（有価証券関連業）や顧客区分管理信託（通貨関連デリバ	したがって、原案のとおりとし、ご意見いただいた点については、改正法施行後の仮想通貨交換業者の実態等の把握に努めてまいります。

	タイプ取引)の要件に合わせ、運用財産を安全なものに限定した上で元本補填の契約のない金銭信託による管理も認めていただきたい。	
58	仮想通貨府令第20条第1項第2号の金銭信託に、「信託業務を営む金融機関等又は信託会社への金銭信託で、運用方法が安全なもの」を加え、同府令第17条第1項第7号および第21条もこれにあわせ修正していただきたい。	
59	連休中も営業する仮想通貨交換業者が第20条第1項第2号に基づく管理を行う場合において、連休前の最後の営業日又は連休中に信託財産の元本の評価額が利用者区分管理必要額に満たなくなったときは、連休後の最初の営業日に、その不足額に相当する金銭を信託財産に追加すれば足りるか。	信託財産の元本の評価額が利用者区分管理必要額に満たないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に、不足額に相当する金銭が信託財産に追加される必要があります(仮想通貨府令第21条第1項第5号)。 なお、ここでいう「二営業日以内」とは、第20条第1項に規定する信託業務を営む金融機関等の営業日を指します。
▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第20条第2項		
60	第三者に委託している場合の分別管理について、「・・・当該第三者において、利用者の仮想通貨と自己の固有財産である仮想通貨とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の仮想通貨についてどの利用者の仮想通貨であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法・・・」(府令第20条第2項第2号)とされているが、これは、管理を委託した先である第三者にとっての利用者と自己(当該第三者)の仮想通貨のアドレスを区分することを意味するのか、それとも、委託元の自己分と利用者の分が分別できるように第三者においても区分管理するのかを明確にされたい。	第三者においても、委託元の自己分と利用者の分が分別できるように区分管理する必要があります。
61	第三者に委託している場合の仮想通貨の分別管理について、「当該利用者の仮想通貨についてどの利用者の仮想通貨であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法」とは、委託先である第三者において、委託元の利用者と(委託元の)自己の仮想通貨を区分管理することを前提として、利用者別の管理については、委託元である交換業者の帳簿により直ちに判別できる状態も含まれるという理解で問題ないか明確にされたい。	貴見のとおりと考えられます。
▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第21条各号、第22条		
62	信託方式による区分管理と、預金による区分管理並びに仮想通貨の分別管理の要求水準の相違について、「信託財産の元本の評価額が利用者区分管理必要額に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、仮想通貨交換業者によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること」(府令第21条第1項第5号)、「利用者区分管理信託の方法により管理する場合にあって	ご質問の規定は、利用者区分管理信託の要件として、信託銀行との契約において満たさなければならぬ事項の一つであり、銀行等への預貯金の方法による場合と管理水準に差異を設けるものではありません。 利用者財産の管理は、どの方法を選択したとしても適正に行われるべきものであり、ご質問の規定をもって、銀行等への預貯金による管理の水準の引き下げを許容するものではありません。

	<p>は、仮想通貨交換業者は、個別利用者区分管理金額及び利用者区分管理必要額を毎日算定しなければならない。」(同第 22 条)とされている。</p> <p>このように、信託方式により区分管理を行う場合の追加要件や必要額計算及びその頻度は府令に定められている。他方で、預金や仮想通貨については仮想通貨ガイドラインで定められている。このことが、預金又は仮想通貨の必要額計算及びその頻度に係る要求水準に差異があることを意味するのか明確にされたい。</p>	<p>ん。</p>
<p>▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 23 条</p>		
<p>63</p>	<p>第 23 条第 1 項は、毎年一回以上、分別管理監査を受けることを求めているが、1 事業年度に 1 回以上という理解でよいか。また、それ以外に時期的な制限はないという理解でよいか。</p>	<p>仮想通貨府令第 23 条第 1 項により、仮想通貨交換業者の登録を受けた日から毎年 1 回以上、分別管理監査を受ける必要があります。</p> <p>また、改正後の資金決済法の施行の際現に仮想通貨交換業を行っている者については、施行日から資金決済法の規定の適用があるため、仮想通貨府令の施行日から 1 年以内に分別管理監査を受ける必要があります。</p>
<p>64</p>	<p>分別管理監査の期限および同監査報告書の法第 63 条の 14 第 2 項の報告書への添付の期限について、「仮想通貨交換業者は、法第六十三条の十一第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による管理の状況について、金融庁長官の指定する規則の定めるところにより、毎年一回以上、公認会計士又は監査法人の監査（以下「分別管理監査」という。）を受けなければならない。」(仮想通貨府令第 23 条)、「法第六十三条の十四第二項の報告書は、別紙様式第十三号により作成し、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間ごとに、当該期間経過後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。」(同府令第 30 条第 1 項)、「前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。四 分別管理監査を受けた場合公認会計士又は監査法人から提出された直近の報告書の写し」(同府令第 2 項第 4 号)とされている。</p> <p>(1) 仮想通貨府令第 23 条は、施行初年度において、仮想通貨交換業者の事業年度に拘わらず、府令の施行日から 1 年以内の日を基準日として分別管理監査を受けることを求めているのか、府令の施行日から 1 年以内に分別管理監査を受けた上で同府令第 30 条第 2 項第 4 号に添付されることとなる公認会計士又は監査法人から監査報告書を入手することを求めているのか明確にされたい。</p> <p>(2) 仮想通貨府令第 23 条は「毎年一回以上、公認会計士又は監査法人の監査（以下「分別管理監査」という。）を受けなければならない。」とするが、仮想通貨交換業者の事業年度に拘わら</p>	<p>仮想通貨府令第 23 条第 1 項により、仮想通貨交換業者の登録を受けた日から毎年 1 回以上、分別管理監査を受ける必要があります。</p> <p>また、改正後の資金決済法の施行の際現に仮想通貨交換業を行っている者については、改正法の施行日から資金決済法の規定の適用があるため、仮想通貨府令の施行日から 1 年以内に分別管理監査を受ける必要があります。</p> <p>なお、ここでいう「1 年以内」には、分別管理監査を行った公認会計士又は監査法人から監査報告書を受領することまでを含むものではありませんが、分別管理監査を受けたならば、速やかに監査報告書を受領することが望まれます。</p> <p>また、分別管理監査の報告書の写しは、当該報告書を受領した日以後最初に到来する「利用者財産の管理に関する報告書」の提出の際に添付する必要があります。</p>

	<p>ず、毎年1回以上の任意の日を基準日として分別管理監査を受けることを求めているのか、もしくは、毎年1回以上の任意の日において公認会計士又は監査法人から監査報告書を入手することを求めているのか明確にされたい。</p> <p>(3) 仮想通貨府令第30条第1項及び第2項第4号は、公認会計士又は監査法人から監査報告書を入手した日より直近の期限において提出される資金決済法第63条の14第2項の報告書に、当該監査報告書を添付することを求めているのか明確にされたい。</p>	
	<p>●法定帳簿</p>	
	<p>▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第26条</p>	
65	<p>仮想通貨交換業者が金融商品取引業や資金移動業を兼ねる場合には、顧客勘定元帳等の帳簿書類は、記載すべき事項が記載されている限りにおいて、1種類の帳簿書類により作成してもよいか。</p>	<p>法令上の記載事項を満たしているのであれば、他の法令において制限がない限り、他の帳簿書類と兼ねることは許容されると考えられます。</p>
66	<p>法定帳簿における記載内容について、「第六十三条の十三に規定する仮想通貨交換業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。…四各営業日における管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の記録（法第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。）」（府令第26条第1項第4号）とされている。</p> <p>一方で、ガイドラインII-2-2-2-2は「自己の固有財産である金銭・仮想通貨と、利用者が預託した金銭・仮想通貨（以下「利用者財産」という。）が、上記の執行方法に基づいて明確に区分され、かつ、個々の利用者の持分について、直ちに判別できることとしているか」と記載しており、合計のみならず個人別の持ち分を明らかにすることを求めている。</p> <p>同ガイドラインの要求に対応するため、府令第26条第1項第4号に規定する法定帳簿においても利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の合計のみならず個人別の金銭の額及び仮想通貨の数量を分けて記載させるか、利用者勘定元帳（府令第26条第1項第3号、同第28条第2項）において法定通貨の入出金及び差引残高を記載させる必要はないか明確にされたい。</p>	<p>仮想通貨府令第26条第1項第4号の「各営業日における管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の記録」には、「利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の合計」のみならず、「利用者別の金銭の額及び仮想通貨の数量」が含まれるものと考えられます。</p>
67	<p>作成し保存する法定帳簿書類について、データベース上に帳簿記載項目に係る情報が記録され保存されており、必要な場合は速やかにデータを取得し一覧のフォーマットに加工して表示できる状況であれば足りるようにしてもらえると有り難い。</p>	<p>内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年内閣府令第21号）に基づき、帳簿書類については電磁的記録による保存が認められます。</p>
68	<p>仮想通貨府令第26条第1項各号に掲げる仮想通貨交換業に関する帳簿書類（法定帳簿）について、今後、仮想通貨交換業者が参考とすべき様式、記載例、記載要領などを当局のホームページ等で公表していただきたい。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、貴重なご意見として参考にするとともに、今後、仮想通貨交換業者の登録申請状況や、登録を受けた仮想通貨交換業者の実態等を踏まえて検討してまいります。</p>

▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第27条		
69	<p>「相手方を自己において選択する取引である場合に限る」の趣旨は、例えば、仮想通貨交換業者が、他の仮想通貨交換業者の取引所で取引をし、相手方が誰か判らない場合には記載しなくていいということか。</p> <p>仮想通貨交換業者が自社の取引所を利用して取引をし、そのため相手方の名称は調査すれば判るが、当該取引は取引所システム上のマッチングの結果であり、特に自己において相手方を選択した訳ではない場合はどうか。</p>	<p>前段については、貴見のとおりと考えられます。</p> <p>後段について、「相手方を自己において選択する取引」には、仮想通貨交換業者が自社システムにおいてマッチングを行っている場合を含むものと考えられます。</p>
70	<p>第27条第4項第6号の「自己が保有する金銭の額」とは、自己が保有する会計上の現金及び現金同等物の額という理解でよいか。</p>	<p>利用者の金銭とは分別して管理すべき自己の金銭の額を指しています。</p>
71	<p>仮想通貨交換業者の顧客が、当該業者との間で、「取引所」型の取引（業者による売買の媒介、取次ぎ又は代理）と「販売所」型の取引（業者の自己保有分の購入）を両方行っている場合、前者は顧客勘定に、後者は自己勘定に記載するという事でよいか。</p>	<p>概ね貴見のとおりと考えられますが、ご質問の「販売所型」の取引が、仮想通貨交換業との利用者の間で継続的に又は反復して行う仮想通貨交換業に係る取引である場合は、顧客勘定元帳（仮想通貨府令第26条第1項第3号）の作成が必要になると考えられます。</p>
▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第28条		
72	<p>顧客の元帳管理で残高を取次、自己に分けて管理するのは、煩雑であるし、あまり意味がないと思われる。取次、自己別の収益を把握するのであれば、損益計算書の方で把握すれば事が足りるものと思料する。他業種で言えば証券会社で株式を購入した時は相手先が他の顧客であるか、証券会社であるか、はたまた発行会社であるか、顧客の持高としては区別していない。また銀行でも顧客の預金残高について反対勘定が現金であるとか貸付であるとか、元帳としては管理せず、取引（トランザクション）記録、損益計算の方で把握するのみである。分別は取引記録、損益計算（売上記録）のみの対応として頂きたい。</p>	<p>仮想通貨交換業者には、資金決済法において利用者財産と自己財産の分別管理及びその監査を義務付けております。</p> <p>この趣旨を踏まえて、利用者勘定元帳は、仮想通貨交換業者の収益管理のほか、利用者から預託された金銭や仮想通貨についても適正に管理する上で必要と考えており、原案のとおりとします。</p>
●仮想通貨交換業に関する報告書		
▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第29条		
73	<p>第29条第2項は、貸借対照表及び損益計算書についての公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付を求めているが、分別管理監査に加えて、公認会計士又は監査法人による会計監査も必要ということか。会計監査及び会計監査人の設置の可否を明確にしてほしい。</p>	<p>前段のご質問については、貴見のとおりと考えられます。</p> <p>後段のご質問については、会社法等の法令に従い、会計監査人の設置の可否を検討する必要がありますと考えられます。</p>
74	<p>第一種金融商品取引業を行う外国法人に係る金融商品取引法第49条の3第1項の書類及び書面（財務諸表等）の提出期限は、同法施行令第16条の19により原則として事業年度終了後3か月以内であるところ、「その本国の法令又は慣行により、同項の書類及び書面をその事業年度経過後三月以内に提出することができないと認められる場合には」、金融商品取引業等に関する</p>	<p>ご意見を踏まえ、外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者の仮想通貨交換業に関する報告書（仮想通貨府令第29条第1項）の提出期限については、外国本社による手続や翻訳作業等を勘案し、その事業年度経過後「4月以内」とするよう、条文を修正します。</p>

	<p>内閣府令第 192 条に従い提出期限の延長承認申請を行うことが可能な建付けとなっている。</p> <p>外国仮想通貨交換業者に対しても同様の取扱いとすべきではないか。</p>	
	<p>●利用者財産の管理に関する報告書</p>	
	<p>▼仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 30 条</p>	
75	<p>仮想通貨府令第 30 条第 2 項第 3 号の「仮想通貨の残高を証明するもの」とは、具体的には、どのようなものを想定しているのか。</p> <p>仮想通貨交換業者が自ら書面に出力したものは、証明力が乏しいが、それで足りるという理解でよいか。</p>	<p>ご質問の具体例については、例えば、自社コンピュータにおいて仮想通貨の残高が分かる部分の画面のハードコピーが考えられます。</p> <p>なお、仮想通貨交換業者における分別管理の状況については、当局への資料提出に加えて、公認会計士又は監査法人による分別管理監査においても確認するほか、当局による検査・監督においても確認することがあります。</p>
76	<p>仮想通貨府令第 30 条第 2 項第 3 号に規定する同府令第 20 条第 2 項各号の方法により利用者の仮想通貨を管理する場合における「電磁的記録に記録された当該仮想通貨の残高に係る情報を書面に出力したもののその他の仮想通貨の残高を証明するもの」とは、具体的にどのような書面を想定しているのかお示しいただきたい。</p>	
77	<p>分別管理監査と利用者財産の管理に関する報告書提出時期との関係について、仮想通貨府令第 30 条において、事業年度の 3 ヶ月ごとに利用者財産の管理に関する報告書（以下「仮想通貨府令第 30 条の報告書」という。）を提出することとされ、当該報告書には分別管理監査を受けた場合の直近の報告書の写しを提出することとされている。一方で、仮想通貨府令第 23 条では年に 1 度分別管理監査を受けなければならないものとされている。仮に平成 29 年 4 月 1 日に施行された場合、仮想通貨交換業者が分別管理監査を受けなければならない時期は次のいずれに該当するのか示されたい。</p> <p>① 仮想通貨交換業者は、改正資金決済法が施行されてから 1 年以内（平成 30 年 3 月 31 日まで）に事業年度に関係なく分別管理監査を受ければよいのか。例えば、事業年度が 5 月 1 日から 4 月 30 日と定めている仮想通貨交換業者の場合、平成 30 年 3 月 31 日までに分別管理監査を受けて、平成 30 年 4 月 30 日の府令第 30 条の報告書に分別管理監査報告書の写しを添付すればよいのか。</p> <p>② 仮想通貨交換業者は、改正資金決済法が施行されてから 1 年経つ（平成 30 年 3 月 31 日）までに提出する府令第 30 条の報告書日までに分別管理監査を受ける必要があるのか。例えば、事業年度が 5 月 1 日から 4 月 30 日と定めている仮想通貨交換業者の場合、平成 30 年 1 月 31 日までに分別管理監査を受けて、同日を基準日とする府令第 30 条の報告書に分別管理監査報告書の写しを添付することになるのか。</p>	<p>貴見①のとおりと考えられます。分別管理監査の報告書の写しは、当該報告書を受領した日以後最初に到来する「利用者財産の管理に関する報告書」の提出の際に添付する必要があります。</p>

●その他（資金決済法・制度全般に関する質問・意見）		
▼資金決済法全般		
78	<p>海外の資金移動業者等の事業者との決済を目的として、別の仮想通貨交換業者を利用して決済資金の両替を行う場合、顧客から両替を受け付けているわけでないので仮想通貨交換業の登録は必要にならないが、資金移動業の登録が必要になることを確認したい。</p>	<p>ご質問の「仮想通貨交換業」又は「資金移動業」の該当性については、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
79	<p>資金決済法第2条第7項に関して、仮想通貨の貸付けのみを業として行う場合、仮想通貨交換業の登録は必要か。</p> <p>また、仮想通貨交換業の登録が必要でない場合でも、貸金業の登録は別途必要になるか。</p>	<p>前段のご質問にある「仮想通貨の貸付け」は、資金決済法第2条第7項に規定する仮想通貨交換業には該当せず、仮想通貨交換業者の登録は不要と考えられます。</p> <p>後段のご質問にある「貸金業」の該当性については、貸金業法第2条第1項に規定する「貸付け」の定義に照らし、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
80	<p>銀行への業務の委託について、</p> <p>(1) 仮想通貨交換業者が、銀行に仮想通貨交換業務の一部を委託する場合、銀行法第10条第2項の8に定める付随業務のうち「銀行その他金融業を行う者の業務の代理又は媒介」に該当すると考えてよいか。</p> <p>(2) 仮想通貨交換業が契約者にカードを発行し、銀行のATMを通じて現金の当該資金移動業者への資金の授受を行う場合、銀行は銀行法第10条第2項第9号の「国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い」に該当すると考えてよいか（通常のクレジット会社等のATM提携と同じと考えてよいか）。</p>	<p>銀行への業務委託については、銀行の業務範囲規制との関係を踏まえ、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>仮想通貨交換業者が銀行に委託する業務が、法令上、銀行に認められている業務に該当するかどうかは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その業務について、銀行の固有業務との機能的な親近性やリスクの同質性があるか、 ・ その業務規模が、銀行の固有業務に比して過大でないか、 <p>などの観点から、総合的に判断していく必要があります。</p> <p>また、その際には、資金決済法に基づく法的枠組みの整備等を通じて、健全かつ適切な業務運営が求められる銀行にとって、取り扱うことが相応しい社会的な信頼等を有する決済手段として仮想通貨が定着していくかも、十分見極めながら、判断していく必要があると考えています。</p>
81	<p>仮想通貨交換業者は、業務の一部を業務委託することが認められているが、資金決済法においては、媒介、取次ぎ又は代理を行うものは、仮想通貨交換業の登録を受けることが定められている。</p> <p>(1) 仮想通貨交換業者の業務委託として当該業者の管理監督のもと、媒介、取次ぎ又は代理を行う場合においては、受託業者は仮想通貨交換業の登録は、必要ないと考えてよいか</p> <p>(2) 仮想通貨交換業者として登録を受けている場合、日本で仮想通貨交換業者や外国仮想通貨交換業者の登録を受けていない業者への媒介、取次ぎ又は代理を行うことは、可能と考えるよいか</p>	<p>仮想通貨交換業の業務の一部の委託が認められるか否かについては、仮想通貨交換業者による「名義貸し」が禁止されている（資金決済法第63条の7）ことを踏まえつつ、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>また、仮想通貨交換業者による仮想通貨交換業の業務の一部の委託が認められる場合、当該仮想通貨交換業者に対して、委託先管理の責任が生じる点（資金決済法第63条の9）に留意する必要があります。</p> <p>なお、犯罪収益移転防止法の取引時確認を外部に委託することは認められていますが、委託した特定事業者の責任において取引時確認及び確認記録の作成、保存の措置が確実に行われる</p>
82	<p>利用者に対する説明、犯罪収益移転防止法の本人確認、システム構築等、仮想通貨法に規定される責任を登録仮想通貨交換業者が全て負</p>	

	<p>い、かつ、第三者委託に関する規制を全て遵守する前提で、販売の一部をフランチャイジー、代理店、エージェントなどに委託することは許容されるか。</p> <p>例えばコンビニエンスストアの本部が仮想通貨交換業の登録を行い、法人格としては別のコンビニエンスストアのフランチャイジーが仮想通貨の販売を行う場合、第三者委託として許容されるか。</p> <p>また、コンビニエンスストアではない仮想通貨交換業者が、コンビニエンスストアの本部及びそれを通じてフランチャイジーと契約を行い仮想通貨の販売を行う場合はどうか。</p>	<p>ことが必要であると考えます。この場合、特定事業者は、自社の営業所で保存している場合と同様に、必要に応じて直ちに確認記録を検索できる状態を確保しておかなければならないと考えます。</p>
83	<p>仮想通貨交換業者 A 社と海外の仮想通貨交換業者 B 社がカバー取引等を相対取引で行う場合、A 社が B 社の顧客として交換を行っているのか、B 社が A 社の顧客として交換を行っているのか、判断が難しい場合がある。仮想通貨交換業者が、カバー取引等で、海外の事業者と仮想通貨交換業務を行う場合、当該業者が外国仮想通貨交換業の登録を行っている場合を除き、当該に外国の業者について、利用者としての本人確認とあわせて、業務委託先としての管理監督・デューディリジェンスを義務づけるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として参考にいたします。</p> <p>なお、同業者間の取引であっても、当該取引が特定取引に該当する場合には、取引時確認は必要となります。また、仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業に関する業務に係る取引に関してマネー・ローンダリングの疑いがある場合には行政庁に届出を行うこととされています。</p> <p>また、仮想通貨交換業者が仮想通貨交換業の業務の一部を海外の事業者に委託する場合、当該仮想通貨交換業者に対して、委託先管理の責任が生じる点に留意する必要があります。</p>
84	<p>資金決済法 63 条の 3 第 1 項 9 号の仮想通貨交換業の「一部を第三者に委託」とは、どのような業務を委託する場合はこれに該当するか。例えば、顧客に郵便で連絡する際の郵便業者はこれに該当しないと考えるが、そのような理解でよいか。</p>	<p>例えば、仮想通貨交換業者が業務上使用するシステムの保守・管理を外部に委託することが考えられます。また、ご質問に例示されている「郵便業者」については、貴見のとおりと考えられます。</p> <p>なお、仮想通貨交換業の業務の一部の委託が認められるか否かについては、仮想通貨交換業者による「名義貸し」が禁止されている（資金決済法第 63 条の 7）ことを踏まえつつ、個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
▼制度全般に関するご意見		
85	<p>利用者保護等に問題のある企業が仮想通貨交換業者の登録を受けないよう、登録審査は厳格に行うべきである。</p>	<p>貴重なご意見として参考にいたします。</p>
86	<p>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令において、仮想通貨も当該財産として規定されたことを踏まえ、仮想通貨の交換業者だけでなく、仮想通貨との交換を行わず単に仮想通貨を管理する手段を提供するウォレット業者に対しても登録を求めるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として参考にいたします。</p>
87	<p>今後、仮想通貨の市場は急拡大していくと思われます。</p> <p>日本も先端技術に遅れないよう過剰な規制はせず、暖かく見守っていくべきかと思えます。</p>	<p>貴重なご意見として参考にいたします。</p>

	<p>しかしながら、一方で仮想通貨事業者は歴史が新しく、杜撰で消費者に被害が与えられる可能性があります。</p> <p>実際に仮想通貨を購入して送金してみましたが、ホームページの案内では1時間以内に送金処理と記載しているのになかなか送金されず、電話で確認したところ、在庫不足で仮想通貨が足りなくて送金に時間がかかると言われました。</p> <p>こちらはお金を振り込んで購入しているのに、購入後に在庫が足りないとはいかがなものかと思えます。</p> <p>購入した仮想通貨は皆さん取引所で保管してもらいますが、勝手に貸し出されている業者もあるのではないかと思います。</p> <p>ほとんどの取引業者は電話のお問い合わせ先もありません。</p> <p>「お客様の資産は経営資金と分離されています」とホームページに記載されていますが、本当に別管理されているのかを調査してほしいです。</p> <p>消費者としましては、仮想通貨は購入したいが、杜撰な資金管理をしている取引業者は厳しく取り締まってほしいです。</p> <p>あまり規制をせず、法律で仮想通貨を認めるようにすれば、優良企業も参入して杜撰な取引所は衰退するかと思います。</p> <p>仮想通貨の未来には期待しています。</p> <p>日本が過剰な規制でフィンテックの世界的な流れに遅れないようにお願いします。</p>	
88	<p>今回の法改正は、新しいブロックチェーン及び仮想通貨の技術に向けて、国家としてどのような制度設計をするべきか。それを他の先進国に先駆けて定めようとしている点において、非常に挑戦的、新興的であり意義深いものと思います。</p> <p>ブロックチェーン及び仮想通貨の技術を活用したビジネスを展開する者として、非常に追い風となると捉えています。</p> <p>ただ、その技術が先進的であるがゆえに、捉えきれない部分も多く、また捉えきれない技術を抑制するものが今回の法改正であるならば、それは日本のイノベーションを阻害することにも成りかねず、熟考する必要があるものと思います。</p> <p>ガイドラインにおいて、「情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化するものであることから、仮想通貨の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する」とありますが、まさにそのように捉えております。</p> <p>一方で、「当局は、仮想通貨交換業に係る取引の適切性及び取り扱う仮想通貨の適切性等について、申請者に対して詳細に説明を求めるとと</p>	<p>貴重なご意見として参考にいたします。</p>

もに、認定資金決済事業者協会の公表する情報等を参考としつつ、登録の申請の審査等を実施するものとする」とあるように、判断基準の一部に限られた団体に依存して運営していくことも謳われています。日本の情報通信関連には、他にも様々な協会、団体により各種運営規制などが進められている事例もありますが、その運営の状況は非常に参考になるでしょう。

認定する協会に参考情報という形で、判断の一部を委ねる場合、次のことを留意していく必要も今後出てくるのではないのでしょうか？

認定機関の認定基準はどう定められていくのか。また複数の認定団体の間において、意見が別れる場合への対応はどのように行われるのか。ブロックチェーンと仮想通貨技術に関する世界最先端の知見を有し続けているか。公正な運営が継続されているのか。認定の協会のすべてが、上記を維持し続けているのか。審査において足並みが揃わず、時間を要することは、イノベーションを突き進む世界においては、大きな足かせとなります。

ブロックチェーン及び仮想通貨は分散ネットワーク技術による新たなイノベーションであります。そのイノベーションである所以は、そこに中央がなく、分散されている中で精査され、より良い技術が残り広まっていくという自己浄化という側面でもあります。私自身、日々世界最先端の情報に目を光らせてはいるものの、毎日が勉強の繰り返し、日々新しい判断が難しい技術に出会います。

とはいえ、日本国内において、事業が展開される以上、なんらかの評価機関、監督機能は必要であり、その設計を一事業者としても関わっていくことができればと思っております。

今回のブロックチェーン及び仮想通貨の技術に向けた改正案は、法制度と認定の団体による評価という両輪で成り立っているものと捉えております。「日々、変化するものである」技術であるゆえ判断していくことが困難を極めるが、世界のイノベーションに遅れることがないように熟考された形での改正案と思えます。今回の改正が、ブロックチェーン及び仮想通貨の技術に向けての制度設計で、世界に先駆けて施行し、世界の中で日本がルールメイカーになり、かつ、これから現れる新しい、現在の枠組みでは捉えきれないブロックチェーン及び仮想通貨の技術を活用した新たな事業の促進も促す、そのような理想を追い求めることができればと思えます。

このような思いからパブリックコメントを書かせて頂きました。ブロックチェーン及び仮想通貨の技術を活用したビジネスを展開する者と

	して、今回の改正は非常に追い風となると捉えております。感謝致します。	
	●事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係	16. 仮想通貨交換業者関係）
	▼ I-1 仮想通貨の範囲等	
	I-1-1 仮想通貨の範囲及び該当性の判断基準	
89	仮想通貨ガイドライン I-1-1①において「発行者と店舗等との契約により、代価の弁済のために仮想通貨を使用可能な店舗に限定すること」や「発行者が使用可能な店舗を管理すること」は、仮想通貨該当性を否定する事情という趣旨で記載されているとの理解でよいか。	資金決済法上の仮想通貨の該当性については、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 ただし、資金決済法上の前払式支払手段は、仮想通貨には該当しません。
90	仮想通貨ガイドライン I-1-1②（注）に関し、仮想通貨が同時に前払式支払手段にも該当する、ということはない、という理解でよいか。	
91	仮想通貨ガイドライン I-1-1③に関し、「不特定の者」について、発行者がいないことを想定しているのか。発行者がいても、使用可能な店舗等を限定せず使用することができ（1号仮想通貨）、あるいは相手方の制限なく1号仮想通貨との交換ができれば（2号仮想通貨）、その他の要件も満たす場合には「仮想通貨」に該当するという理解か。 また、発行者が存在しない仮想通貨の場合でも、当初の開発の取決等で使用・交換等ができる範囲が限定されている場合には「仮想通貨」に該当しないという理解でよいか。	
92	プリペイドカードやポイントは、一般的に仮想通貨に該当しないとのことであるが、発行者以外の者が他社の発行した電子マネーやポイントを不特定の者を相手方として相互に交換できる場合についても、仮想通貨（2号仮想通貨）に該当しないとの理解でよいか。	
	I-1-2 仮想通貨交換業の該当性及び取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準	
93	仮想通貨ガイドライン I-1-2において、「仮想通貨を用いた先物取引等の取引においては、決済時に取引の目的となっている仮想通貨の現物の受渡を行う取引と、当該取引の目的となっている仮想通貨の現物の受渡を行わず、反対売買等を行うことにより、金銭又は当該取引において決済手段とされている仮想通貨の授受のみによって決済することができる取引（以下「差金決済取引」という。）が存在する。これらの取引のうち、差金決済取引については、法の適用を受ける「仮想通貨の交換等」には該当しない。」との記載があるが、その場合、「金融商品取引業者」または「商品取引業者」としての登録が必要ということによいか。	仮想通貨交換業又は他業の該当性については、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
94	仮想通貨ガイドライン I-1-2（注1）において「対公衆性」とあるが、「対公衆性」とはどのような意味か。どのような場合に「対公衆	仮想通貨交換業については、様々な取引形態が想定されることから、具体的な行為が「対公衆性」を有するものであるか否かは、個別事例

	性」が否定されるのか、ご教示いただきたい。	<p>ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、例えば、単なる投資目的として自ら行う取引については、通常は「対公衆性」の要件を満たさないものと考えられます。</p>
95	<p>仮想通貨ガイドラインⅠ-1-2（注1）において、「法第2条第7項に規定する「業として行うこと」とは、「対公衆性」のある行為」とされているが、例えば、他の仮想通貨交換業者に利用者として口座を開設した上で、仮想通貨のディーリングを行うことを目的とする会社は、「対公衆性」がなく、仮想通貨交換業者の登録は不要であるという理解でよいか。</p>	<p>「業として行うこと」の該当性については、個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、一般に、他の仮想通貨交換業者の一利用者として口座を開設し、投資目的で自ら当該仮想通貨交換業者が提供する仮想通貨交換業に係る取引を行う場合には、仮想通貨交換業の登録は不要と考えられます。</p> <p>なお、他の仮想通貨交換業者の一利用者として口座を開設する場合であっても、例えば、自己の名において、利用者のために仮想通貨交換業に係る取引を行う場合には、資金決済法第2条第7項第2号に規定する仮想通貨の売買に掲げる取次ぎに該当し得ることに留意する必要があります。</p>
96	<p>仮想通貨ガイドラインⅠ-1-2（注2）において、「仮想通貨の交換等を行う者が、金銭の移動を行うことを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行する場合には、為替取引を行っているとして、法第37条に基づく資金移動業者の登録が必要となり得ることに留意する。」との記載があるが、仮想通貨ガイドラインへの記載だけでなく、法律又は内閣府令等で定めるべきである。</p> <p>例えば、仮想通貨交換業者を利用して自身の勘定で仮想通貨と交換して決済に利用している仮想通貨交換業以外の業者は、仮想通貨交換業の仮想通貨ガイドラインの対象にならないため、実効性を持たない。</p> <p>また、仮想通貨ガイドラインにおいても、「顧客が、金銭の移動を行うことを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行している場合には、顧客が資金移動業者の登録を行っているかの確認が必要である」旨を明記すべきである。</p>	<p>資金移動業の該当性については、個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>また、仮想通貨ガイドラインには、仮想通貨交換業者がその業務を行うに当たって、特に注意すべき他業の規制を例示しましたが、他業の規制を網羅的に記載したものではありません。</p> <p>したがって、今回は原案のままとします。</p>
97	<p>仮想通貨ガイドラインⅠ-1-2（注2）及び（注5）において、仮想通貨交換業者が行おうとする業務が、資金移動業又は貸金業に該当する場合は、これらの登録がそれぞれ必要になる旨記載があるが、前払式支払手段の発行業者の登録が必要な場合の記載がないため、以下の注記を追加すべきである。</p> <p>「仮想通貨の交換を行うものが、物品を購入するときやサービスの提供を受けるときに利用できる証票等を発行する目的で金銭や仮想通貨を顧客から預かるときには、前払式支払手段の発行業者の登録が必要となり得ることに留意す</p>	<p>資金決済法上の前払式支払手段の該当性については、個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>今回ご指摘の箇所については、仮想通貨交換業者がその業務を行うに当たって、特に注意すべき他業の規制を例示したものであり、他業の規制を網羅的に記載したものではありません。</p> <p>したがって、今回は原案のままとします。</p>

	る。」	
98	<p>仮想通貨交換業者が利用者の依頼を受けて仮想通貨の交換等の相手方となる者を探し出し、両者間で直接現金及び仮想通貨の授受を行うことを媒介するというサービスがあるが、当該サービスにおいて、仮想通貨の交換等の相手方となる者として登録され、かつ、仮想通貨の交換等を反復継続して行う者は、仮想通貨交換業者の登録を受ける必要があるか。</p>	<p>仮想通貨交換業の該当性については、個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
99	<p>仮想通貨ガイドラインI-1-2（注2）において、仮想通貨の交換等を行う者が、金銭の移動を行うことを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行する場合には、為替取引に該当する可能性があることを示唆されている。これは、仮想通貨交換業者が受領した金銭又は顧客のために管理している金銭を、そのまま他者（受取人）に送金した場合（送金人及び受取人ともに同一の交換業者に口座を開設している場合を含む）を指すものと考えてよいか。</p> <p>一度、顧客から預かった法定通貨を仮想通貨に交換し、当該仮想通貨を受取人に移転する場合、その移転は電子情報処理組織を用いて行われる。たとえば、ビットコインの場合、顧客（受取人）が仮想通貨交換業者又は第三者の提供するアプリケーションソフトを利用し、ビットコインの台帳に新しい取引を記録することとなるが、その際、記録に用いるアプリケーションソフトの提供、または、ビットコイン残高や秘密鍵の管理・認証サービスを提供したことをもって、当該仮想通貨交換業者等は、依頼者の委託を受けて仮想通貨を移転したといえるか。</p> <p>上記ソフトウェアの提供や仮想通貨の管理を委託に基づく移転行為の一部ではないとした場合、当該移転は顧客本人が行ったものであり、仮想通貨交換業者等は委託を受けて財産的な価値の移転を行ったと評価できない。このため、一度、仮想通貨に交換され、当該仮想通貨を受取人に移転する場合、委託を受けた為替取引には該当せず、その後、顧客（発送人）又は受取人の指示により、当該仮想通貨交換業者（又は、支店、関連会社、提携先）を通じて当該仮想通貨を法定通貨に交換した場合であっても、（注2）に当てはまらなないと考えてよいか。</p> <p>顧客（発送人）の法定通貨の仮想通貨への交換、受取人への移転及び受け取った仮想通貨の法定通貨への交換が一体の取引として行われた場合とそうでない場合とで違いはあるか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、仮想通貨を移転することのみをもって、直ちに為替取引には該当するとは言いえないものと考えられます。</p> <p>なお、仮想通貨交換業又は資金移動業の該当性については、個別事例ごとに実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
100	<p>仮想通貨交換業者が、顧客が受領した仮想通貨を即時に法定通貨に変換するサービスを提供する場合、為替取引に該当しないという理解で良いか。</p>	<p>資金移動業の該当性については、個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

	例えば、仮想通貨で代金を受領する店舗に対して上記のようなサービスを提供する場合はどうか。	
101	<p>犯罪収益移転防止法施行令第7条1項1号に「レ 仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為(仮想通貨の交換等に伴うものを除く。第三項第二号において同じ。)であって、当該移転に係る仮想通貨の価額が十万円を超えるもの」について、特定取引とするとの規定があるが、利用者から金銭の移動を行うことを内容とする依頼をうけ、遂行する場合、資金移動業の登録が必要になると認識しています。</p> <p>したがって、資金移動業者の登録を行っていない場合、仮想通貨交換業者が当該顧客の依頼に基づいて移転できるのは、顧客本人名義あてまたは、資金移動にあたらぬ商品やサービスの代金の収納等に限ると考えてよいでしょうか</p>	資金移動業の該当性については、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
102	<p>国内の仮想通貨交換業者が、流動性確保等のために海外の仮想通貨交換所との間で仮想通貨交換に関する取引を行うことがしばしば見受けられる。</p> <p>例えば、金商法、保険業法等では、外国の証券会社や外国の保険会社が、本邦の金商業者や保険会社との間でそのようなカバー取引を行うことは原則として金商法登録や保険業免許がなくても許容されることは法令上又は解釈上、確立していると考えますが、資金決済法でも同様に考えて良いか。</p>	例示いただいた海外の仮想通貨交換所との関係においては、貴見のとおりと考えられます。
103	<p>本邦の仮想通貨交換業者がそのユーザーから委託を受け、海外の仮想通貨交換業者のユーザーとの間の取引のマッチングを行う事例が存在している。この場合、海外の仮想通貨交換業者は原則として本邦で業務を行っていると考えする必要はなく、したがって、本邦での登録なくして行えるという理解でいるが問題ないか。</p> <p>例えば、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針X-1-1(外国証券業者に関する法令の基本的考え方)では、「他方、国内に拠点を有しない無登録の外国証券業者であっても、有価証券関連業に係る行為についての勧誘をすることなく、あるいは金融商品取引業者(第一種金融商品取引業に限る。)による代理又は媒介により、国内にある者の注文を受けて外国からその者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことについては許容されている。」等とされている。</p>	仮想通貨交換業の該当性については、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
	▼Ⅱ 仮想通貨交換業者の監督上の着眼点	
	Ⅱ-1 経営管理等	
104	仮想通貨ガイドラインⅡ-1-2において、「内部管理部門」「内部監査部門」との記載があるが、例えば、専門的知識を有する弁護士に内	事業者によって業態や規模等が多岐に亘っていることに留意し、事業者の実態を踏まえて対応していただく必要があります。

	部監査業務又はコンプライアンス業務を委託することも許容されるとの理解でよいか。	ただし、仮想通貨ガイドラインⅡ-1-2では、『内部管理部門とは、法令及び社内規則を順守した業務運営を確保するための内部事務管理部署、法務部署等をいう。また、「内部監査部門」とは、営業部門から独立した検査部署、監査部署等をいい』とされていることから、一般に内部の者も含めて構成する必要があると考えられます。
105	内部監査について、営業部門から独立した検査・監査部署であれば良く、例えば①常勤ではない者に担当させる、②外部の法律事務所、会計事務所等に委託する、③親会社の内部監査部門に委託すること、等も許容されるか。仮想通貨交換業の業態や規模等により妥当な体制は異なると思われるものの、常に内部に専任の内部監査部門が必要な訳ではないと理解しているが、そのような理解で良いか。	仮想通貨ガイドラインⅡ-1-2において、『内部管理部門とは、法令及び社内規則を遵守した業務運営を確保するための内部事務管理部署、法務部署等をいう。また、「内部監査部門」とは、営業部門から独立した検査部署、監査部署等をいい』とされていることから、一般に内部の者も含めて構成する必要があると考えられます。
106	仮想通貨ガイドラインⅡ-1-2において、「内部管理部門」「内部監査部門」との記載があるが、内部監査担当者とコンプライアンス担当者が兼任することも許容され得るとの理解でよいか。	一般論としては兼任しないほうが望ましいと考えられますが、仮想通貨ガイドラインⅡ-1-1にも記載のとおり、事業者によって業態や規模等が多岐に亘っていることに留意し、事業者の実態を踏まえて対応していただく必要があります。
107	内部監査部門は、弊社として設置しているが、当該監査部門における業務は、グループ会社の監査部門の社員が兼務しても差し支えないか。	必ずしも兼務が禁止されるわけではないと考えられます。
▼Ⅱ-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等		
Ⅱ-2-2-1 利用者保護措置		
108	仮想通貨ガイドラインⅡ-2-2-1-2 (2)②において、「利用者が当該仮想通貨交換業者以外の者に対しても手数料、報酬若しくは費用（以下「手数料等」という。）を支払う必要がある場合には、当該委託先に対するものも含めて手数料等の総額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を説明しているか。」とあるが、「利用者が当該仮想通貨交換業者以外の者に対しても手数料等を支払う必要がある場合」とは、具体的にどのような状況を想定しているのかお示しいただきたい。	仮想通貨交換業者については、業態や規模等が多岐に亘っており、様々な委託業務の内容が想定されることから、一概に具体例をお示しすることが困難ですが、例えば、仮想通貨を法定通貨に交換し、仮想通貨交換業者が利用者に対して法定通貨を支払う際に発生する銀行等の振込手数料等を利用者が支払う場合には、そのような内容も記載する必要があると考えられます。
Ⅱ-2-2-2 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理		
109	仮想通貨ガイドラインⅡ-2-2-2-2 (1)④において、「利用者の金銭の管理について、内閣府令第20条第1項第1号に規定する方法により管理する場合、仮想通貨交換業者が管理する帳簿上の利用者財産の残高と、利用者財産を分別管理している銀行等の口座残高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、差異が生じた場合、速やかに当該差異を解消しているか。」という記載があるが、実際には、コンビニ等の収納代行業者やデビットカードやクレジットカードを利用して資金の入金をした場	貴見のとおりと考えられます。

	<p>合、収納代行業者等からの入金サイクルが月に数回であり、仮想通貨交換業者の口座に顧客が支払った資金が実際に入金になるまで一定の日時がかかるため、帳簿上の利用者の口座残高と銀行口座の残高に差異が生じる可能性がある。</p> <p>この場合も、収納代行業者の倒産リスクから利用者を保護する観点から、収納代行業者等からの入金前に、仮想通貨交換業者自身が分別管理している銀行口座の残高を補充する必要があるか、確認したい。</p>	
110	<p>銀行等の口座残高が帳簿上の利用者財産の残高を上回った場合の取扱いについて、仮想通貨ガイドラインⅡ-2-2-2-2(1)④において「利用者の金銭の管理について、府令第20条第1項第1号に規定する方法により管理する場合、仮想通貨交換業者が管理する帳簿上の利用者財産の残高と、利用者財産を分別管理している銀行等の口座残高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、差異が生じた場合、速やかに当該差異を解消しているか。」とされている。</p> <p>利用者財産を分別管理している銀行等の口座残高が帳簿上の利用者財産の残高が不足している場合に差異を解消する必要があるように限定されていないが、過剰の場合も差異の解消が必要か否かについて明確にされたい。</p>	<p>過剰の場合の差異の解消は、必須ではないものと考えられることから、これを明確化するために仮想通貨ガイドラインを修正します。</p> <p>なお、利用者の金銭の管理については、法令上定められた分別管理の趣旨に照らして、適切な態様で行っていただく必要があります。</p>
111	<p>弊社では、仮想通貨交換業を営む会社に業務運営の一部を委託しており、システムについては業務委託先システムのホワイトラベルで運用している。当該システムの関係上、システム上の金銭残高と弊社名義の銀行口座残高とはリアルタイムでは連動しておらず、リアルタイムでの連動はシステム、送金手続のいずれにおいても困難である。そのため、残高の整合性を取るために、現金の送金は一日一回にしているが、このような扱いで、分別管理義務は果たされているという理解でよいか。</p>	<p>ご質問に関する取扱いの詳細が不明であるため、確たることは申し上げられません。なお、仮想通貨交換業者は、資金決済法に基づき、利用者の金銭又は仮想通貨を、自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理する必要がありますので、仮想通貨ガイドライン等も参考にしつつ、適切な管理を行っていただく必要があります。</p>
112	<p>弊社では顧客向けの預金口座と、自社向けの預金口座を分けて管理している。弊社は金融機関ではないことから、顧客向けの預金口座を顧客別に保持することは困難と考えている。そのため、顧客向けに1つの口座で管理し、入金があった顧客の紐付けをすることによって顧客別の残高をシステム上で管理している。データベース上の利用者財産の残高合計と銀行等の口座残高合計の照合をすることで問題ないと考えてよいか。</p> <p>また、顧客がクレジットカード等で金銭を入金して取引を開始する場合、弊社側に実際に金銭が入金されるのは後日となる。一方で顧客はクレジットカード決済完了後すぐに取引開始できるため（データベース上の顧客財産が増加）、</p>	<p>前段については、概ね貴見のとおりと考えられます。</p> <p>なお、仮想通貨ガイドラインⅡ-2-2-2-2(1)にあるとおり、利用者の仮想通貨の管理については、仮想通貨交換業者が管理する帳簿上の利用者財産の残高と、利用者財産を分別管理している銀行等の口座残高を毎営業日照合し、不足額が生じた場合には、不足額が生じた日の翌日から起算して2営業日以内に解消することが望ましいとしています。</p> <p>後段については、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。なお、一般に利用者からクレジットカード等で入金される場合であっても、利用者保護の観点から、実際に入金前に、仮想通貨交換</p>

	当該金額のみ銀行口座との差異が発生することになる。この場合、当該クレジットカード等入金明細を考慮した残高の一致の確認で足りると考えてよいか。	業者自身が分別管理している銀行口座の残高を補充する必要があると考えられます。
113	利用者の金銭について、銀行口座において利用者ごとに残高を持つことは実務上困難であることから、データベース上の利用者財産の残高合計と銀行等の口座残高合計の照合をすることで問題がないか。また、利用者がクレジットカード等で金銭を入金し取引開始する場合、会社側に実際に金銭が入金されるのは後日となるが、利用者は決済完了後取引開始できるため（データベース上の利用者財産増加）、当該金額のみ銀行口座との差異が発生する。この場合、当該クレジットカード等入金明細を考慮した残高の一致の確認で足りるのか。	
114	仮想通貨ガイドラインⅡ-2-2-2-2(1)⑥において、「仮想通貨の分別管理については、自社の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等と、利用者の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等の保管場所を明確に区分して保管」することとされているが、そうすると、両者をリバランスする度に、暗号鍵等をインターネット等の外部のネットワークに接続する必要があるため、情報セキュリティ上のリスクが生じることとなる。両者の保管場所を区分することが利用者の保護に資するか否かを再度検討した方がよいのではないか。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 利用者の仮想通貨については、仮想通貨府令第20条第2項に基づき、利用者の仮想通貨と自己の固有財産である仮想通貨とを明確に区分していただく必要があります。 なお、ご指摘いただいた仮想通貨ガイドラインの記載は、適切と考えられる分別管理の方法の例示であり、適切な分別管理の方法をこれに限定する趣旨ではありません。
115	自己と利用者それぞれの仮想通貨を管理・処分するための暗号鍵等の保管場所の区分について、仮想通貨ガイドラインⅡ-2-2-2-2(1)⑥において「仮想通貨の分別管理については、自社の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等と、利用者の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等の保管場所を明確に区分して保管しているか。」とされている。 自己と利用者それぞれの仮想通貨を管理・処分するための暗号鍵等について、いわゆるホットウォレットに関しては、コールドウォレットとは異なり、ネットワークで繋がっていることは前提として保管場所を区分することで足りるという理解で問題ないか明確にされたい。	概ね貴見のとおりと考えられます。 ただし、仮想通貨の特性上、サイバー攻撃等により利用者から預託を受けた仮想通貨が消失するリスク等もあるため、利用者保護の観点から、利用者の利便性等を損なわない範囲で、可能な限り、いわゆるコールドウォレットで管理する必要があると考えられます。
116	顧客の仮想通貨に関して、弊社システム外との仮想通貨の入金・出金についてはブロックチェーン上に記録されるが、弊社システム内の仮想通貨の動き（取引）についてはブロックチェーン上に記録されず、あくまで会社が管理する帳簿（以下「データベース」）上で財産の交換・移動を記録しているだけの状態である。これは、ブロックチェーンのタイムラグの問題や取引所システムの高速処理ニーズを満たすために現時点で取りうる最善の合理的な策と考えている	概ね貴見のとおりと考えられます。

	が、ブロックチェーン上の仮想通貨の入金・出金の履歴合計と取引所内データベースの入出金の履歴合計とを毎営業日に照合することで対応してよいでしょうか。	
117	利用者の仮想通貨に関して、仮想通貨の入金・出金はブロックチェーン上記録されるが、取引所内の仮想通貨の動き（取引）についてはブロックチェーン上記録されず、あくまで会社が管理する帳簿（以下「データベース」）上の利用者財産の交換・移動にすぎない。そのため、ブロックチェーン上の仮想通貨の入金・出金履歴合計と取引所内データベースの入出金履歴合計を毎営業日照合することで対応してよいか。	
118	弊社では、仮想通貨交換業を営む会社に業務運営の一部を委託している。 顧客の仮想通貨について、委託先のデータベース（ウォレット）上で委託者と委託先の利用者残高を明確に区分できることを前提として、受託先において一元管理しても差し支えないか。	<p>分別管理の具体的な方法については、様々な方法が考えられるため、どの方法が適正であるか一律に申し上げることは困難ですが、仮想通貨交換業者の実態等を踏まえつつ、資金決済法上の利用者財産の管理の趣旨に鑑み、個別事例ごとに適正な管理方法を検討する必要があると考えられます。</p> <p>また、仮想通貨交換業者が利用者から預託を受けた仮想通貨を委託先である第三者のデータベース上で管理させる場合であっても、委託先管理等の観点から、当該データベースを委託者である仮想通貨交換業者自らが、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置を講じる必要があります。</p>
119	弊社では、仮想通貨交換業を営む会社に業務運営の一部を委託している。 コールドウォレットとホットウォレットの管理について、ブロックチェーン上では委託先と受託先の区別がないものの、受託先のデータベース（ウォレット）上で委託先と受託先の利用者残高を明確に区分できることを前提として、一元管理しても差し支えないか。	
120	仮想通貨交換業を営む会社より一部運営を受託している場合に、 （委託先の利用者の金銭） ・委託者は利用者からの仮想通貨の買い注文に基づき、当該買付金額のみを受託者に送金し買付を依頼、逆に、委託者の利用者からの仮想通貨の売り注文の場合には、約定後に売却代金を委託者に送金するものとし、毎営業日ごとに買付代金・売却代金を総額又は純額にて送金する方法で問題ないか。 （委託先の利用者の仮想通貨） ・委託先の利用者の仮想通貨について、受託会社のデータベース（ウォレット）上で委託先と受託先の利用者残高を明確に区分できることを前提として一元管理してもよいか。	
	▼Ⅱ－２－３ 事務運営	
	Ⅱ－２－３－３ 外部委託	
121	利用者に対する説明、犯収法の本人確認、システム構築等、資金決済法に規定される責任を仮想通貨交換業者が全て負い、かつ、第三者委託に関する規制を全て遵守する前提で、販売の一部をフランチャイジー、代理店、エージェントなどに委託することは許容されるか。 例えばコンビニエンスストアの本部が仮想通	<p>仮想通貨交換業の業務の一部の委託が認められるか否かについては、仮想通貨交換業者による「名義貸し」が禁止されている（資金決済法第63条の7）ことを踏まえつつ、個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>また、仮想通貨交換業者による仮想通貨交換</p>

	<p>貨交換業の登録を行い、法人格としては別のコンビニエンスストアのフランチャイジーが仮想通貨の販売を行う場合、第三者委託として許容されるか。</p> <p>また、コンビニエンスストアではない仮想通貨交換業者が、コンビニエンスストアの本部及びそれを通じてフランチャイジーと契約を行い仮想通貨の販売を行う場合はどうか。</p>	<p>業の業務の一部の委託が認められる場合、当該仮想通貨交換業者に対して、委託先管理の責任が生じる点（資金決済法第63条の9）に留意する必要があります。</p> <p>なお、犯収法の取引時確認を外部に委託することは認められていますが、委託した特定事業者の責任において取引時確認及び確認記録の作成、保存の措置が確実に行われることが必要であると考えます。この場合、特定事業者は、自社の営業所で保存している場合と同様に、必要に応じて直ちに確認記録を検索できる状態を確保しておかなければならないと考えます。</p>
▼Ⅲ－２ 諸手続		
Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等		
122	<p>仮想通貨ガイドラインⅢ－２－１（１）①のハの「委託契約の内容」とは、仮想通貨交換業者が第三者に業務を委託している場合に、登録申請書（仮想通貨府令別紙様式第1号第6面）に記載すべき内容を指すという理解でよいか。</p>	<p>仮想通貨府令第6条第1項第16号に基づき提出する委託契約書の内容を指します。</p>
123	<p>仮想通貨ガイドラインⅢ－２－１（１）①のハの「委託契約の内容」a.において、「資金決済に関する法律等を遵守する旨の文書」とあるが、仮想通貨府令別紙様式第1号第6面に、「資金決済に関する法律等を遵守する旨の文書」の内容を記載するという趣旨か。具体的にどのような記載をイメージされているのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>仮想通貨府令第6条第1項第16号に基づき提出する委託契約書の内容に記載していただくこととなります。なお、ご意見を踏まえ、記載内容の明確化の観点から、仮想通貨ガイドラインの文言を修正します。</p>
124	<p>仮想通貨ガイドラインⅢ－２－１（１）①のハの「委託契約の内容」e.において、「営業用の施設及び設備の設置主体等」との記載があるが、これは委託先が利用する営業用の施設の設置主体を記載するという趣旨か。具体的にどのような記載をイメージされているのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>仮想通貨交換業者については、業態や規模等が多岐に亘っており、様々な委託業務の内容が想定されることから、一概に具体例をお示しすることが困難ですが、概ね貴見のとおりと考えられます。</p>
125	<p>仮想通貨ガイドラインⅢ－２－１（２）②イにおいて、「特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）が整備されているか。」とあるが、仮想通貨交換業者の登録を受けるにあたり、仮想通貨ガイドラインⅡ－１－２②に記載する「内部管理部門」や「内部監査部門」のほかに、営業部門から独立したコンプライアンス部門の設置については必ずしも求められるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>一般論としては、営業部門から独立したコンプライアンス部門を設置することが望ましいと考えられますが、仮想通貨ガイドラインⅡ－１－１にも記載のとおり、事業者によって業態や規模等が多岐に亘っていることに留意し、事業者の実態を踏まえて対応していただく必要があります。</p>
126	<p>仮想通貨ガイドラインⅢ－２－１（２）②イにおいて、「特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）が整備されているか。」とあるが、仮想通貨交換業者の登録を受けるにあたり、いわゆるコンプライアンス部門は、仮</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

	想通貨ガイドラインⅡ－１－２②に規定する「内部管理部門」に該当するとの認識でよいか（コンプライアンス部門が内部管理部門を兼ねることは可能か。）。	
127	仮想通貨ガイドラインⅢ－２－１（２）②イにおいて、「特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）が整備されているか。」とあるが、仮想通貨交換業者の登録を受けるにあたり、仮想通貨ガイドラインⅡ－１－２②に記載する「内部管理部門」や「内部監査部門」の担当者として、それぞれどのような知識・経験を有する者を確保する必要があるか。	登録申請者の実態に応じて内容が異なるものであり、個別事例ごとに実質的に判断されるべきものと考えられます。 例えば、これまで仮想通貨交換業に相当する業務に従事し、さらに仮想通貨ガイドラインⅡ－１－２②（注）に掲げる業務に従事した者であることが望ましいと考えられます。
128	仮想通貨ガイドラインⅢ－２－１（２）②イにおいて、「特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）が整備されているか。」とあるが、仮想通貨ガイドラインⅡ－１－２②（注）において「「内部管理部門」とは、法令及び社内規則等を遵守した業務運営を確保するための内部事務管理部署、法務部署等をいう。」と規定されていることから、仮想通貨交換業者の登録を受けるにあたり、この内部管理部門は、各業者の業態や規模等に応じて、必ずしも営業部門（利用者対応を行う部門など）から独立して設置されることが求められるわけではないとの認識でよいか。	営業部門から独立した内部管理部門を設置することが望ましいと考えられますが、仮想通貨ガイドラインⅡ－１－１にも記載のとおり、事業者によって業態や規模等が多岐に亘っていることに留意し、事業者の実態を踏まえて対応していただく必要があります。
129	仮想通貨ガイドラインⅢ－２－１（２）②イにおいて、「特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）が整備されているか。」とあるが、仮想通貨ガイドラインⅡ－１－２②（注）において「「内部監査部門」とは、営業部門から独立した検査部署、監査部署等をいい、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。」と規定されていることから、仮想通貨交換業者の登録を受けるにあたり、各業者の業態や規模等に応じて、例えば、営業部門以外の内部管理部門等が内部監査部門を兼ねる組織体制も可能であるとの認識でよいか？	
130	仮想通貨ガイドラインⅢ－２－１（２）②イにおいて、「特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）が整備されているか。」とあり、また、仮想通貨ガイドラインⅡ－１－２⑦においては、「内部監査部門は、被監査部門に対して十分なけん制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施	貴見のとおりと考えられます。

	できる態勢となっているか。」とあるが、仮想通貨交換業者の登録を受けるにあたり、例えば、内部監査部門が、外部の法律事務所や監査法人等に内部監査に係る業務の一部を委託し、当該外部委託先の支援・協力を得て内部監査を実施することは可能であるとの認識でよいか。	
	▼Ⅱ－４ 外国仮想通貨交換業者に対する基本的な考え方	
	Ⅱ－４－２ 外国仮想通貨交換業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引	
131	仮想通貨ガイドラインⅡ－４－２（１）②において、日本語で担保文言を明記することが求められているが、これは、外国仮想通貨交換業者が、日本語で広告を掲載する場合にのみ求められるという理解でよいか。このように解釈しない場合、外国仮想通貨交換業者が、外国で外国の居住者向けに外国においてインターネット上の広告を行っている場合にも、その広告に（日本語での）担保文言を明記することを求めることになってしまい、規制として広範に過ぎる。	仮想通貨ガイドラインⅡ－４－２（１）②については、必ずしも、日本語で広告を掲載する場合のみ、担保文言の措置を求めるものではありません。 実態として、資金決済法に基づく登録を受けていない外国仮想通貨交換業者が日本国内にある者に対して仮想通貨交換業に係る取引の勧誘を行うことは禁止されます。
132	仮想通貨ガイドラインⅡ－４－２（２）①及び②において、居所を確認のうえ、日本国内にある者からの注文に応じない措置が求められているが、これは、外国仮想通貨交換業者が、日本語で広告を掲載している場合のみ求められる、という理解でよいか。そのように解釈しない場合、世界中の外国仮想通貨交換業者が、仮想通貨ガイドラインⅡ－４－２（２）①及び②のような措置を取る必要が生じてしまう。	
	▼Ⅲ－２－２ 法第 63 条の 14 に基づく報告書について	
133	仮想通貨ガイドラインⅢ－２－２（３）②イによれば、仮想通貨交換業者は、別紙様式 12 に基づく業務報告書と、別紙様式 13 に基づく委託先に関する報告書を提出する義務を負うことになる。 さらに、仮想通貨交換業者は、資金決済法 63 条の 14 第 1 項に基づく年に 1 回の事業報告書、同条 2 項に基づく及び年 4 回の利用者財産の管理に関する報告書を提出することとなるが、1 年に 4 種類もの報告書を当局に提出しなければならない理由は何か。 資金決済法で提出義務が課せられている事業報告書と利用者財産の管理に関する報告書に統合することはできないのか。	当局としては、仮想通貨交換業者に対する適切な検査・監督を行っていくに当たって、事業者の実態把握、利用者保護の観点から、趣旨・目的が異なるこれらの報告書を提出してもらう必要があると考えられます。 したがって、原案のとおりとしますが、ご指摘の点につきましては、貴重なご意見として参考にするとともに、今後、仮想通貨交換業者の実態等を踏まえて検討していきます。
134	仮想通貨ガイドラインⅢ－２－２（３）②イによれば、仮想通貨交換業者は、当該会社の事業年度にかかわらず、3 月末を基準時とする別紙様式 12 に基づく業務報告書と、別紙様式 13 に基づく委託先に関する報告書を提出する義務を負うことになる。 近年、第一種金融商品取引業者に関し、事業年度の柔軟化などの法改正が行われる中、仮想通貨交換業者に関し 4 月から 3 月までを基準と	資金決済法において、仮想通貨交換業者の事業年度の始期と終期に特段の制限がないため、事業者によって、事業年度については様々な時期となることが想定されます。 一方、当局としては、仮想通貨交換業者に対する適切な検査・監督を行っていく必要があり、一定時点での事業者の実態把握を行う観点から、提出を求めることとしています。 したがって、原案のとおりとしますが、ご指

	<p>するデータを提出させる理由は何か。</p> <p>仮想通貨交換事業者の負担を軽減すべく、4月から3月までではなく、仮想通貨交換事業者の事業年度に合わせるべきではないか。</p>	<p>摘の点につきましては、貴重なご意見として参考にするとともに、今後、仮想通貨交換業者の実態等を踏まえて検討していきます。</p>
135	<p>資金決済法第63条の14第1項の報告書の提出期限について、仮想通貨ガイドラインⅢ-2-2(3)②「仮想通貨交換業者に係る定期報告」では、「イ. 財務局長は、仮想通貨交換業者に対して、法第63条の15第1項の規定に基づき、毎年3月末における業務報告書を別紙様式12により、また、仮想通貨交換業者の委託先に関する報告書を別紙様式13により、毎年5月末までに徴収するものとする。ロ. 仮想通貨交換業者の業務報告書の写しについては、毎年6月末までに、金融庁担当課室あて送付するものとする。」とされている。</p> <p>このガイドラインの記載ぶりでは、仮想通貨交換業者の決算期末が3月末のみを想定しているように思料するが、3月末決算以外の会社については、各業者の決算月末の情報を決算月末より2か月後までといった、同等のタイミングで提出することで問題ないか明確にされたい。</p>	<p>資金決済法第63条の14第1項に基づく報告書については、仮想通貨府令第29条第1項の規定に基づき、事業年度の末日から3月以内に資金決済法第63条の14第2項に基づく報告書については、仮想通貨府令第30条第1項の規定に基づき、事業年度の期間を3月ごとに区分した期間ごとに当該期間経過後1月以内に提出していただく必要があります。</p> <p>一方、仮想通貨ガイドラインⅢ-2-2(3)②に基づき提出する定期報告（資金決済法第63条の15第1項に基づく報告書）については、当局として、仮想通貨交換業者に対する適切な検査・監督を行っていくに当たって、事業者の実態把握を行う観点から、毎年3月末時点の計数を毎年5月末までに提出を求めることとしています。</p>
	▼その他（制度全般に関するご意見）	
136	<p>モナコイン、およびカウンターパーティーを使ったトークンについて、仮想通貨の取引可能ホワイトリスト（ホワイトペーパー）に入れていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として参考にいたします。</p>
137	<p>今後の仮想通貨交換事業の健全な発展のためには、派生トークンまで含めた流通（流動性）が重要だと考えている。ついては、取引対象となる仮想通貨（およびトークン）のホワイトリストとして、既に実績のあるメジャープロトコルはホワイトリストに掲載される、という理解でよいか。</p>	
138	<p>現在多くの仮想通貨が発行され流通しているが、今後の仮想通貨交換業しいては金融業界の発展に寄与するためにも下記の仮想通貨についてホワイトリストに載せて頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビットコイン（BTC） ・モナコイン（MONA） ・ゼム（XEM） ・カウンターパーティートークン（BTC ブロックチェーン上の分散型金融プラットフォームで発行される仮想通貨） <p>なお、ホワイトリストについては自主規制団体との間で今後調整されるとの認識ではあるが、現状弊社にて取り扱っている仮想通貨については既に多くの取引実績もあり運用面での問題はないと考えている。</p>	

● 資金決済に関する法律（仮想通貨以外）関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●基準日に係る特例		
▼資金決済に関する法律施行令第9条の3第1項		
1	<p>資金決済法施行令第9条の3第1項に規定する「当該通常基準日を含む基準期間」及び「当該基準期間の直前の基準期間」について、資金決済法施行令に従えば、資金決済法第29条の2第1項の届出書（以下、「特例基準日適用届出書」という）を提出した日が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間、例えば2017年7月1日に特例基準日適用届出書を提出した場合にあっては、通常、当該届出前には特例基準日の適用は遡及しないものと考えられることから、その場合には「当該通常基準日を含む基準期間」は2017年4月1日から2017年9月30日までの期間（6か月）となり、「当該基準日の直前の基準期間」は2016年10月1日から2017年3月31日の期間（6か月）と考えられる（前払式支払手段府令第50条の3における第48条第1項についても同様）。</p> <p>そのため、この場合、資金決済法第23条に規定する「前払式支払手段の発行に関する報告書」の対象期間は、2016年10月1日から2017年9月末日までの期間（1年）になると考えられ、当局が必要とする基準期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）の発行額、回収額等を記載した報告が行われなかったこととなるのではないかと考えられる。</p> <p>現行法令との平仄や明確化を図る等の観点から必要な手当をお願いしたい。</p>	<p>特例基準日適用届出書を提出した場合、当該提出日後から、基準日を年4回（3月31日、6月30日、9月30日、12月31日）として各規定が適用されることとなります（資金決済法第29条の2第1項）。</p> <p>そのため、特例基準日適用届出書を提出した日が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間である場合、当該通常基準日において、資金決済法施行令第9条の3第1項に規定する「当該通常基準日を含む基準期間」は当該期間（例えば、2017年7月1日に特例基準日適用届出書を提出した場合、次の通常基準日である2017年9月30日において、「当該通常基準日を含む基準期間」は2017年7月1日から2017年9月30日の3か月）となり、「当該基準日の直前の基準期間」とは当該通常基準日の直前の通常基準日の翌日から次の特例基準日までの期間（2017年4月1日から2017年6月30日の3か月）になると考えられ、ご指摘のような問題は生じないものと考えます。</p> <p>なお、このように解した場合、資金決済法第14条第2項及び現行の前払式支払手段府令第26条第3項についても読替規定が必要となることから、読替規定を追加しております。</p>
●情報の提供の方法		
▼前払式支払手段に関する内閣府令第21条		
2	<p>前払式支払手段府令第21条における電子機器とは、電子工学の技術を応用したコンピュータを用いた電気製品と理解しているが、IC（集積回路）を搭載した製品（腕時計型・カードサイズの非接触ICチップ搭載機器等）は電子機器に該当すると理解してよいか。</p>	<p>本法令において「電子機器」とは、スマートフォン、タブレット端末、スマートウォッチ等の自律的に情報処理等を行う機器をいうと考えております。このため、例えば、「非接触ICチップ」搭載のクレジットカードは、本法令における「電子機器」には該当しないと考えられます。</p>
3	<p>生体認証（指紋、顔認証等を利用する場合）を用いたサーバ型前払式支払手段の場合、証票の交付はないが、このような場合には、前払式支払手段府令第21条第2項に記載の「当該前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合」に該当するという理解で良いか。</p>	<p>ご指摘の前払式支払手段の具体的な内容によりますが、例えば、カード等が発行されず、指紋だけで認証を行う場合は、「前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し、交付することがない場合」に該当すると考えられます。</p>
4	<p>利用者の使用に係る電子機器（ウェアラブル機器（アームバンド、指輪等）、非接触ICカード等）に関し、情報を保存するメモリ（ファイル）は備えているが、表示機能を持たない場合</p>	<p>本法令における「電子機器」とは、スマートフォン、タブレット端末、スマートウォッチ等の自律的に情報処理を行う機器をいうと考えており、例示いただいたウェアラブル機器等が「電</p>

	<p>は、前払式支払手段府令第 21 条第 2 項第 2 号又は第 3 号どちらに該当するのか。</p>	<p>子機器」に該当するかどうかは、個別の判断になります。</p> <p>また、前払式支払手段府令第 21 条第 2 項各号における「情報」とは、資金決済法第 13 条第 1 項各号に掲げる事項に関する情報を指すものであり、その提供方法については、個別事例ごとに判断することとなりますが、利用者が当該情報を記録し閲覧することができる電子機器（パソコン、スマートフォン等）を保有していることが想定される場合には前払式支払手段府令第 21 条第 2 項第 1 号又は第 2 号により、想定されない場合には同項第 3 号により情報提供をすることになると考えられます。</p>
5	<p>前払式支払手段府令第 21 条第 2 項について、利用者の保有する識別子を用いて証票等に利用する場合（例：ICカードの製造番号、その他独自の識別番号等を電子的に認証し証票として使用する場合）利用者の保有物を利用することから新たな証票等の交付はないので、第 21 条第 2 項の「当該前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合」に該当すると理解してよいか。</p>	<p>前払式支払手段府令第 21 条第 1 項の「交付する」とは、前払式支払手段発行者自身が前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を物理的に交付する場合に限られません。</p> <p>そのため、例えば、利用者が保有するクレジットカードやキャッシュカードに、新たに前払式支払手段（電子マネー）を付加する場合は、同条第 2 項の「当該前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合」には該当しないものと考えられます。</p>
6	<p>前払式支払手段府令第 21 条第 2 項第 3 号の「利用者の使用に係る電子機器に情報を記録するためのファイルが備えられていない場合」とは、技術的にメモリ上に保存可能な媒体は全て除外され、例えば、非接触 IC チップは技術的には空きメモリ上に当該情報を保存することが可能な場合は、該当しないと理解するがよいか。</p>	<p>本法令における「電子機器」とは、スマートフォン、タブレット端末、スマートウォッチ等の自律的に情報処理を行う機器をいい、「非接触 IC チップ」自体が前払式支払手段府令第 21 条第 2 項第 3 号の「電子機器」に該当するとはいえません。</p> <p>また、同号の「情報」とは、資金決済法第 13 条第 1 項各号に掲げる事項に関する情報を指すものであり、利用者が、当該情報を記録し閲覧することができる電子機器（パソコン、スマートフォン等）を保有していることが想定されない場合には、前払式支払手段府令第 21 条第 2 項第 3 号により情報提供をすることになると考えられます。</p>
7	<p>非接触 IC チップを搭載した媒体（指輪等※）で、媒体上での情報提供が困難なほど極小な媒体の場合、必要項目をインターネット上のホームページ等に記載することで情報提供義務を果たすことは可能か。可能であるならば、内閣府令を当該解釈が可能な文言に修正いただきたい。</p> <p>なお、媒体上への表示義務の課されていないクレジットカードやデビットカードでは、このようなイノベーションが可能である。</p> <p>※指輪等のみを店舗に設置された非接触 IC 読み取り端末に提示することで利用するものであり、スマートフォンなどと連動させて利用する</p>	<p>「非接触 IC チップ」を搭載した媒体が、その使用の開始前に、又は、その使用に際して、「前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と電気通信回線を介して接続される利用者の使用に係る電子機器」（スマートフォン等）と無線通信等により接続することが必要となる場合には、当該媒体は、前払式支払手段府令第 21 条第 3 項の「証票等の使用の開始前に、又は証票等の使用に際して、当該電子機器と接続される場合における当該証票等」に該当するため、同条第 2 項各号に掲げる方法による情報提供が可能となります。</p>

	ものではないものの、利用履歴等はスマートフォンやパソコンなどを使って確認する想定。	
8	前払式支払手段府令第 21 条第 1 項に規定する「証票を交付する場合」であって、1 枚の商標に複数の前払式支払手段を搭載する場合に、面積が狭いために 1 つの商標の記載スペースしかない場合は、残りの前払式支払手段は前払式支払手段府令第 22 条第 3 項の適用を受けるとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘のような場合に、前払式支払手段府令第 22 条第 3 項の適用を受ける場合もあると考えられます。
9	前払式支払手段府令第 21 条第 3 項においては、例えば、スマートフォンに前払式支払手段が搭載されているときに、インターネットを通じて資金決済法第 13 条第 1 項各号に掲げる事項に関する情報を提供することが可能となったと理解しているが、例えば、利用者がパソコンに差し込み利用するカードリーダー等のような電気通信回線を介して用いる電子機器により発行や利用を行うことができる前払式支払手段においても、本項における「発行する前払式支払手段が前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と電気通信回線を介して接続される利用者の使用に係る電子機器（省略）を提示して使用されるものである場合には」に該当することを確認したい。	「カードリーダー」は、利用者が、前払式支払手段を使用する際に「提示」するものではなく、「カードリーダー」等により利用を行うことができる前払式支払手段であっても、直ちに、前払式支払手段府令第 21 条第 3 項における「発行する前払式支払手段が前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と電気通信回線を介して接続される利用者の使用に係る電子機器（省略）を提示して使用されるものである場合」には該当しません。
●前払式支払手段の払戻しにかかる電子公告		
▼前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条		
10	①前払式支払手段府令第 41 条第 2 項ただし書は、インターネットのみで利用できるサーバ型前払式支払手段のほか、(ア) 発行者の使用に係る電子機器とインターネットを介して接続される利用者の使用に係る電子機器（スマートフォン等）又は (イ) 使用の開始前に又は使用に際して、当該電子機器（スマートフォン等）と接続されるウェアラブルデバイス等（証票等）を提示して、利用される場合に限定して電子公告を認めたものと解されるが、そのような理解でよいか確認したい。 ②また、このように払戻しの際に、例外措置として電子公告によることができる前払式支払手段を限定した理由についてご教示願いたい。	①前払式支払手段府令第 41 条第 2 項の規定は、「前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合」（インターネットのみで利用できるサーバ型前払式支払手段のほか、生体認証を利用したサーバ型前払式支払手段等が想定されます。）のほか、貴見のとおり、ご指摘の (ア) 及び (イ) を提示して利用する前払式支払手段の場合（前払式支払手段府令第 21 条第 3 項に規定する場合）に限って、電子公告を行うことができることとしているものです。 ②同項の規定は、利用者がインターネットを利用する環境にあることが通常想定される場合には、電子公告により、必要事項を利用者に十分に周知することが可能であることから、本項に規定する場合に限って、日刊新聞紙による公告に代えて電子公告を選択可能としたものです。
11	前払式支払手段府令第 41 条第 7 項第 3 号について、発行業務の一部廃止等により、払戻しを行うときは公告のほか、営業所及び加盟店での掲示するための措置を講じなければならない。 また、物品の給付又は役務の提供がインターネットを通じてのみ行われる場合に利用される前払式支払手段については、営業所及び加盟店への掲	貴見のとおりと考えます。ご指摘の点を明確化するため、「法第 20 条第 2 項の規定により掲示をした期間」を「法第 20 条第 2 項の規定により情報の提供をした期間」と修正しました。

	<p>示に代えて、前払式支払手段府令第 20 条第 2 項に規定する方法により払戻しに関する情報を利用者に提供しなければならないとされている。</p> <p>こうしたことを踏まえ、前払式支払手段府令第 41 条第 7 項第 3 号に規定する「法第 20 条第 2 項の規定により掲示した期間」について、より明確化を図る観点から「法第 20 条第 2 項の規定により情報提供した期間」としてはどうか。</p>	
12	<p>前払式支払手段府令第 41 条において、公告手段として電子公告を行うことができるとされたことには賛同する。一方で、公告の期間については、会社法が予定する公告事象に払戻しが該当すると思われる規定がなく、公告の期間が定まっていないため、既存の規定である日刊新聞紙と同等の効果が見込まれる合理的な最低限の期間を定めることを求める。</p>	<p>資金決済法第 20 条第 2 項の公告を電子公告により行う場合、資金決済法施行令第 9 条の 2 により、会社法 940 条第 1 項第 3 号の規定を読み替えて準用することとしており、これにより、公告に定める期間内に債権の申出をすることができる旨の公告の場合には、当該期間を経過する日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならないこととなります。</p> <p>そして、資金決済法第 20 条第 2 項第 2 号により、前払式支払手段発行者が払戻しを行う場合には「当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、60 日を下らない一定の期間内に債権の申出をすべきこと」を公告することとしていることから、前払式支払手段発行者が公告に際して定めた「60 日を下らない一定の期間」が経過する日までの間、電子公告による公告を行う必要があります。</p>
<p>●基準日に係る特例を適用する場合の規定の読替え</p>		
<p>▼前払式支払手段に関する内閣府令第 50 条の 3</p>		
13	<p>前払式支払手段府令第 50 条の 3 における第 42 条第 1 号に規定する「基準日を含む基準期間」及び「当該基準日の直前の基準期間」の読替規定について、資金決済法第 29 条の 2 第 1 項の届出書（以下「特例基準日適用届出書」という。）を提出した日が、通常基準日の翌日から次の特例基準日までの期間、例えば 2017 年 4 月 1 日に特例基準日適用届出書を提出した場合にあっては、「基準日を含む基準期間」は 2017 年 4 月 1 日から 2017 年 6 月 30 日までの期間（3 か月）であり、「当該基準日の直前の基準期間」は、2016 年 10 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの期間（6 か月間）であるものと考えられる。</p> <p>現行の前払式支払手段府令第 42 条第 1 項第 1 号による「基準期間における払戻金額」の総額は、「直前の基準期間」において発行した前払式支払手段の発行額の 100 分 20 を超えないこととされているが、上記の場合、「直前の基準期間」は 6 か月であるのに対し、払戻限度額の対象となる「基準期間」が 3 か月となり、現行の前払式支払手段府令第の規定と整合性がとれないものとなる。</p> <p>現行の前払式支払手段府令第の規定との平仄も含め、整合性が確保できるよう手当をお願いしたい。</p>	<p>特例基準日適用届出書を提出した日が、通常基準日の翌日から次の特例基準日までの期間（例えば 2017 年 4 月 1 日）に特例基準日適用届出書を提出した場合にあっては、前払式支払手段府令第 42 条第 1 号における「基準日を含む基準期間」は当該通常基準日の翌日から当該特例基準日までの期間（2017 年 4 月 1 日から 2017 年 6 月 30 日までの 3 か月）であり、「当該基準日の直前の基準期間」は、当該通常基準日の直前の特例基準日から当該通常基準日までの期間（2017 年 1 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの 3 か月）であるものと考えられ、ご指摘のような不整合は生じないものと考えます。</p> <p>なお、従前の案では、通常基準日の翌日から次の特例基準日までの期間に特例基準日適用届出書を提出した場合、当該期間の払戻金額と、当該通常基準日の直前の特例基準日から当該通常基準日までの期間の発行額とを比較することとなりますが、当該期間の発行額を事後的に把握することが困難であることから、特例基準日適用届出書を提出してから最初に到来する通常基準日までの間は、「当該通常基準日を含む通常基準期間」の払戻金額と「当該通常基準日の直前の通常基準期間」の発行額を比較するよう、前払式支払手段府令第 42 条第 1 号に関する読替</p>

		規定を修正することとしました。
	●その他	
	▼前払式支払手段に関する内閣府令第25条	
14	前払式支払手段府令第25条において、「又は」を「及び」と修正されているが、その趣旨は何かご教示いただきたい。	払戻しの手続に係る前払式支払手段と権利の実行の手続に係る前払式支払手段がいずれも存在する場合には、いずれの前払式支払手段についても基準日未使用残高を控除する必要があることから、本項の「又は」を「及び」に修正しました。
	▼事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係	5 前払式支払手段発行者関係）
15	事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）Ⅰ-2-1（1）（注）に『当該基準日を含む基準期間』は、『当該通常基準日を含む基準期間』及び『当該基準期間の直前の基準期間』とする。」とあるが、資金決済法第29条の2第1項の規定の適用があり、同項の届出書を8月1日に提出し、9月30日に残高報告を行う場合、前述の期間は以下の理解でよいか。 ・当該通常基準日を含む基準期間とは7月1日～9月30日を指す。 ・当該基準期間の直前の基準期間とは4月1日～6月30日を指す。	貴見のとおりです。
16	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者関係）Ⅱ-3-2-2において、「必要に応じて法第24条に基づき報告書を徴収することなどにより、当該払戻し手続が適正に行われたことを確認すること」となっており、現状は以下のような4段階での報告が行われている。 1. 払戻し手続等に係る報告及び廃止の届出 2. 払戻し公告に関する届出 3. 前払式支払手段の発行の廃止に関する報告 4. 払戻し完了報告 監督手法として、払戻し手続が適正に行われていることを確認するために報告を求めることは必要な施策であると理解するが、資金決済法第24条が求める「前払式支払手段発行者の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための報告」という主旨を超えて過剰な業務負担から業務の健全かつ適切な運用を確保することが困難となる状況も散見されるため、規定または運用において報告手続きの効率化を求める。	前払式支払手段府令第41条第7項第2号により、払戻し完了報告書において前払式支払手段の未使用残高の記載を求める場面を、払戻し後に発行保証金の取戻しを行う場合に限ることとしており、払戻しに関する報告手続の効率化を図っております。
17	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者関係）Ⅱ-3-1-2（2）①における「障害等発生報告」について、以下のとおり対応を求める。 ①「一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合」には除くとされているが、当該除外条件を敷衍して「利用者に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じている場合等」を	①ご指摘の「利用者に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じている場合等」の内容は明らかではありませんが、利用者に特段の影響が生じなかった場合や影響が極めて軽微であった場合にまで報告を求めるものではありません。 ②貴重なご意見として承ります。

<p>条件として軽微な障害については除外する規定または運用を求める。このように実効性を確保した上で事務手続きの効率を高めることは、本来業務である障害の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等への対応を促進することができると思う。</p> <p>②アプリケーション提供事業者の支配的な立場にないプラットフォーム事業者等が、提供する決済システムに起因するような障害については、アプリケーション提供事業者が決済システムの選択権がなく事業支配も一切及ばないため、アプリケーション提供事業者の責に帰すべき事由ではないと考えられ、本来の報告の制度趣旨を超えた運用となっているものと思料される。そのため、報告手続の改善を求める。</p>	
--	--

● 犯罪による収益の移転防止に関する法律関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	● 仮想通貨交換業者の特定取引	
	▼ 犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1項第1号タ	
1	<p>犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号タにおいて「仮想通貨の交換等であつて、当該仮想通貨の交換等に係る仮想通貨（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。レ及び第三項第二号において同じ。）の価額が二百万円を超えるもの」を特定取引とするとの規定があるが、実際には、仮想通貨交換業者への為替取引と同じ経済効果であり、犯罪収益の移転防止を目的とする法律の主旨からも、送金等と同じく、10万円を超えるものに変更すべきである。</p>	<p>仮想通貨交換業者の特定取引に係る敷居値については、マネー・ローンダリング、テロ資金対策を目的とした国際的な要請や、現行の犯罪収益移転防止法令における規定との整合性を踏まえ規定しています。</p>
	▼ 犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1項第1号レ	
2	<p>犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号レは、仮想通貨交換業者が仮想通貨の交換等とは別に仮想通貨の受取、送付及び保管のみの機能を有するサービスを提供する場合には、適用されないという理解でよいか。</p>	<p>犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号レは、仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為を特定取引としていることから、ご質問のサービスの対象となる仮想通貨が、仮想通貨交換業に関し管理するものに該当する場合には、同号レの適用を受けることになります。</p>
3	<p>仮想通貨交換業者が仮想通貨の交換等とともに仮想通貨の受取、送付及び保管の機能を有するサービスを提供している場合において、利用者との契約に基づいて、口座を解約する目的等のため、当該利用者との仮想通貨の交換等を停止したときは、犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号レの規定は適用されないという理解でよいか。例えば、口座を解約する必要があるが、仮想通貨の残高があるため、口座を解約することができない場合において、一度に10万円相当額しか仮想通貨を移転（出金）するこ</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、仮想通貨交換業者が、顧客等からの依頼に基づいて口座から10万円相当額超の仮想通貨を移転する場合には、犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号レが適用されることとなります。また、10万円相当額を超える仮想通貨を移転しようとする際に、一回当たりの取引金額を減少させるために取引を分割した場合、一連の取引は10万円相当額超の取引として特定取引に該当することになります（同条第3項）。ただし、口座管理手続等のために、顧客等か</p>

	とができないという状況は、不合理であると思われる。	らの依頼に基づかず利用者の仮想通貨の移転を行う場合には、同号レの適用はありません。 また、仮想通貨交換業者が顧客等との間で行う口座を開設する契約の締結は、犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号ヨの取引に該当すると考えられることから、口座開設時に取引時確認を行った顧客等との間で同号レの取引を行う場合には、犯罪収益移転防止法施行規則第16条に定める方法により、既に取引時確認を行っていることを確認すれば足りることとなります。
4	「仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為」について、どのような行為・場面を想定しているのか。例えば、ビットコインの場合、顧客等が自ら相手先を指定して移転を行うことができるかと理解するが、その指示を行うためのソフトウェア（いわゆるバーチャル・ウォレット等）の提供だけでは依頼を受けていることには該当しないという理解でよいか。	仮想通貨交換業者が、顧客等からの依頼に基づいて口座から仮想通貨を移転する行為を想定しています。 後段については、ご質問の「その指示を行うためのソフトウェア（いわゆるバーチャル・ウォレット等）の提供」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、仮想通貨交換業者が顧客等の口座開設を行っただけでは、顧客等からの依頼を受けていることにはなりません。
5	仮想通貨交換業者が仮想通貨の移転に必要な秘密鍵の情報を顧客等から預かり、顧客等の指示・認証を顧客のために行うことは、犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号レにおける「仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為」に該当することとなるのか。	ご質問の「顧客等の指示・認証を顧客のために行うこと」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、仮想通貨交換業者が仮想通貨の移転に必要な秘密鍵の情報を顧客等から預かり、顧客等の依頼に基づいて仮想通貨の移転を行うことは、犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号レの「仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為」に該当することとなります。
6	犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号レにおける「仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為」について、資金決済法第2条第7項に規定する仮想通貨交換業には該当しないが、その整合性は問題ないか。	仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為については、マネー・ローンダリング、テロ資金対策を目的とした国際的な要請や、現行の犯罪収益移転防止法令における規定との整合性を踏まえ、特定取引として規定するものです。
●経過措置		
7	改正法の施行前に、仮想通貨交換業を営んでいた者が、改正法施行後6ヶ月間の猶予期間中に登録なく業務を営む場合には、「仮想通貨交換業者とみなして新資金決済法の規定を適用する。」とされている。(改正法附則第8条第2項)。これに対して、犯罪収益移転防止法には同様の規定がないところ、登録を受けてから初めて特定事業者として犯罪収益移転防止法を遵守すれば足りるという理解でよいか。なお、その場合、仮想通貨交換業者が、法施行後、登録までの間に、犯罪収益移転防止法相当の本人確認を行った場合、当該確認も経過措置の対象となり、登録後に本人確認として利用できるという理解でよいか。	改正法の施行の際に現に仮想通貨交換業を行っている者については、登録を受けるまでの間、みなし仮想通貨交換業者として改正後の資金決済法の規定が適用されるところ、改正後の資金決済法に規定する仮想通貨交換業者を特定事業者とする犯罪収益移転防止法についても、同様に適用されることとなります。したがって、施行の際、現に仮想通貨交換業を行っている者は、改正法の施行後登録までの間も、顧客等と特定取引を行う際には取引時確認を行う必要があります。なお、仮想通貨交換業を行っている者が改正法の施行日前の取引の際に取引時確認に相当する確認を行っている場合には、原則として、施行日以後の取引の際に改めて取引時確認を行

8	<p>仮想通貨交換業者が新犯罪収益移転防止法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法相当確認（新犯罪収益移転防止法相当の記録作成及び保存をしている場合）を行っている顧客等との間で行う新犯罪収益移転防止法施行日以降の取引については新たに取引時確認等を行わなくてよいとある。</p> <p>①新犯罪収益移転防止法施行日以降、新規特定事業者となる日までに新犯罪収益移転防止法相当確認が行われなかった顧客等については、それまでに口座開設契約（反復継続的な契約）を締結していたとしても、本人確認が行われるまで、当該反復継続契約に基づく、仮想通貨の交換等のサービスの提供を停止する必要があるのか。条文上は、犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号ヨに規定する新たな反復継続契約の締結、同号タの200万円以上の単発取引、同号レの10万円以上の移転のいずれかが新たに生じるまでは本人確認は不要とも考えられる（従って200万円未満の取引や、10万円未満の移転を複数回行うことも可能）ため、念のため確認したい。</p> <p>②上記①で本人確認が行われるまで、当該反復継続契約に基づく、仮想通貨の交換等のサービスの提供を停止する必要がある場合、未執行の発注済み注文や未決済の建玉を有する顧客については、当該未執行・未決済の取引についてはどのように処理すれば良いか。サービス停止による影響が大きいと考えられるため、新犯罪収益移転防止法の施行前に発注された取引についての執行や建玉解消については、本人確認をせず送ってよいか。条文上はあくまで執行に過ぎないことから、本人確認の対象外として考えて良いように思われるが確認したい。</p>	<p>う必要はありません。</p> <p>仮想通貨交換業者は、顧客等との間で、改正法の施行日以後に犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号に規定する特定取引を行う際に、取引時確認を行う必要があります。したがって、施行日前に口座開設済みの顧客等との間で、施行日以後に、特定取引に該当しない取引を反復継続的に行っていたとしても、その時点で取引時確認を行わなければならないものではありません。</p>
9	<p>新規特定事業者となる前に既に犯罪収益移転防止法第4条第1項第1号及び同条第4項に定める本人特定事項の確認に相当する確認を行っている既存顧客（例えば自然人の場合に免許証の確認を行っている既存顧客）について、新たに新犯収法に基づく本人確認を行う方法としては、改めて犯罪収益移転防止法第4条第1項第1号や第4項の確認を行う必要は無く、追加で犯罪収益移転防止法第4条第1項第2～4号の事項の確認を行えばよいという理解でよいか。既に免許証等を確認した顧客であり、このような顧客については不足分のみ追加で確認することで足りるようにして頂けるとありがたい。</p>	<p>既に犯罪収益移転防止法施行規則第6条に規定する本人特定事項の確認方法に相当する方法により確認を行っており、確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合には、ご理解のとおりです。</p>
<p>●本人特定事項の確認方法等</p>		
10	<p>仮想通貨交換業者について、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認が義務付けられたが、犯罪収益移転防止法においては、非対面取引の場合、</p>	<p>仮想通貨交換業者の顧客が海外居住者である場合であっても、犯罪収益移転防止法令に基づく取引時確認を行う必要があります。なお、犯</p>

	居所に簡易書留等の転送不要郵便の郵送を求められるなど、海外居住者の本人確認についての考慮がされていないと思われる。国外居住者の本人確認等については、確認事業者のリスクベースアプローチによる創意工夫の余地を認めるべきではないか。	罪収益移転防止法施行規則第6条に規定する本人特定事項の確認方法は、犯罪収益移転防止法上の全ての特定事業者に共通しています。 なお、同条第1項第1号口における取引関係文書の送付方法は、国際郵便サービスや宅配便等（引受け及び配達記録がなされ、受取人から署名を受けるとされているもの）についても認められると考えられます。
11	非居住者に対しては、犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1号ホに規定される転送不要書留郵便の送付が必ずしも行えない場合が考えられる（転送不要サービスを提供する業者がない等）が、代替措置として提示を受けた本人確認書類又は保管書類の送付を受けることによいこととしてもらいたい。	ご質問の「提示を受けた本人確認書類又は保管書類の送付を受けること」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、仮想通貨交換業者の顧客が海外居住者である場合であっても、犯罪収益移転防止法令に基づく取引時確認を行う必要があります。本人特定事項の確認方法は、犯罪収益移転防止法上の全ての特定事業者に共通しています。 なお、犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第1号口における取引関係文書の送付方法は、国際郵便サービスや宅配便等（引受け及び配達記録がなされ、受取人から署名を受けるとされているもの）についても認められると考えられます。
12	現状では、システム上にアップロードされた写真をもとに住所・氏名をシステム上に登録された住所・氏名と照合し、本人確認をしている。法施行後のオペレーションを明確にしたいが、具体的・実務的な本人確認のルール（またはガイドライン）が策定される予定はあるか。	本人特定事項の確認方法及び必要とされる本人確認書類については、犯罪収益移転防止法施行規則第6条及び第7条に規定されています。
	●その他	
13	顧客が外国PEPsに該当するかどうかや顧客の実質的支配者を完全に把握するのは非常に困難が予想される。現行のJBAガイドラインでも外部のPEPs情報取得の義務付けは大口（tier2 50万/日）以上となっているが、日本証券業界のガイドラインの様に緩やかな適用を希望する。（顧客の自主申告制など）	犯罪収益移転防止法に基づく外国PEPsであることの確認は、商業用データベースを活用して確認する方法のほか、インターネット等の公開情報を活用して確認する方法、顧客等に申告を求める方法等が考えられ、特定事業者がその事業規模や顧客層を踏まえて、各事業者において合理的と考えられる方法により行われることとなり、確認ができた範囲内において厳格な顧客管理を行うこととなります。 上記は、犯罪収益移転防止法上の全ての特定事業者に共通しています。 また、実質的支配者の確認は、犯罪収益移転防止法施行規則第11条第1項により、顧客等の代表者等から申告を受けると規定されています。

● 電子記録債権法関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●電子記録債権法施行令	
	▼第9条	
1	政令第9条における、「その記録の内容に抵	電子記録債権法施行令第9条に該当する具体

	<p>触する…記録機関変更記録」とはどのような場合を想定しているのか。</p>	<p>的な場合については、実際の電子記録の内容を踏まえ個別に判断する必要があると考えますが、例えば、発生記録において記録機関変更記録をしないこととしているにもかかわらず、それに反し、記録機関変更記録が行われることを前提とした記録が行われているような場合が該当するものと考えられます。</p>
--	---	---

● 貸金業法施行令、施行規則関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<p>● 貸金業の範囲からの除外</p>		
<p>▼ 貸金業法施行令第1条の2第6号</p>		
1	<p>特例を設ける事はあまり望ましいとは思われない。また、これによる不正が発生せず、必要ある際に当該貸付についての追跡が可能なのであれば、認めて良いのであるが、これは株価操作等の原因となりやすい事であると思われるので、基本的には反対である。社会的に望ましくない事態を多発させる危険性がある改正は、行わない方が良いのではないかと考える。また、「こういう理由が必要である」という説明が行われているのであれば良いのであるが、今回の意見募集ではそれは行われておらず、必要性がよく分からない事も合わせ、反対である。</p>	<p>今般の改正は、企業グループの戦略的な事業編成及び資金管理の効率化に資することを目的として、企業グループに属する会社等が行う当該企業グループに属さないこととなってから一年以内の会社等への貸付け及びその親会社等が共同出資する会社への貸付けを貸金業の範囲から除外するものです。</p>
<p>● 貸金業法施行規則別紙様式</p>		
<p>▼ 貸金業法施行規則別紙様式第6号</p>		
1	<p>貸金業法施行規則別紙様式第6号「廃業等届出書」並びに貸金業者向けの総合的な監督指針別紙様式23及び23-2「残貸付債権の状況等に係る報告書」の「1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針」の記載上の注意に、施行令第1条の2第6号イ及びロについての記述があるが、今回追加される施行令第1条の2第6号ハについても記載する必要があるのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、各別紙様式を修正致します（貸金業法施行規則別紙様式第6号、「貸金業者向けの総合的な監督指針」別紙様式23及び23-2）。</p>